

第Ⅰ部 ～この10年を振り返って～

の位置付け等についても考え方を整理することが求められている。これまでの審議では、漢字使用の目安となる「国語施策としての漢字表」の必要性が再確認され、現行の常用漢字表に追加する必要がある字種や削除する必要がある字種の検討を行っている。

また、平成19年7月25日には、漢字小委員会に加えて、国語分科会に日本語教育小委員会も設置された。日本語教育小委員会では、関係者からのヒアリングと審議を経て、「国語分科会日本語教育小委員会における審議について」をまとめた。このまとめは、国語分科会から、20年2月1日の文化審議会総会に報告された。平成20年3月現在、このまとめで述べられている検討課題（日本語教育における内容の改善，体制の整備，連携協力の推進）について順次審議を進めている。

第Ⅱ部

～10年間の文化行政のあらまし～

第1章 文化振興施策の総合的な推進

第1節 文化庁の組織

1. 文化庁の設置と沿革

昭和43年に政府全体として行政機構の簡素化のため、各省庁の内部部局について1局を整理削減することが決定された。文部省（当時）においては、これを機に、文化行政の一体的な推進を図るため、芸術文化に関する行政と国語、著作権及び宗教に関する行政とを所掌していた文化局と、外局である文化財保護委員会を統合して、新たに文化庁を設置することとした。

このように文化庁創設は、直接的には行政改革の流れを受けて実現したものであるが、従前は分離していた文部省文化局所掌の芸術文化行政と、文化財保護委員会所掌の文化財保護行政とを一体化し、文化行政を総合的な形で調和的・効果的に推進しようとしたものである。このことにより、我が国に古くから伝えられた文化を継承し発展させつつ、その基盤の上に立つ新しい文化の振興を図る体制が整えられた。

文化庁は、このような経緯で、昭和43年6月15日「文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行うこと」を任務とし、長官官房（庶務、会計、国際文化の3課）、文化部（文化普及、芸術、国語、著作権、宗務の5課）、文化財保護部（管理、記念物、美術工芸、建造物、無形文化の5課）の1官房2部13課及び10付属機関（国立の博物館、美術館、国語研究所、文化財研究所、日本芸術院）の組織で文部省の外局として設置された。

その後、昭和49年、59年、平成6年、10年、13年、の5度にわたる改組を経て、長官官房（政策課、著作権課、国際課の3課）、文化部（芸術文化課、

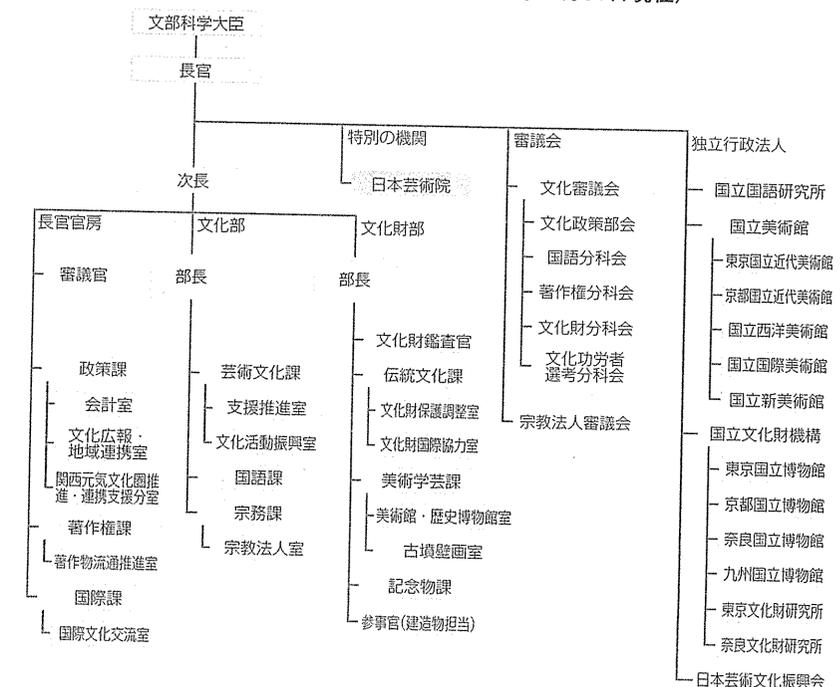
国語課、宗務課の3課）、文化財部（伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官の3課1参事官）の1官房2部9課1参事官として現在に至っている。

2. 現在の組織

現在、文化庁の組織は、図1-1のとおり、内部部局、特別の機関、審議会及び所管する独立行政法人から成っている。

内部部局は、長官官房、文化部及び文化財部から構成されている。長官官房においては、文化庁全体の事務の連絡調整をはじめ、人事、会計、広報、著作権制度の整備に係る事務、基本的な政策の企画、文化の振興及び普及に

図1-1 文化庁の組織（平成20年3月31日現在）



係る国際的諸活動についての総合的な企画などを行っている。文化部においては、芸術創造活動の振興、地域における文化の振興、国語の改善、日本語教育の振興、宗教法人制度の運用等を行っている。文化財部においては、文化財の保存と活用のため、その指定、管理・修理・復旧、現状変更等の規制、公開、調査等を行っている。

このほか、特別の機関として、功績顕著な芸術家優遇のための日本芸術院がある。

所管する独立行政法人としては、文化財を収集・保管し、観覧に供するとともに、関連する調査研究を行う四つの博物館と、美術、芸能及び文化財の保存等に関する調査研究等を行う二つの文化財研究所を有する国立文化財機構、美術作品等を収集・保管し、観覧に供するとともに、関連する調査研究を行う五つの美術館を有する国立美術館、国語に関する調査研究等を行う国立国語研究所、芸術家等が行う芸術の創造又は普及を図るための活動等への援助や、我が国古来の伝統的な芸能や現代の舞台芸術の振興及び普及等を行う日本芸術文化振興会がある。

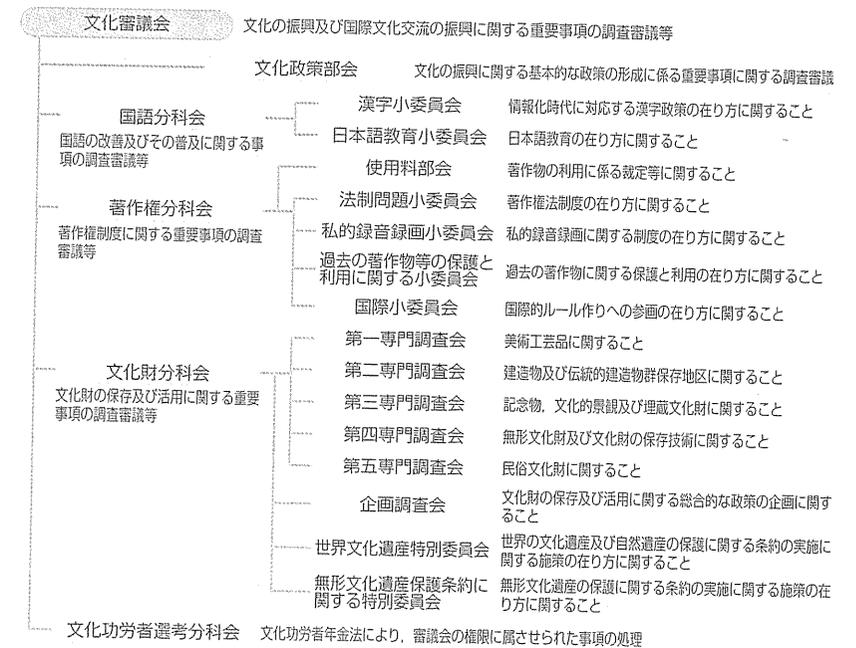
さらに、諮問に応じて文化行政に係る重要事項を調査審議し、必要と認められる事項を建議する文化審議会と、宗教法人法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する宗教法人審議会の二つの審議会が設置されている。

3. 省庁再編と文化審議会の発足

平成13年1月の中央省庁等改革により、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、従来の国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会及び文化功労者選考審査会の機能を整理・統合し、新たに文化審議会が設置された（13年2月発足）。

文化審議会には、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会の4分科会のほかに、文化政策部会などが置かれ、審議が行われている。

図1-2 文化審議会組織図（平成20年3月31日現在）



（これまでの主な答申等）

- 「文化を大切に作る社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して（答申）」（平成14年4月）
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針について（答申）」（平成14年12月）
- 「これからの時代に求められる国語力について（答申）」（平成16年2月）
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて（答申）」（平成19年2月）
- 「敬語の指針（答申）」（平成19年2月）

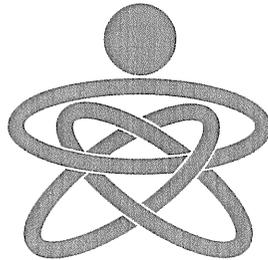
■文化庁シンボルマーク

わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成した。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件（応募者数221名）の中から、文化庁内において選考を重ね、決定した。

文化庁の「文」の文字をモチーフに3つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がり表現している。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」である。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等に表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどで表示することにより、文化を大切にす社会の構築に向けて活用している。



■第2節 文化芸術振興基本法と文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術の振興に対する国民の要望の高まりなどを背景に、議員立法として、「文化芸術振興基本法」が、平成13年11月30日に成立し、同年12月7日に公布・施行された。

また、文化芸術振興基本法の成立後、平成14年12月10日に、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が、19年2月9日に、第2次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下、「第2次基本方針」という。）が閣議決定された（参照：第I部第1章）。

■第3節 文化芸術に関する法律の整備

文化芸術振興基本法の成立をはじめとして、近年、文化芸術に関する法令の整備が一層進んでいる。

1. 文字・活字文化振興法

(1) 立法の経緯

文字・活字文化は、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識・知恵の継承・向上や豊かな人間性の涵養^{かんよう}、健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであり、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与するものである。

このような重要性にかんがみ、従来、文字・活字文化の振興が図られてきたが、国民の読書・活字離れに関する指摘や、平成15年7月にOECD（経済協力開発機構）が実施したPISA調査（生徒の学習到達度調査）において読解力の低下傾向が明らかとなったことなどを受け、文字・活字文化の振興が重要な政策課題として認識されるようになった。

そのような状況を踏まえ、それまで趣旨や目的が異なる各種の制度・枠組みの下で行われてきた個々の施策について、文字・活字文化を振興する観点から、それらを貫く基本理念を定め、施策の総合的な推進を図るべく、平成17年7月に議員立法により「文字・活字文化振興法」が制定された。

(2) 法律の内容

本法律は、文字・活字文化の振興に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地域における文字・活字文化の振興や、学校教育における言語力の涵養^{かんよう}、文字・活字文化の国際交流の促進、10月27日を「文字・活字文化の日」とすることなどを定めている。このことにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目

的としている。

(3) 法律の内容に関連した文化庁の取組

本法律の内容に関連して、文化庁では、我が国の優れた文学作品等を英語等に翻訳して諸外国で出版することにより、我が国の文化を海外へ発信するとともに我が国の文学水準の向上を図る、「現代日本文学の翻訳・普及事業」を実施している。また、法律施行後初めての「文字・活字文化の日」である平成17年10月27日には、「文字・活字文化の日シンポジウム」を文化庁主催で開催した。

2. 知的財産・著作権分野

文化芸術施策の基盤としての重要性がますます増大している知的財産分野においては、平成14年に「知的財産基本法」が制定され、これに基づく「知的財産推進計画」を毎年策定している。また、16年には、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が制定され、コンテンツの創造、保護、活用の促進に関する基本理念が定められた。

著作権分野については、著作物などの円滑な利用を促進するために、契約システムのうち、他人の権利を信託などによって預かり管理する「管理事業」について、平成13年に施行された著作権等管理事業法により規制緩和が実施された。また、著作権法については、「WIPO（世界知的所有権機関）著作権条約」等への対応、障害者の著作物利用に係る権利制限規定の見直し、実演家への人格権の付与、映画の著作物の保護期間の延長、音楽レコードの環流防止措置、放送の同時再配信の円滑化や罰則の強化など、11年度から19年度までに、6度にわたって改正されている（参照：第Ⅱ部第7章第1節1.）。

3. 文化財保護分野

文化財の保護に関しては、平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関連法律の整備等に関する法律」により、文化財保護法について、機関委任事務制度の廃止等を内容とする改正が行われた。また、14年には、不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定と文化財保護法の改正を行い、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結した。さらに、16年には、「文化的景観」や「民俗技術」を新たに保護の対象にすることなどを内容とする文化財保護法の改正が行われ、17年4月に施行された（参照：第Ⅱ部第4章第2節）。

平成18年6月には、「海外の文化遺産の保護に関する国際的な協力の推進に関する法律」が制定・施行されている（参照：第Ⅰ部第11章）。

さらに、「武力紛争の祭の文化財の保護に関する条約」及び関係議定書を締結し、その国内実施法として平成19年4月に「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定した（参照：第Ⅱ部第4章第2節）。

第4節 文化芸術振興のための予算措置

1. 文化庁予算の沿革

文化庁が発足した昭和43年度の予算は、それまでの文部省文化局関係予算と文化財保護委員会関係予算を一本化したもので、総額49億5,993万円であった。その後、文化財保護法の画期的な改正や芸術文化の振興施策の充実、国立文化施設の整備等により、その増額が図られてきた。10年後の53年度予算は334億564万円で、43年の6.7倍という高い伸び率を示した。

その後、昭和55年度までは増加し、400億2,453万円に達したが、国立文化施設の整備が一段落したことや厳しい財政事情もあって、大幅な伸びを見ないまま推移した。20年後の63年度予算は378億円2,318万円で、43年度の7.6倍

表1-1 国の一般会計，文部科学省（文部省）及び文化庁予算の伸び

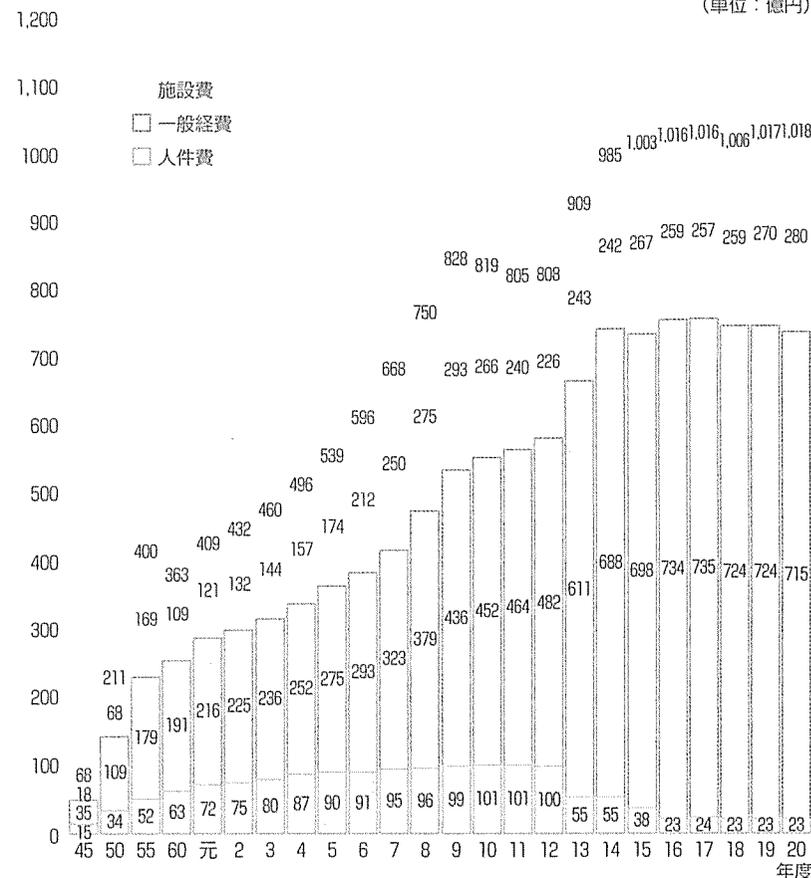
(単位：百万円)

年度	国の一般会計		文部科学省(文部省)所管一般会計		シェア (B/A)%	文化庁予算		シェア	
	予算額(A)	増加率%	予算額(B)	増加率%		予算額(C)	増加率%	(C/A)%	(C/B)%
43	5,818,598	17.5	652,496	11.6	11.21	4,960	1.1	0.09	0.76
44	6,739,574	15.8	742,228	13.8	11.01	5,492	10.7	0.08	0.74
45	7,949,764	18.0	845,588	13.9	10.64	6,752	22.9	0.08	0.80
46	9,414,315	18.4	984,844	16.5	10.46	8,808	30.5	0.09	0.89
47	11,467,681	21.8	1,181,155	19.9	10.30	11,265	27.9	0.10	0.95
48	14,284,073	24.6	1,420,053	20.2	9.94	14,342	27.3	0.10	1.01
49	17,099,430	19.7	1,774,180	24.9	10.38	17,335	20.9	0.10	0.98
50	21,288,800	24.5	2,403,589	35.5	11.29	21,173	22.1	0.10	0.88
51	24,296,011	14.1	2,759,831	14.8	11.36	23,814	12.5	0.10	0.86
52	28,514,270	17.4	3,140,942	13.8	11.02	27,868	17.0	0.10	0.89
53	34,295,011	20.3	3,617,416	15.2	10.55	33,406	19.9	0.10	0.92
54	38,600,143	12.6	4,036,737	11.6	10.46	38,521	15.3	0.10	0.95
55	42,588,843	10.3	4,266,838	5.7	10.02	40,025	3.9	0.09	0.94
56	46,788,131	9.9	4,468,677	4.7	9.55	39,630	△ 1.0	0.08	0.89
57	49,680,837	6.2	4,584,834	2.6	9.23	39,901	0.7	0.08	0.87
58	50,379,603	1.4	4,533,753	△ 1.1	9.00	38,305	△ 4.0	0.08	0.84
59	50,627,214	0.5	4,572,041	0.8	9.03	36,304	△ 5.2	0.07	0.79
60	52,499,643	3.7	4,574,102	0.0	8.71	36,323	0.1	0.07	0.79
61	54,088,643	3.0	4,572,197	△ 0.0	8.45	36,346	0.1	0.07	0.79
62	54,101,019	0.0	4,573,740	0.0	8.45	36,374	0.1	0.07	0.80
63	56,699,714	4.8	4,576,594	0.1	8.07	37,823	4.0	0.07	0.83
元	60,414,194	6.6	4,637,929	1.3	7.68	40,945	8.3	0.07	0.88
2	66,236,791	9.6	4,798,772	3.5	7.24	43,237	5.6	0.07	0.90
3	70,347,419	6.2	5,055,944	5.4	7.19	45,979	6.3	0.07	0.91
4	72,218,011	2.7	5,319,466	5.2	7.37	49,598	7.9	0.07	0.93
5	72,354,824	0.2	5,426,472	2.0	7.50	53,897	8.7	0.07	0.99
6	73,081,669	1.0	5,543,160	2.2	7.58	59,584	10.6	0.08	1.07
7	70,987,120	△ 2.9	5,639,307	1.7	7.94	66,765	12.1	0.09	1.18
8	75,104,924	5.8	5,753,859	2.0	7.66	75,003	12.3	0.10	1.30
9	77,390,004	3.0	5,819,763	1.1	7.52	82,839	10.4	0.11	1.42
10	77,669,179	0.4	5,790,899	△ 0.5	7.46	81,888	△ 1.1	0.11	1.41
11	81,860,122	5.4	5,870,679	1.4	7.17	80,504	△ 1.7	0.10	1.37
12	84,987,053	3.8	5,883,676	0.2	6.92	80,933	0.5	0.10	1.38
13	82,652,379	△ 2.7	6,578,394	11.8	7.96	90,949	12.4	0.11	1.38
14	81,229,993	△ 1.7	6,579,815	0.0	8.10	98,476	8.3	0.12	1.50
15	81,789,078	0.7	6,322,012	△ 3.9	7.73	100,333	1.9	0.12	1.59
16	82,110,925	0.4	6,059,925	△ 4.1	7.38	101,593	1.3	0.12	1.68
17	82,182,918	0.1	5,733,271	△ 5.4	6.98	101,605	0.0	0.12	1.77
18	79,686,024	△ 3.0	5,132,417	△ 10.5	6.44	100,648	△ 0.9	0.13	1.96
19	82,908,808	4.0	5,270,549	2.7	6.36	101,655	1.0	0.12	1.93
20	83,061,340	0.2	5,273,869	0.1	6.35	101,755	0.1	0.12	1.93

※平成13年度より文部科学省（旧科学技術庁を含む）の予算額を揭示

図1-3 文化庁予算の推移

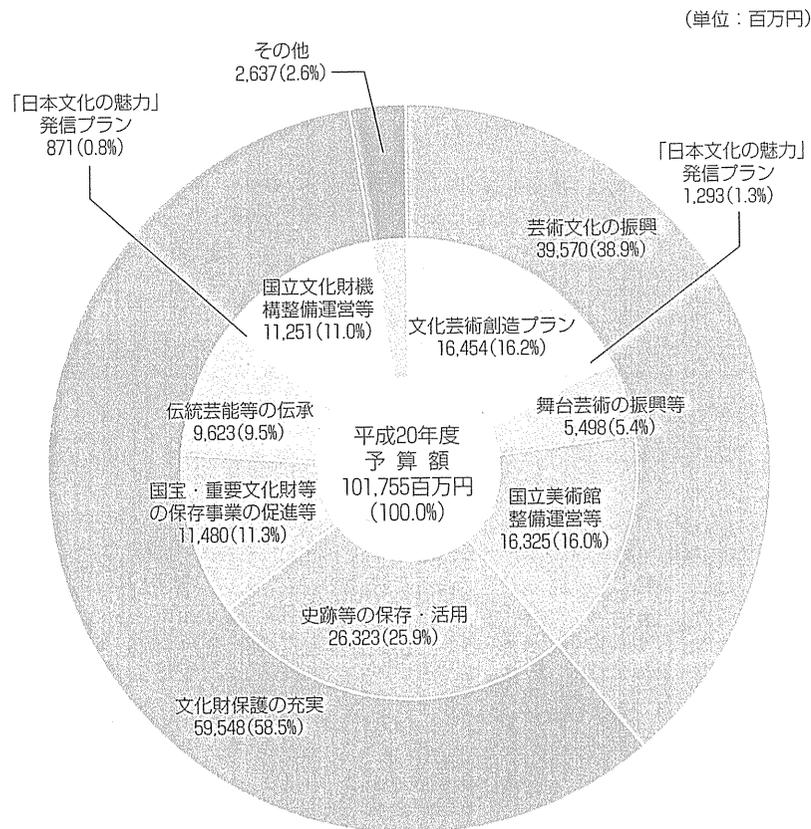
(単位：億円)



となっているものの、53年度に比べると1.1倍にとどまっている。しかしながら平成元年度以降、国民の文化への関心の高まりなどを踏まえ、芸術文化の振興の充実、文化財の保存整備・活用など文化庁予算は大幅な伸びを示し、特に平成6年度から9年度まで毎年10%を超える高い伸び率となった。

平成13年には文化芸術振興基本法が制定され、さらに、同法に基づく基本

図1-4 平成20年度文化庁予算（分野別）



方針が策定されたことにより、国の具体的な施策の方向性が明らかになり、文化庁予算も15年度に初めて1,000億円を超え、20年度は1,017億5,458万円と過去最高額となっている。

昭和43年度の文化庁発足当初から40年間における文化庁予算の推移は図1-3のとおりである。

また、平成20年度の文化庁予算は、図1-4のとおりである。

文化庁予算を分野別に見ると、全体の40%弱が「芸術文化の振興」、60%弱が「文化財保護の充実」に関する経費となっており、この傾向はほぼ一貫している。

2. 文化庁予算の重点事項における最近の状況

文化芸術振興基本法及び第2次基本方針を踏まえた文化庁予算の重点事項について、最近の状況を概観すると以下のようになっている。

(1) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

日本の伝統文化や現代の芸術文化を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術振興に資するような施策により国際文化交流を推進するとともに、文化財保護の国際協力を積極的に推進する。

これらの目的を達成するため、平成20年度は、アジアにおける日本映画特集上映事業に5,900万円、メディア芸術振興総合プログラムに5億4,400万円、アジア美術館長会議に2,400万円、文化庁「文化交流使」の派遣等に1億1,000万円、文化財保護国際貢献事業に1億9,100万円を計上するなど、様々な事業を推進している。

(2) 子どもの文化芸術活動の充実

子どもの豊かな心や感性、創造性をはぐくむため、伝統文化や現代の芸術文化に触れる機会を充実するとともに、学校の文化芸術活動を地域ぐるみで支援する仕組みを構築する。

これらの目的を達成するため、平成20年度は、本物の舞台芸術に触れる機会の確保に34億9,100万円、伝統文化こども教室事業の推進に19億9,500万円、学校の文化活動の推進に2億3,300万円を計上するなど、様々な事業を推進している。

(3) 地域文化の振興

居住する地域にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞・参加が可能となるよう、拠点作りなどの活動への支援が必要であるとともに、地域の文化力を地域経済・観光・教育・福祉をはじめ広くまちづくりに生かすことが必要である。

これらの目的を達成するため、平成20年度は、舞台芸術の魅力発見事業に5億4,000万円、ミュージアムタウン構想の推進に1億8,000万円、ふるさと文化再興事業に5億2,000万円、を計上するなど、様々な事業を推進している。

(4) 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成

関係機関が連携・協力を図り、人材の計画的・系統的な育成を促進するとともに、文化芸術活動を支えるアートマネジメント担当者などの人材育成や質の高い文化ボランティア活動の活発化などが必要である。

これらの目的を達成するため、平成20年度は、新進芸術家海外留学制度に6億7,500万円、芸術団体人材育成支援事業に10億4,300万円、アートマネジメント人材の育成に2,200万円、文化ボランティア支援拠点形成事業に2,800万円を計上するなど、様々な事業を推進している。

(5) 文化財の保存及び活用の充実

文化財は我が国の歴史、伝統、文化等の理解に不可欠なものであると同時に社会の発展の基礎を成すものであり、実効性ある保存・活用の充実が必要である。また、文化財を国民共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成が必要である。

これらの目的を達成するため、平成20年度は、史跡等整備活用事業に57億9,900万円、文化財の保存修理等に78億5,500万円、国宝・重要文化財等の買上げに15億9,100万円、文化財総合的把握モデル事業に1億5,200万円を計上するなど、様々な事業を推進している。

(6) 文化芸術活動の戦略的支援

中長期的な観点に立って、水準の高い活動への重点的支援とその普及や地域性等に配慮した幅広く多様な支援とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援となるよう見直しを行うことが必要である。

これらの目的を達成するため、平成20年度は、芸術創造活動戦略的支援事業に46億6,000万円、映画製作への支援に6億1,900万円、優れた芸術の国際交流に17億9,600万円、芸術祭の開催に3億6,300万円を計上するなど、様々な事業を推進している。

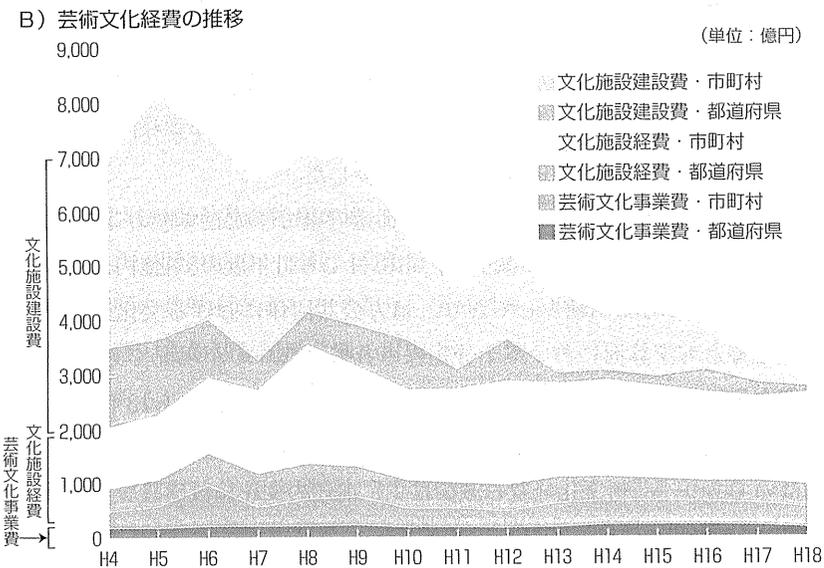
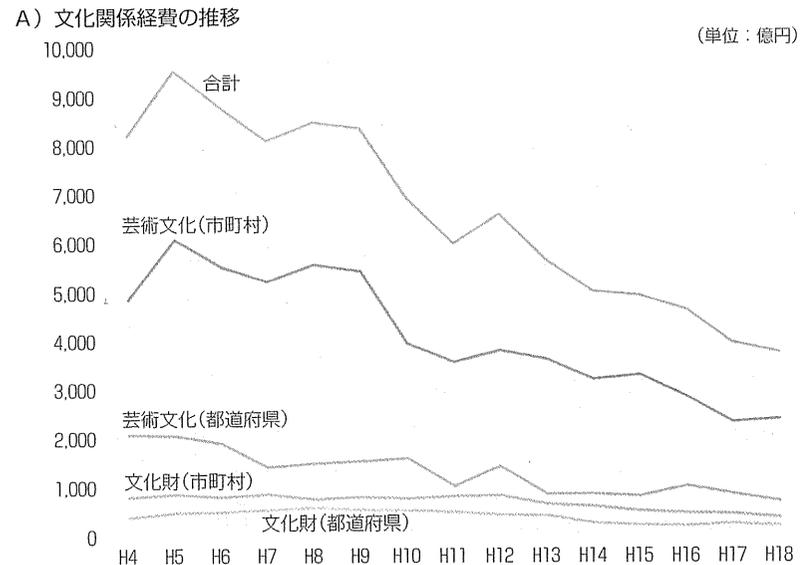
3. 地方公共団体の文化関係経費の推移

地方財政が年々厳しさを増す中、地方公共団体の文化関係経費は、平成5年をピークに減少の一途をたどっている。地方公共団体の文化関係経費の総額は5年度のピーク時9,553億円から18年度の3,776億円へと約60%減少しており、その中でも文化施設建設費は5年度の5,878億円から18年度の472億円へと約92%の大幅な減少があった。

この十年を振り返ってみても、芸術文化経費は、都道府県で平成11年度の1,045億円から18年度の734億円へと約30%減少し、市町村でも11年度の3,593億円から18年度の2,408億円へと約33%減少した。

また、文化財保護経費についても、都道府県で平成11年度の523億円から18年度の233億円へと約55%減少し、市町村でも11年度の831億円から18年度の400億円へと約52%減少しており、地方公共団体における文化芸術の振興が少なくとも予算面において十分担保されていないのが現況である（なお、芸術文化経費のうち、芸術文化事業費は11年度の544億円から18年度の563億円へ、文化施設経費は11年度の2,206億円から18年度の2,106億円へと、ほぼ横ばいであり、芸術文化経費の減少は主に前述の文化施設建設費であることが窺える。）。

図1-5 地方文化経費（グラフ）



第5節 文化芸術活動に関する税制措置

1. 総論

近年、国や地方公共団体において厳しい財政状況が続く一方で、文化芸術に対する国民の意識の高まりにより、非営利活動やボランティア活動が盛んになり、企業のメセナ（芸術文化支援）活動が多様な広がりを見せるなど、民間の果たす役割への期待が大きくなっている。

そもそも、文化芸術を担う主役は国民自身であり、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成することが重要である。

そこで、それら民間における文化芸術活動の発展を支える環境作りを進めるため、文化芸術団体やそれらの団体への寄附者、文化財の所有者などの文化芸術の振興に携わる者に係る税制上の特例措置が講じられている。

特に、文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、文化の向上発展の基礎を成すものであり、その保存・活用を図ることは極めて重要である。そのため、文化財の保護に関しても、種々の税制上の特例措置が講じられている。

2. 文化芸術団体に対する寄附金に関する税制措置

一般に、企業が寄附を行った場合は、当該寄附金について、一定額まで損金算入することが認められている。さらに、芸術の普及向上や文化財などの保存活用、博物館の設置運営等を主な目的とする公益法人のうち、一定の要件を満たす「特定公益増進法人」に対する寄附金については、個人の場合には所得控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金の損金算入限度額に加えて、さらに別枠で損金算入することが認められている。

特に個人の寄附に関しては、平成18年分の所得税から、所得控除の対象となる寄附金の適用下限額が「1万円を超える額」から「5千円を超える額」に引き下げられるとともに、19年度分の所得税より、所得控除の対象となる寄附金の適用限度額が所得の30%から40%に引き上げられるなど、個人によ

る文化芸術に関する支援が行いやすくなってきている。

また、企業などの法人による寄附に関しては、平成20年分の法人税より、前述の損金算入限度額が拡充されることとなり、寄附を促進する環境の醸成が図られている。

3. 文化財に関する税制措置

文化財の分野でも、重要文化財などとして指定、選定、登録された家屋やその敷地については、固定資産税を非課税や2分の1課税とするなど、所有者が文化財を適切に管理する上で必要な税制上の特例措置を講じている。また、重要文化財を国や地方公共団体などへ譲渡した場合は所得税が非課税（史跡などに指定された土地については、特別控除）となり、建造物（登録有形文化財・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を含む。）及びその敷地については、相続税額の算出において、一定の評価減を行うこととされている。

さらに、優れた美術品の美術館・博物館における公開を促進するために、登録美術品として登録された美術品については、相続税の物納の特例措置を設けている。

なお、平成20年度の税制改正においては、20年12月からの新たな公益法人制度において、公益認定を受けた公益法人が保有する能楽堂など重要無形文化財の公演のための施設について、固定資産税を軽減する措置を設けている。

表1-2 文化関係の税制

事項	措置内容	適用年度		
国 税	特定公益増進法人 【公益法人】（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する義務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人 【独立行政法人】 国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会(平成15年10月～)	【個人の寄付金】 「寄付金（所得金額の40%を限度） -5千円」を所得控除（所得税） 【法人の寄付金】 一般の寄付金とは別に「（所得金額の5.0% + 資本等の金額の0.25%）×1/2」を損金算入（法人税）	昭和51年度～ （登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度） 平成13年度～	
	認定特定非営利活動法人 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度～	
	指定公益信託 ・芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務（助成金の支給に限る）を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄付金と同様の取扱い（所得税・法人税）	昭和62年度～	
	指定寄付金 【公益法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用 【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	【個人の寄付金】 「寄付金（所得金額の40%を限度） -5千円」を所得控除（所得税） 【法人の寄付金】 寄付金を全額損金算入（法人税）	昭和40年度～ 平成13年度～	
	相続財産の寄付 【公益法人】（文部科学大臣認定） ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 【独立行政法人】 国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会(平成15年10月～)	非課税（相続税）	昭和52年度～ 平成13年度～	
	重要文化財等の譲渡所得 ・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要文化財（動産又は建物）の譲渡 ・国、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財及び重要文化財に準ずる文化財の譲渡（平成24年12月31日まで）	非課税（所得税） 1/2課税（所得税）	昭和47年度～ 昭和47年度～	
	重要文化財の相続・贈与 ・重要文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与 ・登録有形文化財である家屋等（土地を含む）の相続・贈与 ・伝統的建造物（文部科学大臣が告示するもの）である家屋等（土地を含む）の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除（相続税・贈与税） 財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税） 贈与財産評価額の30/100を控除（相続税・贈与税）	平成16年度～ 平成16年度～ 平成16年度～	
	登録美術品の相続 ・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度～	
	地 方 税	重要文化財等の所有 ・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）	非課税 （固定資産税・特別土地保有税・都市計画税）	昭和25年度～
		・登録有形文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税）	平成17年度～
・登録有形民俗文化財（家屋）		1/2課税（固定資産税）	平成17年度～	
・登録記念物（家屋及びその敷地）		1/2課税（固定資産税）	平成17年度～	
・重要文化的景観を形成している家屋（文部科学大臣が告示するもの）及びその敷地		1/2課税（固定資産税）	平成17年度～	
・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋（文部科学大臣が告示するもの） ・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等		非課税（固定資産税・都市計画税） 税額を適宜免除・軽減 （固定資産税・都市計画税）	平成元年度～ 平成12年度～	
・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設（家屋及びその敷地）	1/2課税（固定資産税・不動産取得税・都市計画税）	平成21・22年度		

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

第2章 芸術創造活動の推進

第1節 芸術創造活動への様々な支援

文化庁では、我が国の文化芸術の振興を図るため、芸術家や芸術団体に対し様々な支援を行っている。

1. 総合的なプランによる支援の充実

(1) アーツプラン21

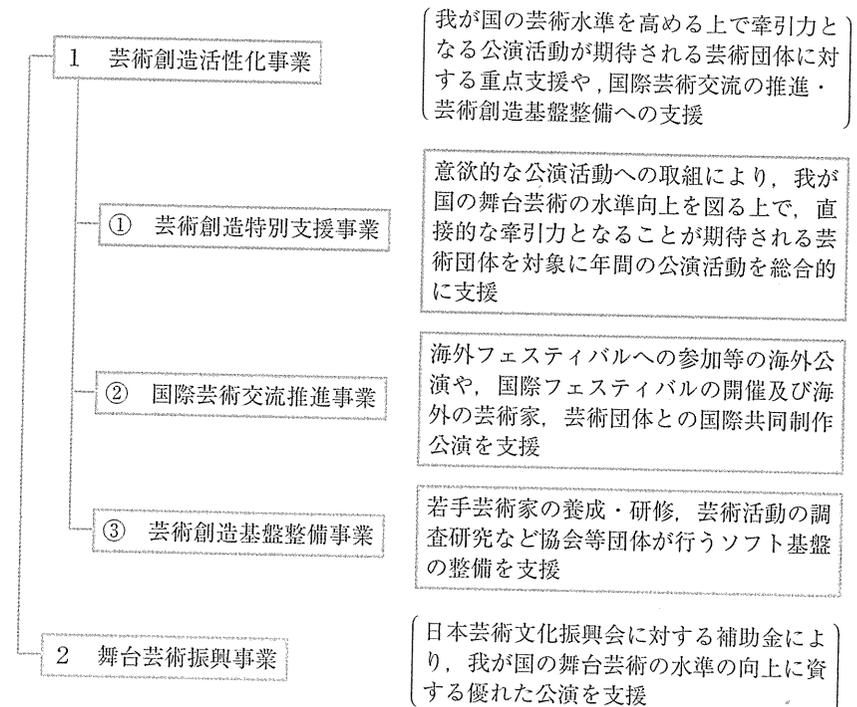
多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にある。このため、芸術家や芸術団体が創造活動に活発に取り組めるような安定した環境を整備するため、それまでの様々な芸術創造活動に対する支援事業を抜本的に拡充する「アーツプラン21」が平成8年度に創設された。

「アーツプラン21」は、①我が国の舞台芸術の水準向上の牽引力となる芸術団体への重点支援、②芸術団体による海外公演や我が国で行われる舞台芸術の国際フェスティバル等の国際交流活動への支援、③次代を担う若手芸術家等の養成研修や調査研究などの芸術創造基盤整備活動への支援、④芸術文化振興基金を通じた優れた公演への支援を総合的に行うものである。

表2-1 アーツプラン21予算額の変遷 (単位：百万円)

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算額	3,206	3,805	4,208	4,583	4,968	6,369
前年度比	-	599	403	375	385	1,401

図2-1 アーツプラン21の概要



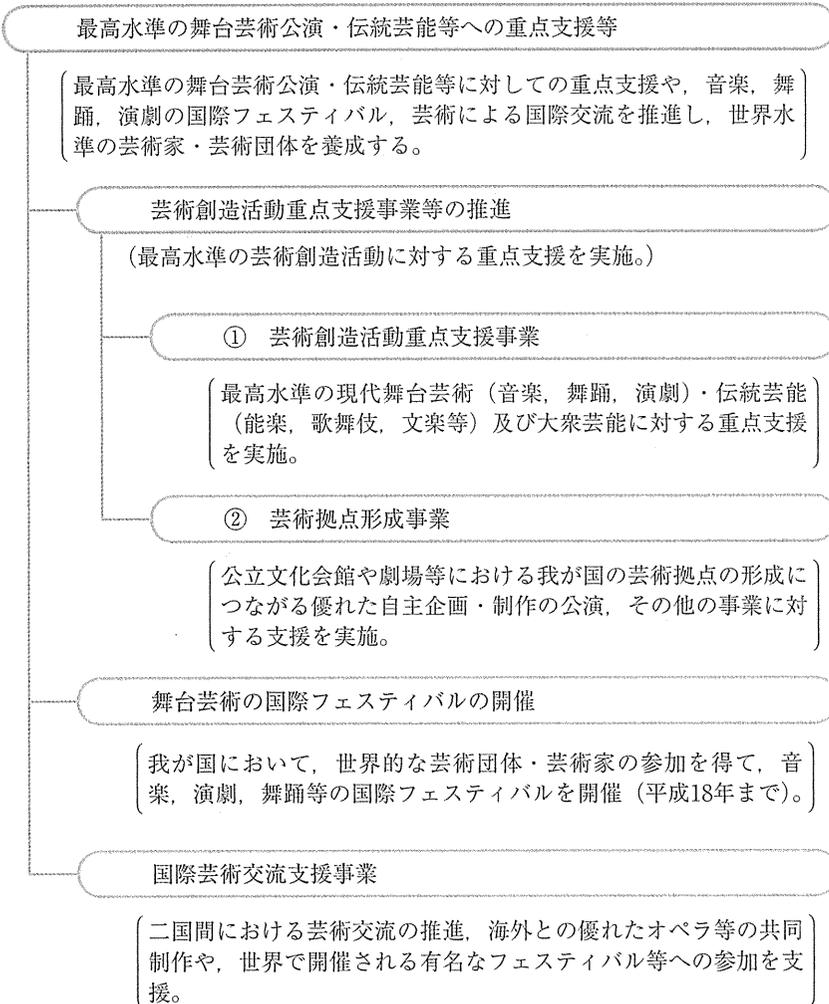
(2) 文化芸術創造プラン

平成14年度、「世界水準の芸術家、世界に羽ばたく新進芸術家、感受性豊かな子どもたち」の育成を総合的に行うことを目的として、「アーツプラン21」など従来の支援施策を再構築して始められたものであり、19年度現在も同プランの下、支援の充実が図られている(参照：第I部第4章)。

① 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等

現代舞台芸術(オーケストラ、オペラ、舞踊、演劇等)、伝統芸能(能楽、歌舞伎、文楽等)、大衆芸能(落語、漫才、浪曲等)の分野において、我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となる優れた公演に対して、重点的な支

図2-2 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等の概要



援を行うことにより、芸術文化・伝統文化活動の飛躍的向上を図るとともに、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成する。平成19年度からは、異なる分野のトップレベルの芸術団体と国内各地の芸術拠点である中核的な劇場が各々持つ力を結集し、共同で制作する舞台芸術公演に対して、新たに支援を実施している。

また、優れた芸術の国際交流として、我が国と外国との二国間における芸術交流と海外の優れた芸術団体との共同制作公演や世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援することにより、芸術による国際交流を推進するとともに、世界最高水準の芸術家の養成を図っている。

② 「日本映画・映像」振興プラン

多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本文化を発信する有効な媒体である映画・映像について、五つの柱に基づき振興を進めている（参照：本章第2節）。

特に、日本の新しい強みであるメディア芸術について、我が国を創造と発

表2-2 文化芸術創造プラン予算額の推移（単位：百万円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額	19,259	19,062	20,208	20,328	19,092	18,592	18,448
前年度比	-	▲197	1,146	120	▲1,236	▲500	▲144

信の国際拠点とするため、平成19年度から①メディア芸術の総合的発信、②創造的人材の育成、③推進拠点とネットワークの形成から成るメディア芸術振興総合プログラムを開始した。19年度現在、メディア芸術祭、若手クリエイターの創作支援事業、メディア芸術ラボラトリー事業などを展開している。

③ 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手となる優秀な人材が不可欠である。

このため、高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成することを目的に、「新進芸術家海外留学制度」を実施している。美術、音楽、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術の各分野における新進の芸術家、技術者、プロデューサー、アートマネジメント担当者等が、海外の大学や芸術団体等で実地に研修する際の渡航費・滞在費に係る支援を行っている。1年派遣、2年派遣、3年派遣及び特別派遣（80日間）があり、平成19年度は158名を派遣した。

昭和42年度の制度発足以来、すでに40年が経過しているが、平成19年度までに約2500名が海外で研修を行っており、多くの人が各分野における中核的な人材として活躍している。

また海外での研修の成果を発表する事業も行っており、美術分野では「DOMANI 明日展」と題する展覧会を平成8年度から継続している。19年度は芸術家在外研修制度40周年を記念し、通常より規模を拡大した形で「旅展—異文化との出会い、そして対話」と題する展覧会を開催した。このほか音楽分野（「明日を担う音楽家による特別演奏会」8年度～）、演劇分野（17年度～）、舞踊分野（17年度～）でもそれぞれの研修修了者が出演する公演を行った。

芸術各分野の人材の育成については、それぞれの関係団体や教育機関等が主たる役割を担っており、これらが行う事業に対する支援施策として「芸術

団体人材育成支援事業」を実施している。平成19年度は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、美術、映画等の各分野で188件の事業に対する支援を行うこととした。

（3）芸術文化振興基金

芸術文化振興基金（以下、「基金」という。）は、芸術文化の振興又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、政府の出資金500億円と民間からの出捐金を原資として、平成2年3月末に設けられた。基金総額は、20年1月現在、約653億円（政府出資金541億円、民間出捐金112億円）となっており、その運用益が芸術文化活動に対する助成に充てられている。基金の運用、助

表2-3 芸術文化振興基金による助成実績

	応募件数（件）	交付件数（件）	助成金額（千円）
平成2年度	784	421	2,111,103
平成3年度	1,256	780	3,133,900
平成4年度	1,437	865	2,973,500
平成5年度	1,533	896	2,753,400
平成6年度	1,613	808	2,308,900
平成7年度	1,475	771	2,078,400
平成8年度	1,545	779	1,821,100
平成9年度	1,619	793	1,736,270
平成10年度	1,635	826	1,506,075
平成11年度	1,624	802	1,319,070
平成12年度	1,534	634	976,650
平成13年度	1,599	673	1,104,250
平成14年度	1,629	692	1,191,750
平成15年度	1,677	694	1,225,000
平成16年度	1,722	699	1,388,100
平成17年度	1,565	659	1,452,700
平成18年度	1,622	722	1,565,900
平成19年度	1,606	789	1,769,800
合計	27,475	13,303	32,445,868

成対象活動の募集・決定・交付等の管理業務は独立行政法人日本芸術文化振興会が行っている。2年度の助成開始時から19年度までの助成金の交付実績は1万3,303件・約324億円に上る。

助成の対象としては、すべての国民が芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化団体が行う文化振興又は普及を図るための活動について助成している。

第2節 メディア芸術の振興

科学技術やネットワークの発達、そして国際化が進展する中で、我が国の映画、アニメ、マンガなどのメディア芸術は、“ジャパン・クール”と呼ばれ、国際的に高い評価を受けている。今後さらに、我が国のメディア芸術が、日本の新しい強みとして重要な役割を果たすことが期待される。

平成19年度より、映画の自律的な創造サイクルの確立を目指した、①魅力ある日本映画・映像の創造、②日本映画・映像の流通の促進、③映画・映像人材の育成と普及等、④日本映画フィルムの保存・継承、の四つの柱に、⑤メディア芸術振興総合プログラムを加え、「『日本映画・映像』振興プラン」として推進している（参照：第Ⅰ部第4章第3節）。

1. メディア芸術祭をはじめとした振興

文化庁では、優れたメディア芸術作品の発表や顕彰、鑑賞の場である「文化庁メディア芸術祭」を平成9年度から毎年開催している。来場者数、応募作品数はともに年々増加し、19年度は過去最高の2,091作品の応募があり、この10年間で約3倍に増加している。また、15年度からは海外のメディア芸術祭への参加を支援するなど、我が国の優れたメディア芸術作品の発表の場の拡大にも努めている。

図2—3 「日本映画・映像」振興プラン

多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本文化発信の有効な媒体である映画・映像について、5つの柱に基づき振興を進める。また、特に日本の新しい強みであるメディア芸術について、我が国を創造と発信の国際拠点とすべく、総合プログラムを実施する。

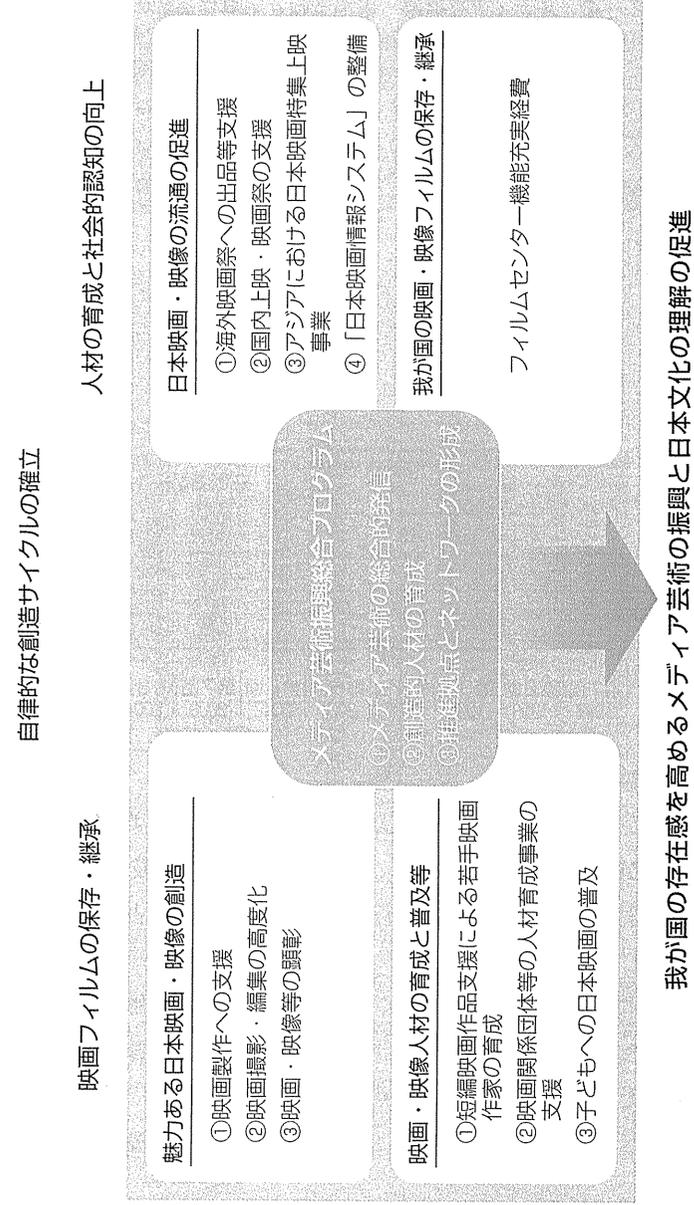
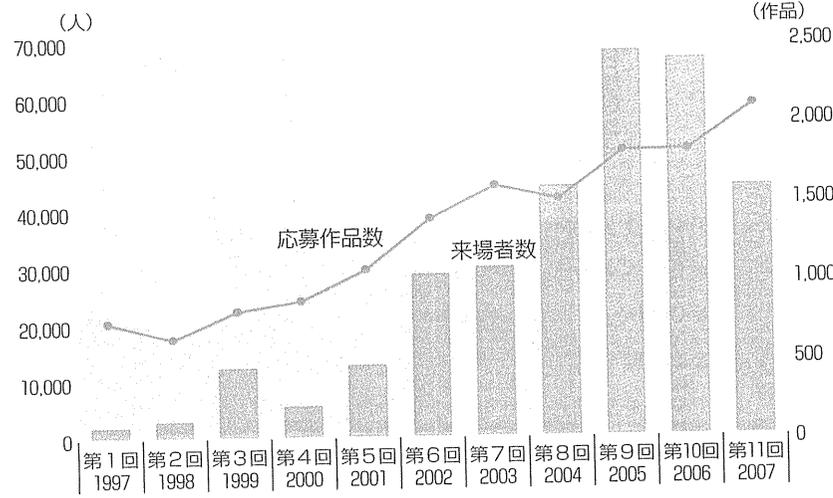


図2-4 メディア芸術祭 来場者数と応募作品数の推移（第1回～第11回）

年度回	1997 第1回	1998 第2回	1999 第3回	2000 第4回	2001 第5回	2002 第6回	2003 第7回	2004 第8回	2005 第9回	2006 第10回	2007 第11回
来場者数	2,173	3,264	12,597	5,718	12,958	28,908	30,179	44,385	68,114	66,765	44,524
来場者/日	1,087	653	1,800	817	1,440	2,628	2,744	4,035	6,192	6,677	4,048
応募作品数	730	624	796	858	1,053	1,375	1,584	1,498	1,797	1,808	2,091



2. 映画の振興

我が国の映画を取り巻く状況は、昭和30年代半ばに映画館入場者数や映画館数が最高値を記録したが、その後、テレビの普及、娯楽の多様化などの影響により、平成14年には興行収入における邦画の占有率が27.1%まで落ち込んでしまった。

日本映画の再生を図るべく、有識者による「映画振興に関する懇談会」が開かれ、平成15年4月24日に「これからの日本映画の振興について」が提言された。現在、制作支援の導入、上映機会の拡大、国内映画祭の普及、海外展開への支援等の12本の柱に基づき日本映画の支援の抜本的拡充を図っている。

図2-5 「これからの日本映画の振興について」～日本映画の再生のために～
—映画振興に関する懇談会提言のポイント—

○文化芸術振興基本法→「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(閣議決定) (平成13年12月) (平成14年12月)
《国が映画振興のために必要な施策を講ずる旨を規定》

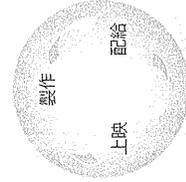
○総合芸術
○IT時代の有力知的財産
○日本文化の発信手段

映画の今日的意味

《国の映画振興の基本的方向》

1) 文化遺産としての映画
フィルムの保存・継承

2) 映画界における自律的
な創造サイクルの確立



3) 人材養成の重要性を踏ま
えた総合システムの構築



4) 映画という芸術分野への
適正な評価



1. 日本映画フィルムの保存を行う制度の創設 ～日本映画のフィルムをきちんと保存できるように～
2. 新たな製作支援形態の導入 ～新たな形で幅広く製作支援ができるように～
3. 地域におけるロケーション誘致への協力 ～いろいろな場所でもっとロケーションが行えるように～
4. 非映画館でも活用した上映機会の拡大 ～映画を見られる場が増えるように～
5. 多様な映画作品情報と上映者の出会いの場の形成 ～いろいろな映画がもっと上映されるように～
6. 国内映画祭の普及・発信機能の充実 ～映画祭がもっと盛んになるように～
7. 海外展開への支援 ～日本映画がもっと海外で見られるように～
8. 現場と密着した人材養成策の再構築 ～現場で再び人材が育つように～
9. 映画の広場の開設 ～みんなが集える場が作られるように～
10. 映画という芸術分野への適正な評価 ～映画に対する社会の見方が変わるように～
11. 子どもの映画鑑賞普及の推進 ～子どもがもっと映画を見られる機会が増えるように～



12. フィルムセンターの設立
フィルムセンターをもっとみんなのものにするために～

図2-6 国内における公開本数と興行収入

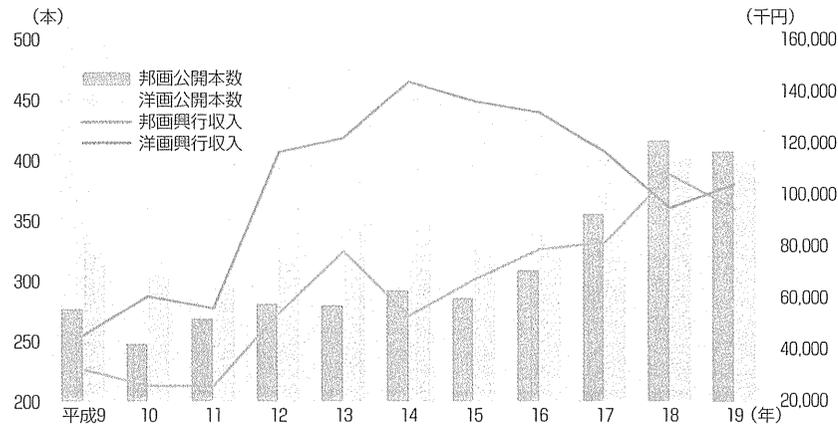


表2-4 文化庁支援による国際映画祭での主な受賞作品

映画祭名	作品名	監督名	受賞名
15年度			
ベネチア	座頭市	北野 武	銀獅子賞
ベルリン	バーバー吉野	荻上直子	青少年部門 SpecialMention
モスクワ	ふくろう	新藤兼人	功労賞、最優秀女優賞
ウラジオストック	ホーム・スイートホーム2	栗山富夫	最優秀男優賞
ロカルノ	女理髪師の恋	小林政弘	特別大賞
ロッテルダム	PEEP*TV*SHOW	土屋 豊	国際批評家連盟賞
16年度			
カンヌ	誰も知らない	是枝裕和	主演男優賞
モントリオール	風音	東 陽一	イノベーション賞
ロカルノ	トニー滝谷	市川 準	審査員特別賞他
トリノ	犬猫	井口奈巳	審査員特別賞他
17年度			
カンヌ	運命じゃない人	内田けんじ	仏作家協会賞他
ケララ	火火	高橋伴明	審査員特別賞他
トリノ	美式天然	坪川拓史	グランプリ
モントリオール	いつか読書する日	緒方 明	審査員特別賞
上海	村の写真集	三原光尋	金爵賞
ブサン	紀子の食卓	園 子温	観客賞他
18年度			
カンヌ	アイロン	仲野裕之	ヤング批評家賞
ベルリン	無花果の顔	桃井かおり	NETPAC 賞
ロッテルダム	14歳	広末哲万	NETPAC 賞
モンスク	人生ごっこ!?	林 弘樹	審査員特別賞
シツェス・カタリニヤ	時をかける少女	細田 守	最優秀アニメーション賞
19年度			
カンヌ	殞の森	河瀬直美	グランプリ
ロカルノ	愛の予感	小林政弘	金豹賞他

第3節 芸術祭

終戦直後の昭和21年、国民の生活に再建の希望と勇気をもたらすことを目的としてスタートした芸術祭も、平成20年度で63回目となる。

芸術祭は、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を広く一般に提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、毎年秋に開催されている。芸術家・芸術団体はもとより、広く国民に親しまれている芸術の祭典である。

実施内容としては、オペラやバレエ、歌舞伎、能楽、舞踊、文楽などの文化庁主催公演をはじめ、関東・関西それぞれの地区での演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の4部門の参加公演、そのほか、テレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の出品などがある。そして、参加公演、参加作品のうちからそれぞれの部門の優れた公演・作品に対して、芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸

2. (社)メセナ協議会

芸術文化支援を行う企業相互の連携を図ることを目的とした(社)企業メセナ協議会は、特定公益増進法人として認定されており、同協議会の認定を受けた文化芸術活動に対して助成が行われる。

図2-7 企業メセナ協議会の助成認定制度

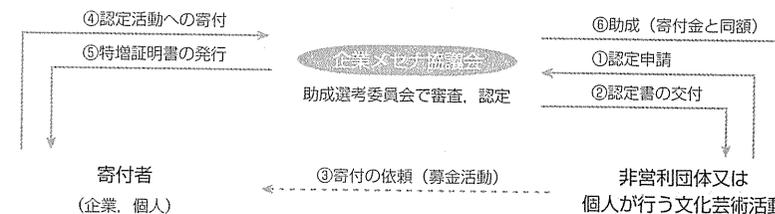
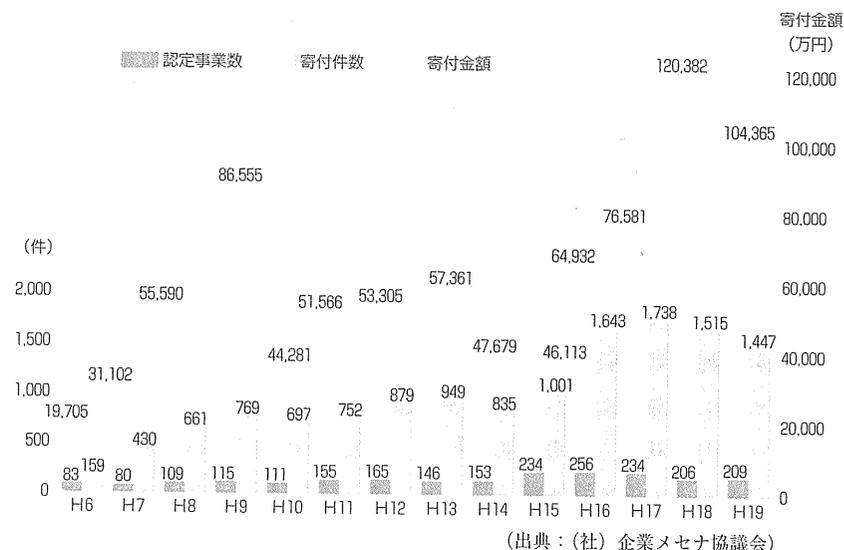


図2-8 企業メセナ協議会における助成認定制度実績



術祭新人賞，芸術祭放送個人賞などが授与される。

平成17年度には芸術祭60周年を記念し，開催期間を例年より長く9～12月に拡大して開催された。数々の記念公演が行われたほか，「芸術祭第60回記念回顧展」として，芸術祭の歴史をたどるパネル展示が国立劇場内において実施された。また，18年度，19年度はそれぞれ国立劇場開場40周年，新国立劇場開場10周年に当たっていたことから，芸術祭のオープニングと併せ記念式典が挙行された。

第4節 企業等による文化活動への支援

1. メセナとは

メセナとは，一般的には“直接的な見返りを期待しない芸術文化支援”を指す。メセナ活動は，企業の社会貢献に対する関心の高まりや人々の芸術文化に対する関心を背景に，広く知られるようになったものである。

助成に充てられる寄附金への優遇措置については、個人の場合には寄附金控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠で損金算入が認められている。

メセナ活動の規模としては、平成14年度からは助成の対象となる分野、活動主体、活動形態が拡大された。また、15年度から、協議会と各都道府県の文化振興団体などとの提携により、支援に関する相談窓口の全国展開が進み、同年8月には、大阪にある（財）21世紀協会に関西事務所を設置した。

3. 顕彰の実施

文化庁では、（社）企業メセナ協議会との連携の下、平成15年から、芸術文化の振興につながる企業の取組を「メセナ アワード文化庁長官賞部門」として顕彰している。企業を取り巻く人々（社員やその家族、地域住民、子どもたちなど）が、芸術文化に親しみ参加しやすい環境作りを率先して行う企業を積極的に評価・顕彰することで、「文化力」の向上を図るためである。平成19年度には、大学や地域住民との協同による美術館活動により、（財）アサヒビール芸術文化財団へ文化庁長官賞が贈られた。

第5節 日本芸術文化振興会

昭和41年7月1日に、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図り文化の向上に寄与することを目的として特殊法人国立劇場が設置された。その後、54年3月には国立演芸資料館（国立演芸場）、58年9月には国立能楽堂、59年3月には国立文楽劇場が開場した。平成元年3月には新たに現代舞台芸術の振興及び普及に関する業務が追加され、9年10月に新国立劇場が開場した。さらに、16年1月には、^{くみおどり}組踊等の沖縄の伝統芸能の保存及び振興のための施設として国立劇場おきなわが開場している。また、2年3月に芸術文化振興基金が創設され、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動や、文化の振興又

は普及を図るための活動に対する助成を行う事業が追加され、併せて法人名が特殊法人日本芸術文化振興会と改称された。15年10月には特殊法人から独立行政法人へ移行した。

日本芸術文化振興会の主な事業内容は、①芸術文化活動に援助を行うこと、②伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと、③伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他関係者の研修を行うこと、④伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い並びに資料を収集し、及び利用に供すること、⑤劇場施設を以上の事業と同様の目的を有する事業の利用に供すること、⑥その他以上の事業に附帯する業務を行うことであり、伝統芸能及び現代舞台芸術の中核的拠点として、我が国の舞台芸術、更には芸術文化活動全体の充実に寄与することが期待されている。

1. 国立劇場（本館）

国立劇場（本館）は、昭和41年11月に東京都千代田区^{はやぶさ}隼町に開場した。大劇場（客席総数1,610席）と小劇場（客席総数590席）を備え、伝統芸能を中心に^{かぶき}歌舞伎、^{しやうみやう}文楽、舞踊、邦楽、雅楽、^{せうめい}声明、民俗芸能等の公演を行っている。いずれの公演についても、努めて古典伝承のままの姿で、広く各種の伝統芸能の演出や技法を尊重し、その維持と保存を心掛けながら公開している。歌舞伎と文楽においては、初心者の鑑賞にふさわしい作品による鑑賞教室公演を実施しており、出演者による基礎知識の解説を行っている。さらに、平成16年度からは「社会人のための歌舞伎入門（又は歌舞伎鑑賞教室）」、17年度からは「社会人のための文楽入門（又は文楽鑑賞教室）」を始めた。これら鑑賞教室公演の実施等により、^{すそ}観客の裾野を広げ、後世に伝統芸能を伝えていくことに努めている。

また、伝統芸能伝承者の養成事業として、歌舞伎俳優、歌舞伎音楽（^{たけもと}竹本・^{なりもの}鳴物・^{ながうた}長唄）、大衆芸能（^{よせばやし}寄席囃子・^{だいかぐら}太神楽）の新人養成研修等を行っている。

伝統芸能に関する調査研究として、「上演資料集」の作成、公演の視聴覚資料の作成、「近代歌舞伎年表」の編纂^{きん}、伝統芸能に関する意識調査等を行っている。伝統芸能に関する資料の収集と活用としては、自主公演の視聴覚資料の作成をはじめ、各種芸能資料の収集を行い、図書閲覧室、視聴室及び資料展示室等で公開している。平成15年には伝統芸能情報館を新築し、図書施設の充実や新たな資料展示スペースとレクチャー室の整備を行い、貴重な博物資料の公開、公演記録鑑賞会や各種講座の開催等を実施している。

平成12年度からはデジタル技術を活用して集積、保存した情報を使って教育用コンテンツを作成し、インターネット配信を行う「文化デジタルライブラリー」を開設している。

2. 国立演芸資料館（国立演芸場）

国立演芸資料館（国立演芸場）は、昭和54年3月に国立劇場（本館）隣接地に開場した。総席数300席を備え、主に落語、講談、浪曲、漫才、奇術、曲芸等の大衆芸能を上演している。毎月1日～10日の「上席」、11日～20日の「中席」の定席公演のほか、「国立名人会」、「花形演芸会」、「特別企画公演」等の多様性に富んだ企画を行っている。また、施設内には資料展示室を備えており、各種演芸に関する展示を行っている。

3. 国立能楽堂

国立能楽堂は、能楽の保存と普及を図ることを目的として、昭和58年9月に東京都渋谷区千駄ヶ谷に開場した。能楽は、世界の古典劇の中でも極めて古い歴史を誇るものであり、簡素で集約された演技・演出による独特の舞台芸術として、貴重なものである。

国立能楽堂では、自主公演として「定例公演」、「普及公演」、「狂言の会」、「特別公演」、「企画公演」、「特別企画公演」のほか、学生を対象とする「能楽鑑賞教室」などの形で、広く一般に能楽に親しむ機会を提供している。さらに、平成18年度には、日本で初めての座席字幕表示システムを導入し、入門者や外国人に対する能楽への理解の促進を図っている。

また、公演に対する理解の促進を図るため、毎月1回能楽鑑賞講座を開催し、基礎知識の解説を行っている。

また、能楽の後継者の養成事業として、ワキ方、囃子方（笛・小鼓・大鼓・太鼓）、狂言方の新人養成研修を行っている。あわせて、謡本・伝書・おもてしやうぞくなど能楽に関する調査・研究や、自主公演を中心とした記録の作成、その他能楽に関する図書・フィルム等の資料の収集・保存及び公開を行っている。

4. 国立文楽劇場

国立文楽劇場は、人形浄瑠璃文楽の保存及び振興を図ることを主たる目的として、昭和59年3月に大阪市中央区日本橋に開場した。文楽劇場（客席総数753席）と小ホール（客席総数159席）を備え、主に文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能などの伝統芸能を公開するとともに、観客の裾野を広げることを目指し、青少年等を対象とする「文楽鑑賞教室」、夏休み文楽特別公演での「親子劇場」、仕事帰りの社会人向けの「社会人のための文楽入門」「ういーくえんど文楽」などを開催している。

文楽伝承者養成事業では、広く一般に門戸を開き、三業（大夫・三味線・人形）の後継者育成に努めており、現在は文楽技芸員の約半数を研修修了生が占めている。

また、浄瑠璃や人形、衣裳など文楽に関する調査・研究や、自主公演を中心とした記録の作成、その他文楽に関する図書等の資料の収集・保存及び公開に関する業務を行っている。

また、文楽をはじめとする伝統芸能への理解の促進を図るため、1階エントランスに資料展示室や文楽普及コーナーを設置するほか、3階小ホールで毎月1回の公演記録鑑賞会や公演に関連した講座等を開催している。

平成13年度には、文楽の普及及び振興のためボランティア組織「文楽応援団」が結成され、劇場内はもとより大阪周辺地域での普及活動に積極的な協力を得ている。

5. 国立劇場おきなわ

国立劇場おきなわは、国の重要無形文化財「組踊（セリフを主として歌と踊りで筋をはこぶ沖縄独自の歌舞劇）」をはじめとする沖縄伝統芸能の保存及び振興を図るとともに、沖縄の地理的、歴史的な特性を活かし、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となることを目的として、平成16年1月に沖縄県浦添市に開場した。

国立劇場おきなわでは、組踊をはじめ、琉球舞踊、琉球音楽等の公演事業を通じ、広く一般に沖縄伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土の芸能、アジア・太平洋地域の芸能を紹介している。

また、後継者の育成が急務である「組踊」の立方（舞台でセリフの唱えや演技を行う役）、地方（三線・箏・笛・胡弓・太鼓による音楽を受け持つ役）の伝承者の養成事業として、充実した講師陣と体系的なカリキュラムの下、新人の養成研修を実施している。

さらに、組踊に関する新旧の台本や衣装、小道具などを主軸に、沖縄伝統芸能に関する資料の収集、公開を行うとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土及びアジア・太平洋地域の芸能資料の収集などに努めている（参照：第Ⅰ部第3章第1節）。

6. 新国立劇場

新国立劇場は、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の現代舞台芸術のための劇場として平成9年10月に開場した。日本で初めてのオペラ・バレエ専用

の劇場を有し、開場以来、高い水準のオペラ作品を上演するとともに、日本では上演機会の少ない作品や、日本人作曲家による作品の上演に意欲的に取り組んでいる。また、10年度から毎年「高校生のためのオペラ鑑賞教室」を、16年度から毎年「こどものためのオペラ劇場」を行うなど、オペラの観客の裾野を広げるための事業を積極的に行っている。

さらに、次代を担う若いオペラ歌手をはじめ、バレエダンサーや俳優の養成のために、各ジャンルの研修所を開設し、劇場附属であることを活かしつつ、独自のプログラムによる充実した研修を行っている。

また、劇場内の情報センターでは、新国立劇場の公演だけでなく、国内外の現代舞台芸術に関する資料を収集し、展示等により公開するとともに、公演プログラムや参考図書の見覧スペース、主催公演の映像記録などの視聴コーナーを開設している。

なお、新国立劇場は、他の国立劇場と同様に独立行政法人日本芸術文化振興会の施設であるが、劇場の管理運営については、芸術家・芸術団体等の創意工夫を取り入れるとともに、民間等の協力を得るため、(財)新国立劇場運営財団に委託されている。

第6節 日本芸術院

日本芸術院は、優れた芸術家を優遇顕彰するための栄誉機関である。

大正8年帝国美術院として創設された後、昭和12年に帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経てきており、22年、現在の名称に変更された。

現在、院長1名と会員120名以内から構成され、会員は、第1部「美術」、第2部「文芸」及び第3部「音楽・演劇・舞踊」のいずれかの部に属している。会員の選考は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員から成る部会の推薦と総会の承認により行うこととされている。会員に対しては年金250万円が支給される。

また、日本芸術院は、卓越した芸術作品または芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対し、恩賜賞及び日本芸術院賞を授与している。

第3章

地域における文化芸術の振興

第1節 地域における文化活動への支援

1. 全国規模の祭典

(1) 国民文化祭（昭和61年度～）

国民文化祭は、国民が様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供することにより、国民の文化活動への参加意欲を高め、新たな芸術文化の創造を促し、地方文化の発展と国民生活のより一層の充実を目指して実施されている。

国民文化祭 開催都県及び開催予定府県

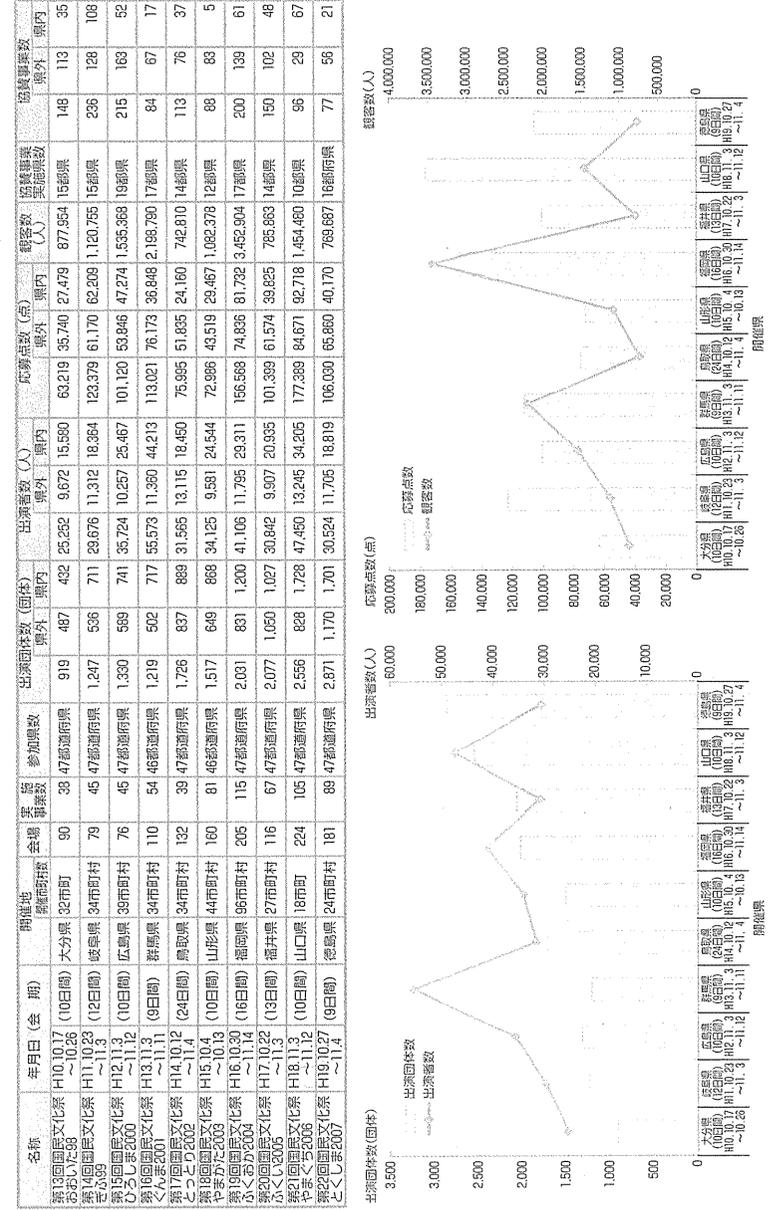
回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S61)	東京	10回(H7)	栃木	19回(H16)	福岡
2回(S62)	熊本	11回(H8)	富山	20回(H17)	福井
3回(S63)	兵庫	12回(H9)	香川	21回(H18)	山口
4回(H1)	埼玉	13回(H10)	大分	22回(H19)	徳島
5回(H2)	愛媛	14回(H11)	岐阜	23回(H20)	茨城
6回(H3)	千葉	15回(H12)	広島	24回(H21)	静岡
7回(H4)	石川	16回(H13)	群馬	25回(H22)	岡山
8回(H5)	岩手	17回(H14)	鳥取	26回(H23)	京都
9回(H6)	三重	18回(H15)	山形		

昭和61年から毎年各都道府県の持ち回りで開催されており、平成20年度で23回目を迎える本事業は、アマチュアを中心とした国民一般が参加することのできる国内最大級の文化の祭典である。これまで、開催地ごとの特色ある事業をはじめとし、国際交流を含む多彩な事業を展開してきており、今後も更なる充実を図っていく。

■ 国民文化祭の主な内容

<p><主催事業> 文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。</p>	
総合フェスティバル	アマチュア文化活動の新たな発展の方向性を示すオープニングフェスティバルなど。
シンポジウム	アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。
分野別フェスティバル	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県から推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など。
<p><協賛事業> 国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催で開催される各種公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など。</p>	

図3-1 過去10年比較データ (国民文化祭)



(2) 全国高等学校総合文化祭（昭和52年度～）

全国高等学校総合文化祭は、高校生の芸術文化活動の向上充実と相互の交流を深めることをねらいとして、日ごろの文化活動の成果を発表する高校生の文化の祭典である。

■全国高等学校総合文化祭 開催道府県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	13回(H1)	岡山	25回(H13)	福岡
2回(S53)	兵庫	14回(H2)	山梨	26回(H14)	神奈川
3回(S54)	大分	15回(H3)	香川	27回(H15)	福井
4回(S55)	石川	16回(H4)	沖縄	28回(H16)	徳島
5回(S56)	秋田	17回(H5)	埼玉	29回(H17)	青森
6回(S57)	栃木	18回(H6)	愛媛	30回(H18)	京都
7回(S58)	山口	19回(H7)	新潟	31回(H19)	島根
8回(S59)	岐阜	20回(H8)	北海道	32回(H20)	群馬
9回(S60)	岩手	21回(H9)	奈良	33回(H21)	三重
10回(S61)	大阪	22回(H10)	鳥取	34回(H22)	宮崎
11回(S62)	愛知	23回(H11)	山形	35回(H23)	福島
12回(S63)	熊本	24回(H12)	静岡		

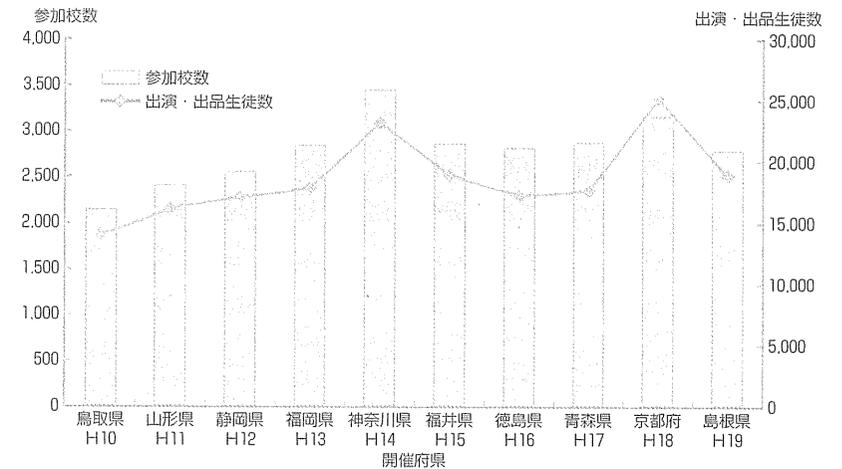
昭和52年から毎年各都道府県持ち回りで開催されており、平成20年度で32回目と、長い歴史を誇る。

また、演劇、日本音楽、郷土芸能の部門における優秀校による「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を国立劇場で開催している。

■全国高等学校総合文化祭の主な内容

総合開会式	式典、交歓会など。
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレードなど。
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸等。

図3-2 過去10年比較データ（高総文祭）



2. 地域文化の活性化

(1) 舞台芸術の魅力発見事業（平成19年度～）

舞台芸術の鑑賞機会が大都市圏に偏りがちであることから、国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、平成19年度から「舞台芸術の魅力発見事業」を実施して舞台芸術の鑑賞機会の充実に努めている。この事業は、質の高い舞台芸術の全国展開を促すとともに、「舞台を楽しむための工夫、演出」を加えることにより舞台芸術に親しむ機会の少ない人たちの興味、関心を高め、我が国の舞台芸術の振興を図るものである。

(2) 地域文化芸術情報オンライン整備事業（平成18年度～）

地域文化芸術情報オンライン整備事業は、全国の芸術家、芸術団体等の情報データベースを構築し、様々な検索機能を用いて、自治体、公立文化施設、学校、文化団体等と、芸術家、芸術団体との連携を促進するとともに、特色ある各地域の文化芸術活動情報を提供し、地域における文化芸術活動を活性化することを目的としている。平成19年度には、各地域の文化芸術活動を実施する際の参考情報として、芸術家、伝統芸能保持者等の情報を整理したホームページを制作した。

3. 各地域ごとの取組への支援

(1) 文化のまちづくり事業（地域芸術文化活動活性化事業 平成13年名称変更）（平成8年度～14年度）

文化的遺産、風土等を活かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化を創造するとともに、優れた芸術文化を身近に鑑賞できるようにすることを通じたまちづくり支援によって、地域からの文化の発信基地を創造し、地域文化の振興を図ることを目的とし、平成8年度から14年度にかけて実施した。

■平成11年度～14年度の実施例

年度	プロジェクト名	地域名
8～12	ドラマティックシティー・サッポロ・プロジェクト	北海道札幌市
11～14	えずこ芸術のまち創造事業	宮城県仙南広域・大河原町他
9～12	ひたち市民オペラ事業	茨城県日立市
10～12	オーバード芸術劇場	富山県富山市
8～12	「風と土」異文化交流による文化創造事業	富山県南砺市
11～14	金沢市民芸術村アクションプラン	石川県金沢市
10～14	岩倉市音楽のあるまちづくり事業	愛知県岩倉市
8～12	ハートストック栗東事業	滋賀県栗東市
11～12	伝統と現代をフィットする文化のまちづくり！！	大阪府能勢町
8～14	但馬・丹波ふるさと文化のまちづくり事業	兵庫県朝来郡和田山町他
8～12	町民ミュージカル創造事業	鳥取県日野郡日南町
9～13	炎と音のシンフォニー推進事業	佐賀県西松浦郡西有田町

(2) 「国際音楽の日」記念事業（平成8年度～12年度）

「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」（平成6年11月公布）で定められた「国際音楽の日」（10月1日）の趣旨の普及を図るため、市民参加によるコンサート・演奏会など音楽関連事業を全国各地で実施する「国際音楽の日」記念事業を8年度から12年度にかけて実施した。

4. 地域の伝統文化の振興

(1) 伝統文化を活かした地域おこし

身近な地域を中心とした、地域固有の伝統芸能や美術工芸品の鑑賞、お祭りなどの活動への参加、歴史的な建造物・町並みや史跡等の保存・活用の取組などへの気運の高まりを受けて、文化庁では、各地域が伝統文化を活かした地域おこしに主体的かつ積極的に施策の推進に取り組む上での参考となるよう平成11年には、「伝統文化を活かした地域おこしに向けて」（手引）を作成し、各都道府県、市町村の教育委員会をはじめ関係者に配布した。また平成12年には地方公共団体、地域住民、NPO法人（特定非営利活動法人）などに対し伝統文化を活かした地域おこしの取組を進める上での視点や取組事例を示す「伝統文化を活かした地域おこしの視点と実践」という手引を作成し配布した。

(2) ふるさと文化再興事業（平成13年度～）

地域において守り伝えられてきた個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸などの伝統文化の継承・発展を図ることを目的として、平成13年度から実施している。

具体的には、地域の伝統文化の一体的・総合的な保存・活用のための計画の策定やこれに基づいて実施される①伝承者などの養成、②用具などの整備、③映像記録の作成の事業を支援している。

5. 地域レベルでの人材の育成

(1) アーティスト・イン・レジデンス事業（平成9年度～12年度）

アーティスト・イン・レジデンス事業は、国内外の芸術家がある地域に一定期間滞在し、創造活動等を通じて芸術家相互及び地域との交流を深め、高度で独創性にあふれた芸術文化の創造の契機とするとともに、地域文化の振興につなげる事業である。

■平成11・12年度の実施例

年度	プロジェクト名	地域名
12	那須野が原国際彫刻シンポジウム in 大田原2000	栃木県大田原市
11～12	美濃・紙の芸術村事業	岐阜県美濃市
11～12	アーティスト・イン・レジデンス in 信楽陶芸の森 <small>しがらき</small>	滋賀県甲賀市
10～12	ミュージアム・シティ・福岡2000	福岡県福岡市

(2) 「文化芸術による創造のまち」支援事業（平成15年度～）

我が国の文化芸術の源は、全国各地で生まれた様々な文化芸術活動であり、各地域が文化芸術の創造、発信、交流を通して活性化を図ることは、我が国の文化水準の向上につながるものである。そこで、地域における文化芸術活動の環境の醸成や人材の育成に向けた取組を支援するため、平成15年度から実施している。

対象事業

- 1 人材育成：地域文化リーダー（指導者）の育成
- 2 団体育成：地域の芸術文化団体の育成
- 3 発信交流：シンポジウム等による発信・交流
- 4 大学と地域との交流・連携の促進

6. 文化ボランティアの推進

文化芸術活動には、芸術家などによる創造活動や公演・展示などの鑑賞以外にも様々な形がある。美術館・博物館などでの展示解説や文化会館での公演補助、学校の教員と美術館・博物館の学芸員や地域の芸術家とを結び付けて行う連携授業の支援など、各地域で行われている様々なボランティア活動もその一つである。

文化庁では、このような「文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするようなボランティア活動」を広く「文化ボランティア活動」ととらえ、このような活動を推進し、各地域で多様な活動が行われるよう、環境整備を図っている。

文化施設やNPO法人等が取り組む先進的・モデル的な事業を支援する「文化ボランティア推進モデル事業」を平成15年度から19年度まで実施した。この5年間の実績を踏まえ、20年度からは文化ボランティア・コーディネーターの養成を支援する「文化ボランティア支援拠点形成事業」を実施す

指導や実演指導等)を通じて、本物の舞台芸術に身近に触れる機会の提供を行っている。

対象	種目
小学校 中学校 特別支援学校 等	合唱
	オーケストラ
	邦楽
	オペラ
	音楽劇
	演劇
	文楽
	洋舞
	邦舞
	歌舞伎
能楽	

る。

また、各地域で活動する文化ボランティア実践者や文化行政担当者などの関係者が集まり、情報交換や交流を図ることを目的として、「文化ボランティア全国フォーラム」を開催している。

これらの事業を通して、質の高い、自立的・継続的な「文化ボランティア活動」の推進を図っている。

第2節 こどもの文化芸術体験活動の推進

子どもたちが、本物の芸術文化に直接触れたり、創造活動に参加することにより多くの感動体験を得て、感受性豊かな人間として育成されるよう、次のような取組を行っている（参照：第I部第4章第5節）。

1. 本物の舞台芸術体験事業（平成14年度～）

子どもたちに芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うことを目的として、オーケストラや演劇、文楽など、優れた舞台芸術を鑑賞したり、また芸術文化団体等による共演やワークショップ（団体の専門家による事前の鑑賞

2. 学校への芸術家等派遣事業（平成14年度～）

特に優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者などを出身地域の学校に派遣し、優れた技の披露や、文化活動のすばらしさ、地域の誇りなどについての講話をしていただき、子どもたちの文化芸術への関心を高める「学校への芸術家等派遣事業」を行っている。

3. 文化体験プログラム支援事業（平成14年度～18年度）

子どもたちが、日常の生活圏の中で年間を通じて多様な文化に触れ、体験できるよう市町村がプログラムを作成し、モデル事業として実施することについて平成14年度から18年度にかけて支援を行った。

4. 伝統文化こども教室（平成15年度～）

次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供している。

【実施状況】

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	累計
件数	1,551件	2,020件	2,595件	3,365件	4,171件	13,702件

5. 地域人材の活用による文化活動支援事業（平成19年度～）

地域の文化芸術人材を活用し、学校での文化芸術にかかる指導、放課後や休日等における文化芸術活動を地域で支援する体制を整備し、子どもたちが身近に文化芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操を養うため「地域人材の活用による文化活動支援事業」を行っている。

第4章

文化財の保存と活用

第1節 文化財保護の体制

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産である。また、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎を成すものであり、その適切な保存・活用を図ることは極めて重要である。

「文化財」という言葉は、第二次大戦後の我が国において、現在の文化財保護法の立案過程の中で生み出されたもので、その後、我が国においては広く一般に使われるようになった言葉である。戦前では、国宝、重要美術品、史蹟名勝天然記念物等、幾つかの類型に分かれ、各々別の法律で定められていたものを、文化財保護法という統一的な法制とするのに必要な概念として使われた。

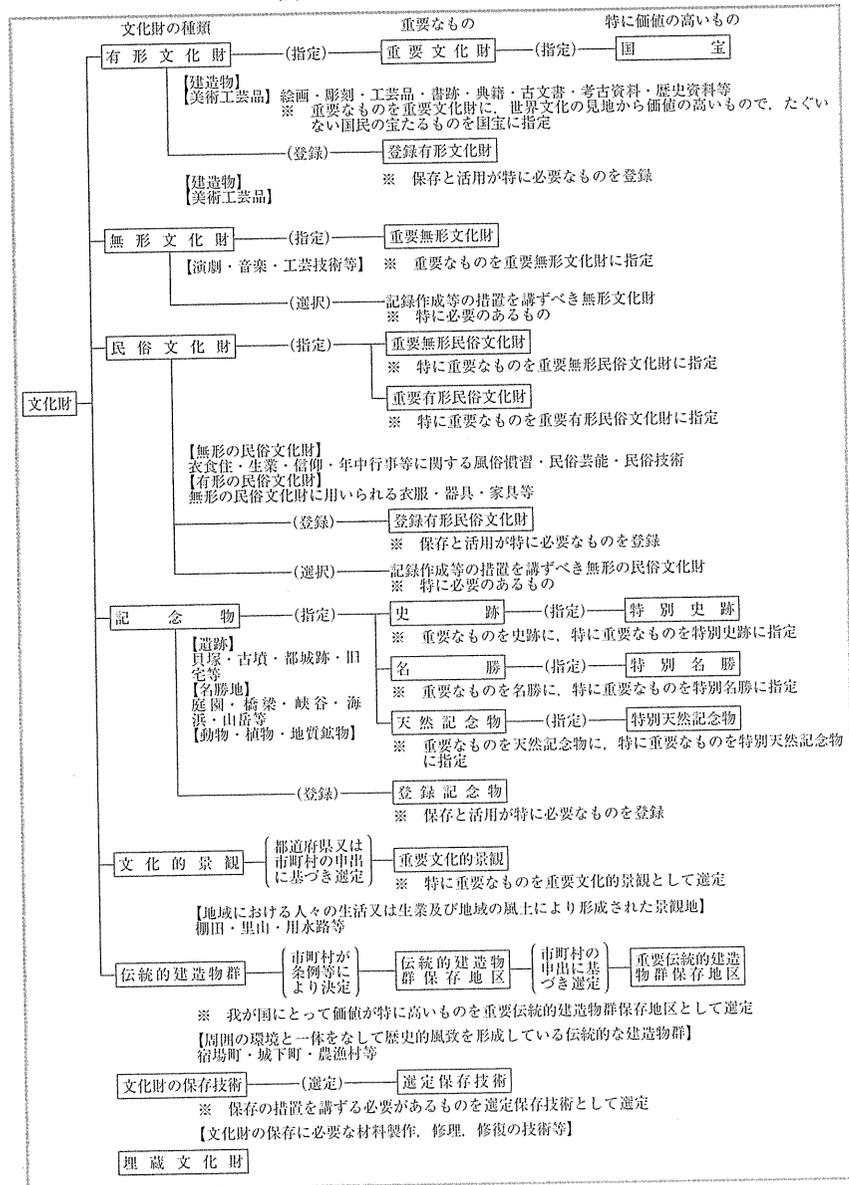
我が国の文化財保護行政は、その制度が明治期に創設され、その時代の状況に応じた改正を行うなど、制度の充実を重ねながら今日に至っている。その間、保護対象の拡大、保護手法の多様化、国と地方公共団体が一体となった保護施策の実施などが行われてきており、現在の文化財保護法に受け継がれている。

第2節 文化財保護法の改正と関連法の制定

1. 文化財保護法の概要

昭和24年1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損等を契機として、議員立法によ

図4-1 文化財保護の体系



り25年に文化財保護法が成立した。

現在の文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群（町並み）の6分野を文化財として定義し、これらの文化財のうち重要なものを文化審議会の答申を受けて文部科学大臣が指定・選定等して、国の重点的な保護の対象としている。指定・選定等された文化財については、現状変更、修理、輸出などに一定の制限が課される一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等により、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して助成するなど、保護のために必要な助成措置を講じている。

また、開発等により保護の必要性が高まっている近代等の文化財（有形文化財、有形民俗文化財、記念物）を対象とし、上記の指定制度を補完するものとして、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度により、所有者による自主的な保護を図っている。

2. 地方分権に向けた文化財保護法の改正

「地方分権の推進を図るための関連法律の整備等に関する法律」が平成11年7月に公布され、12年4月1日から施行された。この法律により、文化財保護法関係では、国の権限の都道府県等への委譲や機関委任事務制度の廃止等に関する改正を行った（参照：第I部第6章第5節）。

3. 文化財の不法な輸出入等の規制と文化財保護法の改正

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、我が国は、平成14年に「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定と文化財保護法の改正を行い、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（文化財不法輸出入等禁止条約）」を締結した。その主な内容は以下のとおりである。

- 外国の博物館などから盗取されたもので文部科学省令で定める文化財（特定外国文化財）は、原則輸入禁止。
- 特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件とし、回復請求期間を2年間から特例として10年間に延長。
- 重要有形民俗文化財の輸出が届出制から許可制へ。

4. 平成16年の文化財保護制度の改正について

平成14年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会答申等における指摘を踏まえ、16年の通常国会に「文化財保護法の一部を改正する法律案」が提出され、5月21日に成立した（17年4月1日施行）。

具体的には、柵田や里山など、人と自然のかかわりの中で作り出された「文化的景観」を新たに保護の対象とし、国は都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、支援することとした。

また、鍛冶^{かじ}や船大工などの生活や生産のための用具、用品等に関する製作技術など地域において伝承されてきた「民俗技術」を民俗文化財として新たに保護の対象とした（参照：第Ⅰ部第6章第3節）。

さらに、開発などにより保護の必要性が高まっている近代の文化財などの保護を図るため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度を、従来の建造物に加え、他の有形の文化財（建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物）にも拡充した（参照：第Ⅰ部第6章第4節）。

5. 武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」などを締結し、あわせて、平成19年4月に「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定した。法律の主な内容は以下のとおりとなっている。

- 武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入の規制を行う。
- 武力紛争時における文化財の識別のため、条約の保護を受ける文化財などに「特殊標章（ブルーシールド）」を使用することができる。
- 武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為などに罰則を設ける。

この条約は世界遺産条約や文化財不法輸出入等禁止条約と並び、文化財の保護のための国際的な法的枠組みの主要な部分を構成するものであり、この法律は、文化力によって国際貢献を行う我が国の姿勢を示すものである。

第3節 有形文化財の保存と活用

1. 有形文化財とは

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼ぶ。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいる。

2. 国宝、重要文化財の指定

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護している。また、指定制度を補完するものとして、緩やかな保護措置を講じる登録制度が設けられ

ている。

(1) 建造物

平成20年3月末現在、2,328件、4,210棟（うち国宝213件、257棟）の建造物が指定されている。これらの指定文化財建造物については、現状変更を行う場合に、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされている。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者又は管理団体（指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定

された地方公共団体、その他の法人）が行うが、大半は国の補助事業として実施されている。我が国の歴史的建造物は多くが木で造られており、茅や檜皮のような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱である。このため、文化庁では、防災設備の設置について必要な補助を行うことなどによりその保護を図っている。

また、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化の中で急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っている。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつある。

平成8年の文化財保護法改正によって、国・地方公共団体の指定以外の建造物のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、「登録有形文化財」として、文部大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入された。この制度は、近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている多種多様かつ大量の近代を中心とする文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度を補完するものである。

表4-1 国宝・重要文化財（建造物）時代別指定・棟数

平成20年3月31日現在

	種類別	件数	棟数
近 世 以 前 の 分 類	神社	(36) 562	(58) 1153
	寺院	(154) 843	(160) 1103
	城郭	(8) 52	(16) 234
	住宅	(12) 94	(20) 150
	民家	338	746
	その他	(3) 192	(3) 262
	小計	(213) 2081	(257) 3648
近 代 の 分 類	宗教施設	20	22
	住居施設	63	208
	学校施設	38	65
	文化施設	29	37
	官公庁舎	20	25
	商業・業務	18	23
	産業・交通・土木	55	172
その他	4	10	
小計	247	562	
合計	(213) 2328	(257) 4210	

(注) () 内は国宝で内数

住宅や公共建築などの建築物をはじめ、橋や堤防などの土木構造物、堀や櫓などの工作物など様々な建造物が登録され、平成17年12月には登録件数が5,000件を超えた。20年3月末現在6,824件が登録され、その所在は47都道府県693市町村（区）に及んでいる。

（2）美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、現在の文化財保護法の下で、平成20年3月末現在、10,283件（うち国宝861件）の指定が行われている。

国宝・重要文化財の管理・修復は、所有者又は管理団体が行うこととされている。国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めている。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて許可した場合を除き輸出が禁止されている。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して、指示を行うことができることとされている。

また、平成17年4月から美術工芸品の分野にも文化財登録制度が採用され、20年3月末現在、有田磁器をはじめ、6件の登録が行われている（参照：第Ⅰ部第6章第4節）。

3. 保存・活用のための取組

我が国の有形文化財は、木材などの植物性材料で作られているものが多く、その価値を長く維持するためには、適切な周期での修理が必要であるとともに防火などの防災対策が欠かせない。これらは所有者が行うことが原則であるが、日常管理や保存修理に対する国庫補助制度や保存修理技術を継承するための選定保存技術制度を設け、文化財を後世に残せるよう保護の充実に図っている。

文化財建造物については、地震や火災などの災害から文化財を守るため、国や地方公共団体の協力の下で、所有者などが事前に対策を講じることを支援する取組を行っている。地震時における安全性の確保についての考え方を取りまとめ、具体的な耐震診断の指針と手引を策定し、平成17年度からは耐震診断の一部についても国庫補助による支援を行っている。こうした施策を通じて文化財を後世に残せるよう支援している。

また、文化財建造物の更なる活用を目指し、文化庁では、所有者が保存活

用計画を策定するための指針を取りまとめ、また建造物活用事例集（平成10年4月、16年3月）を作成し、活用の事例についても幅広く紹介している。18年度からは文化財建造物の保護に民間活力を導入するため、NPO等による文化財建造物活用の推進事業を実施している。

さらに、文化財建造物の保存のために必要な植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者の育成、またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発のため、平成18年度から「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施し、文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となるふるさと文化財の森の設定、資材採取等の研修、普及啓発事業及び文化財建造物保存修理公開・展示事業を行っている。

美術工芸品についても、重要文化財の鑑賞機会の拡大を図るため、展示や体験学習を行うのに適した文化財保存施設の整備を推進するとともに、博物館などの施設が開催する展覧会について一部の経費を負担している。

第4節 無形文化財の継承と発展

1. 無形文化財とは

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」と言う。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人又は個人の集団によって体現されるものである。

2. 重要無形文化財の指定及び保持者等の認定

国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現している者を保持者又は保持団体に認定し、我が国の伝統的なわざの継承を図っている。保持者等の認定には、「各個認定」、「総合認定」、「保持団体認定」の3方式が採られている。

① 各個認定 重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体

現・体得している者を認定（いわゆる「人間国宝」）。

② 総合認定 能、歌舞伎など、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合、そのわざを高度に体現している者が構成している団体構成員を認定。

例：宮内庁式部職楽部部員→重要無形文化財「雅楽」の（総合認定）保持者に認定

③ 保持団体認定 重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ当該わざを保持する者が多数居る場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

例：重要無形文化財久留米緋技術保持者会→重要無形文化財「久留米緋」の保持団体に認定

表4-3 重要無形文化財等保持者等認定件数
平成20年3月31日現在

区分	種類	指定件数	
		各個認定	総合認定・保持団体認定
芸能	雅楽	0件	1件
	能楽	7件	1件
	文楽	3件	1件
	歌舞伎	4件	1件
	組踊	2件	1件
	音楽	19件	6件
	舞踊	1件	0件
	演芸	2件	0件
	小計	38件	11件
工芸技術	陶芸	10件	3件
	染織	14件	7件
	漆芸	5件	1件
	金工	7件	0件
	木竹工	2件	0件
	人形	2件	0件
	手漉和紙	3件	3件
	小計	43件	14件
	合計	81件	25件

第5節 民俗文化財の保存と継承

1. 民俗文化財とは

我が国には、それぞれの地域に根ざした衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財がある。これらは国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものである。

なお、民俗技術は、生活や生産に関する用具・用品等の製作技術など地域において伝承されてきた技術を保護するため、平成17年4月に施行された文化財保護法の一部を改正する法律により新たに民俗文化財の定義に追加されたものである（参照：第Ⅰ部第6章第3節）。

2. 重要有形・無形民俗文化財の指定等

国は、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存と継承を図っている。

重要無形文化財の保護のため、国は、各個認定の保持者に対し、特別助成金（年額200万円）を交付しているほか、保持団体、地方公共団体等の行う伝承者養成事業、公開事業等に対しその経費の一部を助成している。このほか、国立劇場においては、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、演芸等の芸能に関して、それぞれの後継者養成のための研修事業等を行っている。

また、重要無形文化財に指定されていないものの、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で貴重であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財について、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、国や地方公共団体が記録作成を行っている。

表4-4 重要民俗文化財指定件数

重要有形民俗文化財指定件数 平成20年3月31日現在 重要無形民俗文化財指定件数 平成20年3月31日現在

種 類	件 数	種 類	件 数
衣食住に用いられるもの	28件	風俗慣習	100件
生産、生業に用いられるもの	87件	民俗芸能	150件
交通、運輸、通信に用いられるもの	18件	民俗技術	7件
交易に用いられるもの	1件	合計	257件
社会生活に用いられるもの	1件		
信仰に用いられるもの	36件		
民俗知識に関して用いられるもの	7件		
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23件		
人の一生に関して用いられるもの	3件		
年中行事に用いられるもの	2件		
合 計	206件		

また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき民俗文化財」に選定している。

民俗文化財は、日常生活に基盤を置くものであり、近年、急激に消滅変貌する傾向にある。このため、文化庁では、重要有形民俗文化財に指定された山鉾^{ほこ}などの修理事業や民俗芸能などの用具の製作・修理事業、伝承者養成事業など重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財の保護のために必要な事業に対する補助を行っている。このような施策を通じてそれぞれの地域に根ざす民俗文化財の保存・継承を図っている。

第6節 記念物の保存と活用

1. 記念物とは

記念物とは以下の文化財の総称である。

- ① 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ② 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③ 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

2. 史跡、名勝、天然記念物の指定

国は記念物のうち重要なものを、前述の区分に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、保護を図っている。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定している。

史跡については縄文時代の集落や古墳、古代の宮殿、中世の城館、近世の城跡などの遺跡が指定され、保護されてきたが、近代の遺跡については、幾つかの遺跡は指定されているものの、体系的な保護の施策の立案とその実施

が課題となっている。

名勝については、近年、発掘調査により様相が明らかとなった庭園遺構、地域の風土的特色を有する庭園、各地方に所在して時代的・風土的特色を有し日本の文化における多様性を表す風景などにも重点を置き指定を進めている

表4-5 史跡・名勝・天然記念物指定件数

史跡の種類別・時代別指定件数

平成20年3月31日現在

時代	計
分類	
貝塚・古墳等	652 (14)
都城跡等	343 (19)
社寺跡等	268 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	24 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	165 (2)
墳墓・碑等	75 (3)
旧宅・園池等	82 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	7
合計	1,622 (61)

(注) () 内は特別史跡で内数

名勝の種類別指定件数

平成20年3月31日現在

分類	件数
庭園	193(23)
公園	7
橋梁	2
花樹	13
松原	6(1)
岩石・洞穴	14
峡谷・溪流	34(5)
瀑布	9
湖沼	2(1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	30
島嶼	8(2)
砂嘴	1(1)
山岳	15(2)
丘陵・高原・平原	2
河川	1
展望地点	10
合計	349(35)

(注) () 内は特別名勝で内数

天然記念物の種類別指定件数

平成20年3月31日現在

分類	件数
動物	192(21)
植物	541(30)
地質鉱物	226(20)
天然保護区域	23(4)
合計	982(75)

(注) () 内は特別天然記念物で内数

影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされている。また、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保存活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っている。

また、開発等により保護の必要性が高まっている近代等の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を図る「登録記念物」の制度が導入され、平成20年3月末現在28件が登録されている（参照：第Ⅰ部第6章第4節）。

第7節 文化的景観の保存と活用

1. 文化的景観とは

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことができないものを「文化的景観」と言う。このような文化的景観は、我が国の社会・産業構造の変化や国民生活・意識の変化によりその価値が認識されないまま失われつつあるが、人と自然とがかかわる中ではぐくまれた豊かな文化的価値が込められているため、国民共通の財産として次世代に継承していく必要がある。

2. 重要文化的景観の選定

国は、文化的景観のうち、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定している。

平成18年1月には、「近江八幡の水郷」（滋賀県）が第1号の重要文化的景観に選定された（参照：第Ⅰ部第6章第2節）。

◆重要文化的景観一覧

《平成18年》

・近江八幡の水郷（滋賀県）

るが、公園など近代に特徴ある優れた名勝地について、その保護が課題となっている。

天然記念物については、カモシカなどの野生動物、湿原などの原生的自然、火山でできた断層などの自然現象から、鎮守の森などの地域のシンボル、柴犬などの家畜・家禽など、人との結び付きが強いものまで多様なものを指定してきたが、干潟や海浜などの我が国の自然の多様性を示す地形やそこに生息する動植物の保護が課題となっている。

3. 保存・活用するための取組

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に

いちのせきほんでら
・一関本寺の農村景観（岩手県）

《平成19年》

・アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観

（北海道）

ゆすみずがうら
・遊子水荷浦の段畑（愛媛県）

《平成20年》

・遠野荒川高原牧場（岩手県）

かいづち
・高島市海津・西浜・知内の水辺景観（滋賀県）

おんた
・小鹿田焼の里（大分県）

3. 保存・活用のための取組

文化庁は、都道府県又は市町村が行う文化的景観の歴史的変遷等の調査や文化的景観保存計画の策定、普及・啓発、重要文化的景観の整備等に関する事業に国庫補助を行っている（参照：第Ⅰ部第6章第2節）。

第8節 歴史的集落・町並みの保存と活用

1. 伝統的建造物群とは

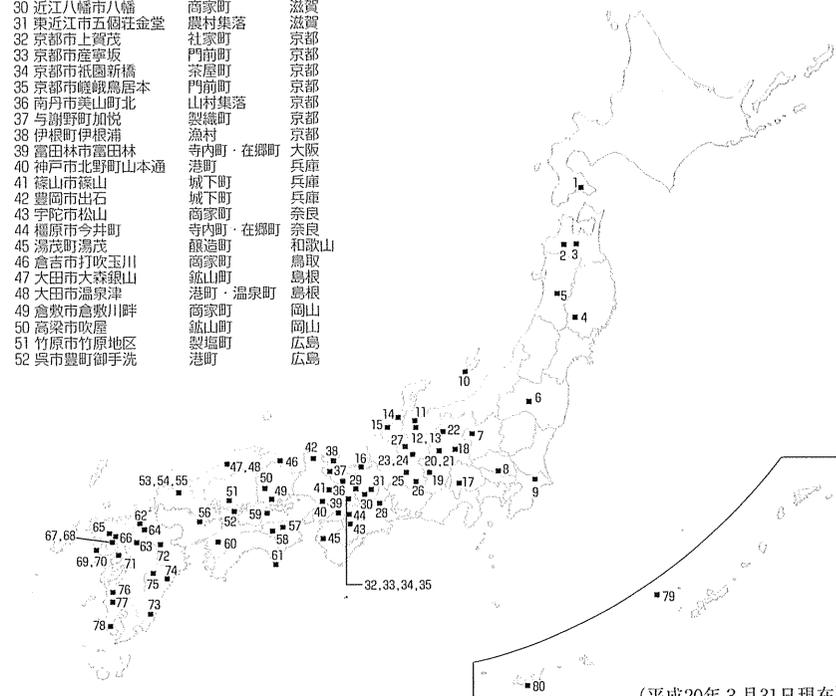
周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を伝統的建造物群と呼び、城下町や宿場町、門前町、農漁村集落などがこれに当たる。これらの中で価値の高い伝統的建造物群を有する市町村では、伝統的建造物群及びこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために伝統的建造物群保存地区を定め、伝統的建造物の現状変更の規制などを行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っている。

2. 重要伝統的建造物群保存地区の選定

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が

図4-2 重要伝統的建造物群保存地区一覧

1 函館市元町末広町	港町	北海道	53 秋市堀内地区	武家町	山口
2 弘前市中町	武家町	青森	54 秋市平安古地区	武家町	山口
3 黒石市中町	商家町	青森	55 秋市浜崎	港町	山口
4 金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手	56 柳井市古市金屋	商家町	山口
5 仙北市角館	武家町	秋田	57 奥州市脇町南町	商家町	徳島
6 下郷町大内宿	宿場町	福島	58 三好市東祖谷山村落合	山村集落	徳島
7 六合村赤岩	山村・養蚕集落	群馬	59 丸亀市塩飽本島町笠島	港町	香川
8 川越市川越	商家町	埼玉	60 内子町八日市護国	製紙町	愛媛
9 番町市佐原	商家町	千葉	61 室戸市吉良川町	在郷町	高知
10 佐渡市宿根木	港町	新潟	62 朝倉市秋月	城下町	福岡
11 高岡市山町筋	商家町	富山	63 八女市八女福島	商家町	福岡
12 南砺市相倉	山村集落	富山	64 うきは市筑後吉井	在郷町	福岡
13 南砺市菅沼	山村集落	富山	65 有田町有田内山	製紙町	佐賀
14 金沢市東山ひがし	茶屋町	石川	66 嬉野市塩田津	商家町	佐賀
15 加賀市加賀橋立	船主集落	石川	67 鹿島市浜津町浜金屋町	港町・在郷町	佐賀
16 若狭町熊川宿	宿場町	福井	68 鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	佐賀
17 早川町赤沢	山村・湯中宿	山梨	69 長崎市東山手	港町	長崎
18 東御市海野宿	宿場・養蚕町	長野	70 長崎市南山手	港町	長崎
19 南木曾町妻籠宿	宿場町	長野	71 雲仙市神代小路	商家町	長崎
20 塩尻市奈良井	宿場町	長野	72 日田市豆田町	商家町	大分
21 塩尻市本曾平沢	漆工町	長野	73 日南市鉄肥	武家町	宮崎
22 白馬村青鬼	山村集落	長野	74 日向市美々津	港町	宮崎
23 高山市三町	商家町	岐阜	75 椎菜村十根川	山村集落	宮崎
24 高山市下二之町大新町	商家町	岐阜	76 出水市出水麓	武家町	鹿児島
25 美濃市美濃町	商家町	岐阜	77 薩摩川内市入来麓	武家町	鹿児島
26 徳島市岩村町本通り	商家町	岐阜	78 知覧町知覧	武家町	鹿児島
27 白川村荻町	山村集落	岐阜	79 渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	沖縄
28 龜山市関宿	宿場町	三重	80 竹富町竹富島	島の農村集落	沖縄
29 大津市坂本	里坊群・門前町	滋賀			
30 近江八幡市八幡	商家町	滋賀			
31 東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀			
32 京都市上賀茂	社家町	京都			
33 京都市産寧坂	門前町	京都			
34 京都市祇園新橋	茶屋町	京都			
35 京都市嵯峨鳥居本	門前町	京都			
36 南丹市美山町北	山村集落	京都			
37 与謝野町加悦	製紙町	京都			
38 伊根町伊根浦	漁村	京都			
39 富田林市富田林	寺内町・在郷町	大阪			
40 神戸市北野町山本通	港町	兵庫			
41 篠山市篠山	城下町	兵庫			
42 豊岡市出石	城下町	兵庫			
43 宇陀市松山	商家町	奈良			
44 橿原市今井町	寺内町・在郷町	奈良			
45 湯茂町湯茂	醸造町	和歌山			
46 倉吉市打吹玉川	商家町	鳥取			
47 大田市大森銀山	鉱山町	島根			
48 大田市温泉津	港町・温泉町	島根			
49 倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山			
50 高梁市吹屋	鉱山町	岡山			
51 竹原市竹原地区	製塩町	広島			
52 呉市豊町御手洗	港町	広島			



(平成20年3月31日現在)

発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、また、地区内の保存事業を計画的に進めるために、保存条例に基づき保存計画を定めている。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区として選定している。

平成20年3月末現在、重要伝統的建造物群保存地区は、69市町村で80地区（合計面積約3,019.4ha）あり、約1万4,600件の建造物が保存すべき伝統的建造物として特定されている。

3. 保存・活用のための取組

文化庁は、重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、伝統的建造物群以外の建築物などの修景、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化などの市町村が行う事業に国庫補助を行っている。

第9節 文化財保存技術の保護

国は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能で、保存措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、保護を図っている。また、そうした技術・技能を正しく体得しているものを保持者として、技術・修理の保存のための事業を行う団体を保存団体として認定している。また、木造彫刻や建造物の修理などの伝統的な技法による文化財の修理技術や、漆や屋根瓦^{がわら}、蒔絵筆^{まきえ}などの原材料・用具などの生産・製作技術の保存のため、保持者や保存団体が行う技術の錬磨、伝承者の養成、記録作成事業に対して補助を行っている。

さらに、文化財の保存に欠かせない用具・原材料などの存立基盤は、産業構造の変化などにより急速に失われつつあるため、これらの現状を調査し、確保方策について検討を行っている。

第10節 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財とは、個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形作る国民共有の貴重な財産である。これまでの埋蔵文化財行政は、開発事業等に伴う遺跡の内容確認調査の実施や、その保存のための調整、そして現状保存することができない遺跡については記録保存のための発掘調査を円滑かつ迅速に実施することが大きな課題であった。こうしたことから文化庁では、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査等整備充実に関する調査研究委員会」を設置し、出土品の取扱いなどの様々な課題について調査研究を進めてきた。その成果

表4-6 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産11件，自然遺産3件）

物件名	所在地	登録年月	区分
1 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年12月	文化
2 姫路城	兵庫県	//	文化
3 屋久島	鹿児島県	//	自然
4 白神山地	青森県，秋田県	//	自然
5 古都京都の文化財	京都府，滋賀県	平成6年12月	文化
6 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県，富山県	平成7年12月	文化
7 原爆ドーム	広島県	平成8年12月	文化
8 厳島神社	広島県	//	文化
9 古都奈良の文化財	奈良県	平成10年12月	文化
10 日光の社寺	栃木県	平成11年12月	文化
11 琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年12月	文化
12 紀伊山地の霊場と参詣道	三重県，奈良県，和歌山県	平成16年7月	文化
13 知床	北海道	平成17年7月	自然
14 石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年7月	文化

平成20年3月31日現在

については、報告書が刊行されるたびに各都道府県に通知を行い、各地方公共団体ではそれを受けて取扱い基準の策定など、必要な施策が行われている。

第11節 世界遺産

1. 世界遺産条約

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界のすべての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択された。平成20年11月末現在、185か国が締結しており、日本は4年に締結している（参照：第I部第8章第1節）。

2. 世界遺産の登録・推薦の取組について

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録している。平成19年には、ニュージーランドにて第31回世界遺産委員会が開催され、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が

文化遺産として世界遺産一覧表に記載された。

日本では平成20年11月時点で文化遺産11件、自然遺産3件の合計14件が世界遺産一覧表に記載されている（第I部第8章第2節）。

世界遺産への登録を推進することは、我が国の貴重な文化遺産の国際的な価値が評価されるとともに、登録を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で大きな意義がある。

我が国は、世界遺産委員会の委員国（2003～2007（平成15～19）年）を務めているほか、ユネスコ文化遺産保存日本信託基金などを通じ、世界における文化遺産の保全のための様々な支援を行っている。

第12節 無形文化遺産の保護

生活形態や価値観の変化に伴い、各国・地域の無形文化遺産が急速に失われつつある中で、その保護のための国際的な取組が必要とされている。我が国の文化財保護法においては、各国に先駆けて無形文化遺産を保護対象と

し、この分野において積極的な取組を行っている。

平成15年10月には、ユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択された。我が国は、本条約の早期発効を促すため、16年6月15日に3番目の締約国となった。

本条約は、平成18年4月に発効し、104か国が締結している（20年11月末現在）（参照：第Ⅰ部第9章）。

第5章

美術館・歴史博物館の振興

第1節 我が国の美術館・歴史博物館の概要

平成17年度社会教育調査によると、我が国には1,196館の登録博物館・博物館相当施設があるが、そのうちの828館が美術博物館（いわゆる「美術館」）。主として美術に関する資料の収集・保管・展示を行う博物館）と歴史博物館（主として歴史及び民俗に関する資料の収集・保管・展示を行う博物館）であり、全体の約7割を占めている。

第2節 公私立の美術館・歴史博物館への支援

文化庁では、美術館・歴史博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、文化芸術の発信の拠点としての機能が充実するよう、教育普及事業等をはじめとする事業に対する支援や人材養成などを行っている。

1. 芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）

美術館・歴史博物館が地域の文化芸術の発信拠点としての機能の充実を図るため、文化庁では、平成14年度から「芸術拠点形成事業」による支援を行っている。

今日、各地で推進されている地域活性化の取組において、地域文化の中核としての美術館・歴史博物館がその活動を通じて果たす役割は一層増大し、地域活性化の取組との連携を視野に入れた活動の具体化が望まれているところである。

このため、従来の「展覧会事業等支援」を改め、平成19年度からは、

「ミュージアムタウン構想の推進」として、美術館・歴史博物館の施設や運営全体が地域に開かれ、常に人々が集い、人々に親しまれる、魅力あふれる場を構築するための支援を行っている。

本事業では、子どもたちに本物の美術・文化財に触れる機会を提供するとともに、これらの取組を通じて、地域の文化資源を生かした魅力あるまちづくりを実現することを目的とし、美術館・歴史博物館を拠点に、地域の子もたちが文化芸術体験活動を行う事業を中心に支援を行っている。

◆芸術拠点形成事業（ミュージアムタウン構想の推進）の支援対象となる事業

① 子どもを対象としたミュージアム事業及びその開発にかかわる事業

(例)

- ・子どもたちがミュージアムに親しむためのプログラム、ツールの開発事業
- ・地域の小中学生等を対象とし、本物の美術や文化財に触れる機会を提供する事業
- ・学校教育との連携を促進するミュージアム事業
- ・教師と連携した鑑賞教室・体験学習等を実施する事業

② ミュージアムを核とした地域文化資源の整備・活用にかかわる事業

(例)

- ・文化財マップ、ミュージアムガイドを作成する事業
- ・地域の歴史や文化を掘り起こし、地域に発信する事業
- ・子どもたちが地域の歴史や文化財に親しむためのプログラム、ツールの開発事業

③ ミュージアムを核とした地域の人材・組織の育成・連携・活用にかかわる事業

(例)

- ・子どもの教育・育成にかかわる人材・組織の育成・参画を促進するミュージアム事業
- ・ミュージアムを支援するボランティア組織を育成する事業
- ・ミュージアムにおける自由な学びを推進するプログラム開発事業

④ 地域振興と一体となったミュージアム事業

(例)

- ・地元の伝統行事やフェスティバル等と連携し、地域振興に貢献するミュージアム事業

芸術拠点形成事業による支援の実績

平成14年度	31件
平成15年度	34件
平成16年度	43件
平成17年度	35件
平成18年度	28件
平成19年度	51件

※平成18年度までは「展覧会事業等支援」、19年度からは「ミュージアムタウン構想の推進」として実施

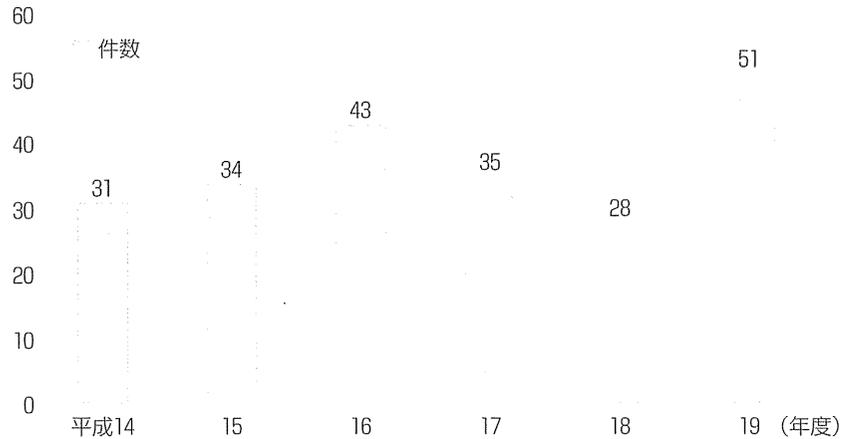
2. 美術館・歴史博物館支援方策策定事業～まちに生きるミュージアム～

文化庁では、平成18年度から、美術館・歴史博物館の運営状況の調査を通じて、これらの支援方策を策定することを目的として、美術館・歴史博物館支援方策策定事業を実施している。18年度は、全国の公立の美術館・歴史博物館の組織及び運営状況の調査を行った。19年度は私立の美術館・歴史博物館の組織及び運営状況の調査を行い、これらの結果を踏まえ、20年度に今後の美術館・歴史博物館の支援方策を検討、策定することとしている。

3. 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められている。このため、文化庁では、国立美術館・国立博物館などの協力を得て、企画展示セミナー、運営研究協議会など、様々な研修会や講習を実施している。

図5—1 芸術拠点形成事業による支援の実績



※ 平成18年度までは「展覧会事業等支援」、平成19年度からは「ミュージアムタウン構想の推進」として実施

第3節 登録美術品制度の実施

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加している。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われるが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられる。

このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足した。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としている。これまでに28件の美術品が登録されている（20年3月末現在）。

<登録美術品の特色>

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易となっている（相続税の物納の特例措置）。

図5-2 登録美術品公開までの流れ

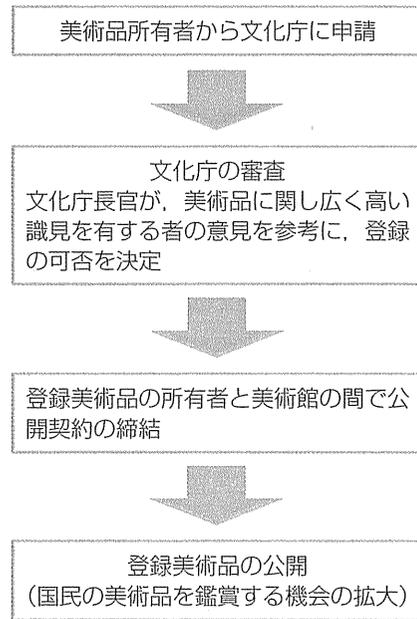


表5-1 登録美術品一覧

平成20年3月現在

作品名	制作者	公開館
菊花文飾壺	二代 北岳横山彌左衛門孝純	東京国立近代美術館(工芸館)
花鳥文様象耳付大花瓶	金森宗七(制作委嘱者)	東京国立近代美術館(工芸館)
金銀象嵌環付花瓶	銅器会社(初代 山川孝次制作監督 推定)	東京国立近代美術館(工芸館)
黄銅製竹林観音彫花瓶	中杉与三七	東京国立近代美術館(工芸館)
鉄地金銀象嵌人物図大飾皿	駒井晋次郎	東京国立近代美術館(工芸館)
ヴィル・ダヴレーのカバスキューポ	ジャン・パティスト・カミーユ・コロ	村内美術館
静物	ギュスターヴ・クールベ	村内美術館
天使の墮落	オーギュスト・ロダン	村内美術館
ルエルの眺め	クロード・モネ	埼玉県立近代美術館
聖ステパノの遺骸を抱え起こす弟子たち	ウジューヌ・ドラクロワ	埼玉県立近代美術館
若き日の仏陀	オディロン・ルドン	京都国立近代美術館
清宵	米原雲海	島根県立美術館
淮貳仏母像	-	東京国立博物館
藤原興風像(佐竹本三十六歌仙切)	-	東京国立博物館
継色紙(よしのかは)	-	東京国立博物館
前熊コレクション能楽資料(能面74面、装束146点、楽器6点、謡本100冊)	-	京都国立博物館

第4節 国立美術館

我が国の国立の美術館は、昭和27年の国立近代美術館（現在の東京国立近代美術館）の開館以降、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館が相次いで開館し、平成19年には5館目となる国立新美術館が開館した。13年以降独立行政法人国立美術館がこれらの館の管理運営に当たっており、いずれの館も我が国の美術振興の中心的拠点として、個性豊かで多様な活動を展開している。

独立行政法人国立美術館は、我が国の芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を図るため、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化を推進し、文化の向上・発展のため、多彩な活動を展開すること、②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な国立美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与すること、を目標に活動している。

独立行政法人化以降、国立美術館所蔵作品検索システムの公開や、教育普及事業の実践に当たる人材の育成や地域における学校と美術館の連携を目的とした「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」の実施など、ナショナルセンターとしての役割を果たすために、5館の連携の下に様々な取組を実施している。

1. 東京国立近代美術館

東京国立近代美術館は、昭和27年に国立近代美術館として東京都中央区京橋に開館した。42年には京都国立近代美術館の設置に伴って東京国立近代美術館となり、近・現代美術に関する我が国の美術館の中核としての機能を果たしている。

本館は、昭和44年に京橋から現在地の千代田区北の丸公園に移転した。また、平成11年7月から約2年半を掛けて、展示場の拡張、閲覧サービスのできる図書資料室の整備、レストランやミュージアムショップの新設、休憩スペースの増設など、観覧環境の整備と充実並びに耐震性の強化を図るための大規模な増改築工事が施され、14年1月にリニューアルオープンした。本館では、おおむね今世紀初頭から現代に至るまでの日本画、洋画、彫刻等の美術作品を収集・保管・展示し、これらに関する教育普及活動や調査研究を行っている。

工芸館は、重要文化財に指定されている旧近衛師団司令部庁舎（北の丸公園）を展示施設として昭和52年に開館し、我が国の近・現代工芸に関する専門的な施設として、工芸・デザイン作品を収集・保管・展示し、これらに関する教育普及活動や調査研究等の活動を行っている。

フィルムセンターは、当初の美術館（京橋）の建物を改装し、それまでの映画部門を拡充して、昭和45年に東京国立近代美術館フィルムセンターとし

て開館した。また、61年には神奈川県相模原市に映画フィルム専用の収蔵庫を持つ分館を設置した。その後、平成7年には京橋の建物を新築し、映写ホールの増加、図書室・展示室の新設等を行って、我が国唯一の国立の映画保存・上映・研究機関として、大幅にその機能を拡大した。

2. 京都国立近代美術館

京都国立近代美術館は、京都市の誘致により、京都市勧業館別館を改修して昭和38年に、国立近代美術館京都分館として発足し、42年に京都国立近代美術館として独立した。設置当初の施設は美術館として建設されたものではなく、美術館活動を行う上で不備な点が多かったため、59年から新館の建築が行われ、61年10月に延べ面積10,000㎡の現在の施設が完成した。

現在、国内、国外の近代美術に関する作品その他の資料の収集・保管・展示を行うとともに、これに関する調査研究を行っている。日本の近代美術史の全体的な歩みを配慮しながらも、京都、関西ないし西日本の美術に比重を置き、京都派の日本画、京都近代の洋画などの収集、展示を積極的に行っている。中でも、陶芸、染織などの工芸品に重点を置いた活動は大きな特色の一つとなっている。

3. 国立西洋美術館

国立西洋美術館は、フランス政府から寄贈返還された松方コレクション（第二次世界大戦前に実業家松方幸次郎氏が収集した印象派の絵画及びロダンの彫刻を中心とするフランス美術コレクション）を基に昭和34年に設置された。中世末期から20世紀初頭に至る西洋美術の流れが概観できる常設展のほか、欧米の美術館との長年の協力関係による調査研究を基とした作品の借用により企画展を開催し、国民に対する西洋美術作品の紹介に力を注いでいる。また西洋美術に関する作品や資料の収集、作品の修復保存、教育普及活動及び出版物の刊行等を行っている。

同館は設立当初の本館（フランス人建築家、ル・コルビュジエ設計）のほか、昭和54年に新館、平成9年に企画展示館を新設し展示場の拡充を図っている。また、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に来館者の安全確保のため、建物や彫刻作品に対する免震化等工事を行った。13年の独立行政法人化後は、研究資料センターや版画素描閲覧室を開設し、我が国の西洋美術史研究のセンター的役割の充実に努めている。本館は、19年12月に重要文化財

（建造物）の指定を受けるとともに、20年2月にはフランス等各国共同で進める「ル・コルビュジエの建築と都市計画」の構成資産の一つとして、世界遺産への登録を目指し、ユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出したところである。

4. 国立国際美術館

国立国際美術館は、日本の美術と世界の美術とが密接な関係を持ちながら発展してきていることを、時代や地域の区分を超えて示すことを目的に、昭和52年に万国博美術館の施設を利用して開館し、平成16年11月に大阪・中之島^{なかのしま}に世界でも珍しい、完全地下型の美術館として新築・移転した。

現代美術を発信する美術館として、国内外の美術の動向を幅広く紹介し、国民の多様な期待にこたえるための活動に積極的に取り組み、歴史と文化を継承する大阪・中之島の地における新たな文化の拠点として、市民に親しまれる施設となることを目指している。

5. 国立新美術館

国立新美術館は、東京・六本木に国内最大級の展示スペース1万4,000㎡を有する5番目の国立美術館として、平成18年7月に設置され、19年1月に開館した（参照：第Ⅰ部第3章第3節）。

同館は、我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体などに展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成等を支援している。また、展覧会活動と併せて美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開するとともに、これに関連する調査研究を行っている。

表5-2 国立美術館の概要

(平成20年3月31日現在)

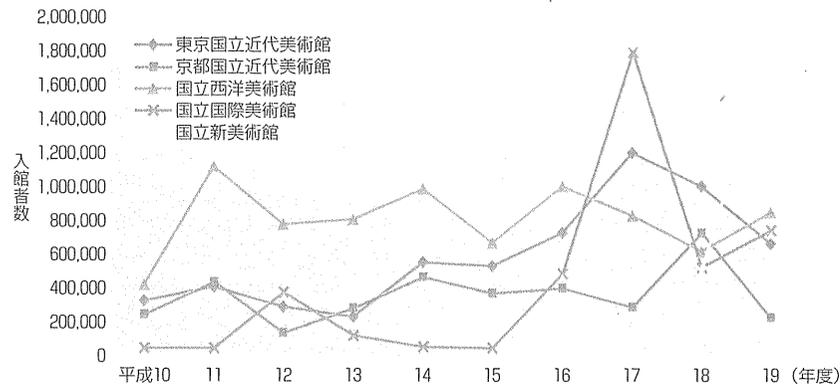
館長	辻村哲夫（理事長、東京国立近代美術館長）、岩城見一（理事、京都国立近代美術館長）、青柳正規（理事、国立西洋美術館長）、建畠哲（理事、国立国際美術館長）、林田英樹（国立新美術館長）				
役員職数	135名（理事長1名、理事3名、職員131名）				
目的	独立行政法人国立美術館は、美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。				
主たる事務所	東京都千代田区北の丸公園3-1				
資本金	81,019百万円				
各美術館名称	東京国立近代美術館	京都国立近代美術館	国立西洋美術館	国立国際美術館	国立新美術館
所在地	東京都千代田区北の丸公園（本館・工芸館） 東京都中央区京橋（フィルムセンター）	京都市左京区岡崎円勝寺町	東京都台東区上野公園	大阪市北区中之島	東京都港区六本木
設置年月日	昭和27年6月6日	分館設置 昭和38年3月1日 独立 昭和42年6月1日	昭和34年4月1日	昭和52年5月20日	平成18年7月1日
事業概要	近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管し、鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。本館のほか、工芸館、フィルムセンターを運営する。フィルムセンターは、我が国における映画文化振興の中核となる映画に関する総合的な保存・上映・研究機関を目指す。	近・現代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。	昭和30年10月8日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品（松方コレクション）並びに西洋美術に関する作品及び資料を収集し、保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれらに関連する調査研究及び事業を行う。	日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して鑑賞機会を提供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。	我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介するなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成等を支援する。また、美術に関する情報の収集・提供を行い、あわせてこれに関連する調査研究を行う。
収蔵品	日本画・洋画 1,894件 水彩・素描・版画 2,549件 彫刻 423件 写真 1,612件 工芸(デザインを含む) 2,648件 その他 3,178件 (計12,304件) 映画フィルム 51,594本	日本画・洋画 1,393件 水彩・素描・版画 3,366件 彫刻 98件 写真 1,723件 工芸 2,067件 その他 698件 (計9,345件)	日本画・洋画 370件 水彩・素描・版画 3,868件 彫刻 101件 工芸 10件 その他 166件 (計4,515件)	日本画・洋画 561件 水彩・素描・版画 2,880件 彫刻 280件 写真 566件 工芸(デザインを含む) 985件 その他 553件 (計5,825件)	

図5-3 国立美術館入館者数の推移

年度	東京国立近代美術館	京都国立近代美術館	国立西洋美術館	国立国際美術館	国立新美術館	計
平成10年度	321,278	241,866	414,367	43,318		1,020,829
平成11年度	400,976	427,998	1,113,643	40,237		1,982,854
平成12年度	283,431	127,823	773,973	374,669		1,559,896
平成13年度	229,119	275,020	800,329	118,563		1,423,031
平成14年度	546,517	461,703	983,045	50,090		2,041,355
平成15年度	525,900	364,311	662,854	44,685		1,597,750
平成16年度	725,020	394,963	999,917	485,131		2,605,031
平成17年度	1,196,794	284,301	824,336	1,788,175		4,093,606
平成18年度	997,997	723,964	612,330	515,092	498,694	3,348,077
平成19年度	663,590	225,273	830,838	744,382	1,847,413	4,311,496

(備考) 1. 国立国際美術館は、平成16年11月3日に大阪市中之島の新館に移転

(備考) 2. 国立新美術館は平成19年1月21日に開館



第5節 国立文化財機構

我が国の国立博物館は、明治5年の文部省博物館（現在の東京国立博物館）の開館以降、京都国立博物館、奈良国立博物館が明治時代に開館した。平成17年には4番目となる九州国立博物館が開館した。13年以降独立行政法人国立博物館がこれらの館の管理運営に当たり、各館とも国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、貴重な国民的財産である多数の国宝・重要文化

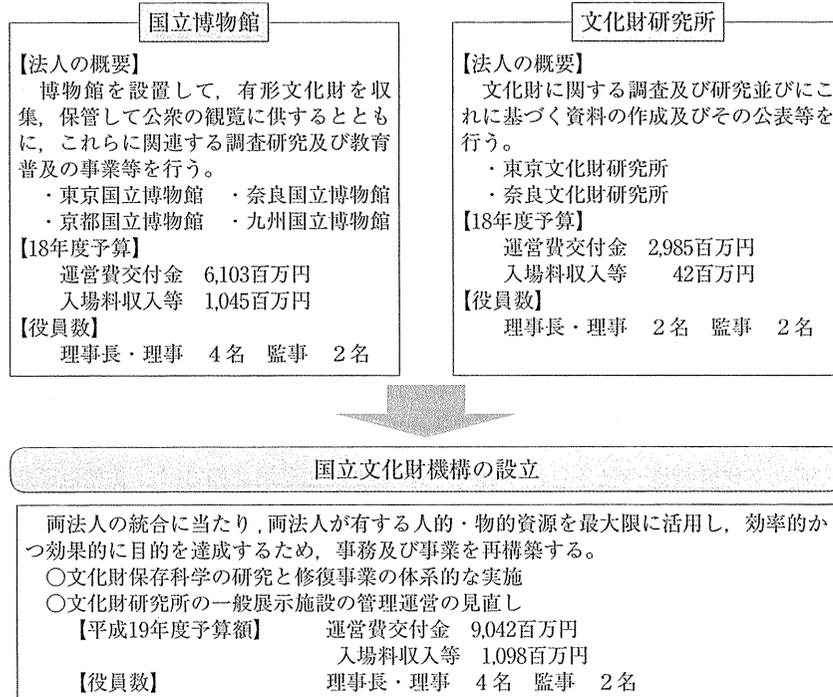
財をはじめとする文化財を収集・保管・展示し、次代へ継承するとともにこれらを活用して国内外に我が国の歴史・伝統文化を発信するという重要な役割を担ってきた。

一方、我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を未来の人々に適切に継承していくために文化庁の施設等機関として東京国立文化財研究所及び奈良国立文化財研究所が設置された。平成13年以降独立行政法人文化財研究所が管理運営に当たり、文化財の必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を担ってきた。

その後、政府の「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）の決定を踏まえ、両法人の統合を行う、「独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律」が第166回国会において成立し、19年4月1日に独立行政法人国立文化財機構が発足した（参照：第1部第2章第2節3.）。文化財の保存及び活用という共通の目的を効果的かつ効率的に達成するため、両法人の事務・事業を一体的に実施して管理運営に当たることとなり、我が国の文化財行政の中心的拠点として、個性豊かで多様な活動を展開することとなった。

独立行政法人国立文化財機構は、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、①歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、体系的・通史的に収蔵品を整備し、次代へ継承すること、②所蔵する文化財を活用し、歴史・伝統文化について国内外に発信すること、③我が国の文化財研究の中核的機関として、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成するための研究を行い、その成果の普及と活用を促進すること、④文化財の保存科学・修復技術のナショナルセンターとして、有する人的・物的資源を最大限活用し、一体性を確保し、調査・研究を行うこと、⑤国立博物館が有する収蔵品や人材を活用し、我が国の博物館のナショナルセンターとして、公私立博物館を含めた博物館全体の活動の活性化に寄与すること、を目標に活動している。

図5-4 国立博物館と文化財研究所の統合の概要



両法人統合以降、4国立博物館、2文化財研究所のそれぞれが、最大限の力を発揮し大きな成果を上げている。展覧会や研究成果の公表、子どもや市民への美術教育・啓発活動などの分野は努力と工夫が顕著に見られる。保存科学の分野では、平成19年度のキトラ・高松塚古墳壁画の解体等に関わる困難な事業を無事遂行することができた。さらに文化財に関する高度な調査研究の成果を十分に生かして、我が国の文化財の保存活用についてのナショナルセンターとして地方公共団体、博物館、美術館等に対する支援も積極的に行うとともに、文化財の保存・修復に関する国際協力などアジアにおける我が国のナショナルセンター機能の強化という点にも積極的に取り組んでいる。

表5-3 国立文化財機構の概要

(平成20年3月31日現在)

館長・所長	佐々木丞平(理事長、京都国立博物館長)、佐藤祐一(理事、東京国立博物館長)、湯山賢一(奈良国立博物館長)、三輪嘉六(九州国立博物館長)、鈴木規夫(理事、東京文化財研究所長)、田辺征夫(奈良文化財研究所長)			
職員	367名(館長・所長3名、一般職133名、技能・労務職38名、研究員193名)			
目的	独立行政法人国立文化財機構は、博物館を設置して有形文化財を取集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。			
主たる事務所	東京都台東区上野公園13-9			
予算額(H20)	11,604百万円(運営費交付金8,771百万円、施設整備費補助金1,639百万円、展示事業等収入1,135百万円)			
法人本部	速藤啓(理事)、職員18名(一般職)			
国立博物館 各館の概要				
	東京国立博物館	京都国立博物館	奈良国立博物館	九州国立博物館
所在地	東京都台東区上野公園13-9	京都府京都市東山区茶屋町527	奈良県奈良市登大路町50	福岡県太宰府市石坂4-7-2
設置	明治5年(1872年) (文部省博物館)	明治30年(1897年) (帝國京都博物館)	明治22年(1889年) (帝國奈良博物館)	平成17年4月1日 (内閣) 同10月15日
役割・任務	我が国の総合的な博物館として、日本を中心として広く東洋諸地域にわたる文化財について、取集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。	平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、取集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。	仏教美術を中心とした文化財について、取集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。	日本とアジア諸国との文化交流を中心とした文化財について取集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。なお、事業の実施に当たっては、福岡県等と連携協力を行う。
収蔵品	絵画 11,507件 書籍・典籍・古文書 2,171件	絵画 3,938件 書籍・典籍・古文書 2,251件	絵画 860件 書籍・典籍・古文書 542件	絵画 274件 書籍・典籍・古文書 147件
	彫刻 1,238件 考古 28,653件 工芸 30,238件 東洋美術・考古 14,778件 その他 26,597件	彫刻 351件 考古 1,149件 工芸 4,444件 その他 377件	彫刻 505件 考古 948件 工芸 857件 その他 141件	彫刻 20件 考古 103件 工芸 713件 その他 167件
	計 115,182件	計 12,540件	計 3,851件	計 1,424件
入館者数(H19)	1,768,198人	492,414人	442,914人	854,138人
職員	121名	42名	34名	29名
(一般職)	(42名)	(20名)	(13名)	(10名)
(技能・労務職)	(24名)	(6名)	(8名)	(0名)
(研究員)	(55名)	(16名)	(13名)	(19名)
文化財研究所 各館の概要				
	東京文化財研究所	奈良文化財研究所		
所在地	東京都台東区上野公園13-43	奈良県奈良市二条町2-9-1		
設置年月日	昭和5年6月28日	昭和27年4月1日		
主な事業	1 我が国及び諸外国の美術及び我が国の無形文化財の調査・研究 2 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発 3 科学技術の活用等による文化財の保存科学・修復技術に関する調査・研究 4 全国の博物館・美術館からの要請に応じた専門的指導・助言・研修 5 文化財の保存・修復に関する国際協力	1 平城宮、藤原宮、飛鳥地域の発掘調査及び出土品・遺構の調査・研究 2 遺跡の保存・整備・活用に関する体系的な調査・研究 3 古跡所在社寺所蔵の歴史資料等の文化財の調査・研究 4 全国各地の発掘調査等に対する指導・助言及び発掘調査専門職員等に対する研修 5 飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究の成果の公表 6 発掘調査・遺跡の整備に関する国際協力		
一般公開施設		飛鳥資料館 公開日：火～日(9時～16時30分) 観覧料：一般260円、高・大学130円 入館者：100,825名(H19実績) 平城宮跡資料館 公開日：火～日(9時～16時30分) 観覧料：無料 入館者：85,486名(H19実績) 藤原宮跡資料館 公開日：月～金(9時～16時30分) 観覧料：無料 入館者：6,885名(H19実績)		
職員(事務職)	40名(7名)	80名(23名)		
(研究職)	(33名)	(57名)		

1. 東京国立博物館

東京国立博物館は、明治5年に開館した日本最古の博物館で、平成19年に135周年を迎えた。我が国の総合的な博物館として、日本を中心に東洋諸地域にわたる文化財について収集・保管・展示業務を行うとともに調査研究、教育普及事業等を行っている。本館では「日本美術の流れ」と題した縄文時代から江戸時代までの時代別展示（2階）と、彫刻や陶磁などの分野別展示（1階）、企画展示を行っている。東洋館は東洋諸地域の美術と工芸、考古遺物等を展示し、法隆寺宝物館（11年改築）では法隆寺から皇室へ献納された宝物を展示している。平成館（11年新築）は2階を展覧会専用スペースとして展覧会を開催し、1階では日本の考古遺物の展示及び特集陳列を行っている。表慶館は「みどりのライオン」の愛称で、教育普及事業の場として博物館をより楽しむための展示やプログラムを行っている。また19年の文化財研究所との統合に伴い、日本近代画家黒田清輝の作品などの所蔵作品を東京国立博物館で特集陳列を行うなど公開機会を拡大している。

展示事業としては、平常展はもとより、国宝・重要文化財の新指定品を公開するなど多彩な展示を企画している。

2. 京都国立博物館

京都国立博物館は、明治21年に全国の古社寺宝物の調査が実施された際、京都、奈良方面には特に優れた社寺の宝物が多く、それらの大半が破損の危機にさらされていたことなどから、これらを専門的に保存する施設として、30年に開館した。このような経緯から、京都国立博物館においては、京都を中心とする畿内に伝来した文化財及び平安時代以降の日本の伝統ある美術品を中心に収集、保存管理及び公開を行っている。

京都国立博物館においては、美術品を絵画、彫刻、書跡、陶磁、考古、金工、漆工、染織の各分野に分けてこれを平常展示館に展示するほか、特定のテーマに基づいた特集陳列を行っている。また重要文化財に指定されている特別展示館では、年数回特別展を開催している。

なお、平常展示館については、京都と日本を学ぶセンター機能の実現を図るとともに、耐震性能の高い新展示館を目指し、平成20年度から緊急建替工事に着工する予定である。

3. 奈良国立博物館

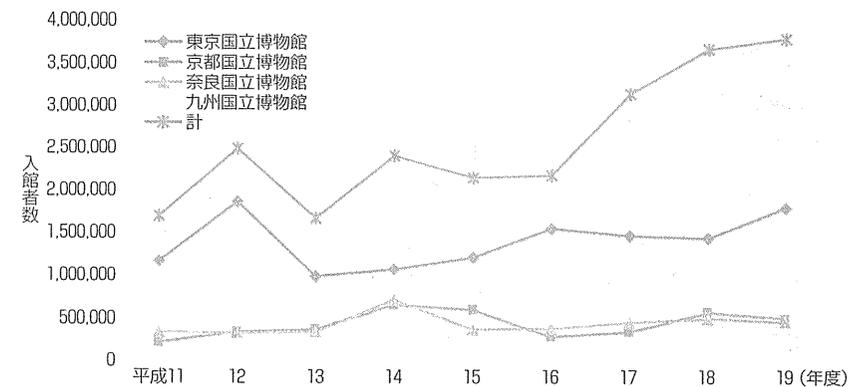
奈良国立博物館は、明治28年に開館し、仏教美術を中心とした文化財の収集、保存管理及び公開を行っている。重要文化財に指定されている本館では仏像を中心とした「仏教美術の名品」と中国古代青銅器の展示を行い、新館（西新館）においては絵画・書跡・工芸・考古の部門展示を行っている。

以上の平常展のほか、正倉院宝物を展示する「正倉院展」をはじめとする特別展や特別陳列、親と子のギャラリーを開催し、仏教への信仰が生み出した優れた芸術性と奈良文化の発信を行っている。また仏教美術資料研究センターでは、仏教美術関連の図書及び写真の収集・一般公開を行っている。

図5-5 国立博物館入館者数の推移

年度	東京国立博物館	京都国立博物館	奈良国立博物館	九州国立博物館	計
平成11年度	1,143,900	202,905	331,368	—	1,678,173
平成12年度	1,845,129	319,221	305,308	—	2,469,658
平成13年度	964,133	360,457	324,050	—	1,648,640
平成14年度	1,046,182	642,391	699,040	—	2,387,613
平成15年度	1,196,408	578,553	351,488	—	2,126,449
平成16年度	1,527,677	269,111	365,030	—	2,161,818
平成17年度	1,443,719	331,605	444,712	895,098	3,115,134
平成18年度	1,417,195	556,770	477,638	1,193,420	3,645,023
平成19年度	1,768,198	492,414	442,914	854,138	3,764,567

(注) 平成11年度に東京国立博物館法隆寺宝物館及び平成館が、17年度に九州国立博物館が開館。



4. 九州国立博物館

九州国立博物館は、平成17年10月16日に開館し、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、我が国とアジア諸国との文化交流の歴史を国内外に発信することを目的に展示活動を行うとともに、文化財の収集、保存修復施設における保存・修復、福岡県の連携・協力を得ながら教育普及活動等を行っている（参照：第Ⅰ部第3章第2節）。

5. 東京文化財研究所

東京文化財研究所は、昭和5年、帝国美術院附属研究所として創設以来、我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、今日に至っている。この間幾多の変遷・改組を経て、現在、管理部、企画情報部、無形文化遺産部、保存科学修復センター及び文化遺産国際協力センターの3部2センターで構成されている。

貴重な文化財を次世代に継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成するため、「文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究」、「新たな調査手法の研究・開発」をはじめ、「最新の科学技術の活用等による保存科学に関する先端的な調査・研究」や「伝統的な修復技法等に関する調査・研究」等を推進することにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与している。また、調査・研究に基づく資料の作成や関連資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査研究成果を積極的に公表・公開している。

特に無形文化遺産部では、日本の無形文化遺産全般を対象としてその保存継承に役立つような基礎的な調査研究、音声・映像による記録の作成や新たな手法開発についての研究を行うとともに、近年の世界的な無形文化遺産保護の気運の高まりに応じて、アジア地域を中心とした各国の関係機関との国際的な調査研究協力を積極的に進めている。

さらに、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急な課題への対応や国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な指導・助言を行うとともに、人類共通の財産である海外の文化財の保存・修復事業への協力や専門家の養成に関する国際協力の拠点として、我が国の国際貢献にも寄与している。平成19年12月に告示された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」に基づく基本方針に、文化遺産国際協力センターの役割として、「各教育研究機関と協力しつつ、その豊かな知見、経験及び実績を活用して、我が国の国際貢献をさらに推し進める上で重要な役割を果たすだけでなく、コンソーシアム（引用者注：文化遺産国際協力コンソーシアム）と連

携して新しい国際協力の体制構築に寄与する」こと、「国際協力に関係する海外諸機関との連携ネットワークの国内における中核」としての機能を果たすことが盛り込まれ、文化遺産国際協力センターの果たすべき役割が明示された。これに基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムの事務局機能を担いつつ、文化庁をはじめ、外務省、国際交流基金等と連携を図りながら事業展開を行っている（参照：第Ⅰ部第11章第4節）。

6. 奈良文化財研究所

奈良文化財研究所は、昭和27年、文化遺産を総合的に調査研究し、文化財の保存活用に資する機関として発足した。

研究所は管理部のほか、企画調整部、文化遺産部、都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館^{あすか}で構成されている。

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、歴史資料や歴史的建造物の調査・研究をはじめとし、平城京、藤原京、飛鳥地域の発掘調査と、

その出土品や遺構の研究、また関連する中国・韓国等諸外国との共同研究、庭園等の調査研究を行っている。遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究も重要な仕事としている。文化財の保存・修復に寄与するために保存科学の実践的な研究を精力的に進め、動植物遺存体による古環境の復元的研究、木質古文化財の年輪年代測定法の研究、全国の遺跡調査や調査技術を向上させるための開発的研究などを行っている。これらの調査・研究の成果を各種出版物やデータベース化して公表し、飛鳥資料館・平城宮跡資料館において展示・公開している。

また、これらの成果を、我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、国・地方公共団体に対する専門的・技術的な協力・助言や、保存・修復に関する国際協力と支援、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業における専門的・技術的な協力・助言等に活用している。

第6章 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

第1節 日本文化の発信と国際文化交流の推進

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献していくことが求められている。また、21世紀の国際社会では、文化芸術の魅力によって世界の国々を引き付けることのできる「文化力」が重要になってきている。特に、海外でも評価の高い我が国のアニメ、マンガ、映画などメディア芸術を中心に海外への情報発信が求められている。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇ることができる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進、海外の文化遺産保護への協力などを通じて、「文化芸術立国」の実現に向けて施策の充実に取り組んでいる。

1. 日本文化の発信の推進

(1) 文化発信戦略に関する懇談会

日本の文化に世界からの注目が集まる中、伝統文化から現代文化まで、多様な日本文化を世界に発信することにより、日本に対する諸外国の理解を深めることが強く求められている。このような状況を踏まえ、日本文化の総体や分野ごとの現状を把握した上で、効果的に発信する仕組みを構築していくことが重要である。そこで、文化庁では、平成19年12月に「文化発信戦略に関する懇談会」を設置し、芸術家、海外交流経験者、学識経験者、経済界の方々などにより、日本文化の戦略的な海外発信について検討を行っている。

(2) 国際文化フォーラムの開催

国際文化フォーラムは、国際的な内外の芸術家、文化人等を招へいし、講演、鼎談、座談会等の形式により世界の文化芸術の最新の情報や動向について語り合うもので、平成15年度から実施している事業である（参照：第I部第10章第1節）。

(3) 文化庁文化交流使事業

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワーク形成・強化につながる活動を展開する事業であり、平成15年度から実施している（参照：第I部第10章第2節）。

(4) 国際芸術見本市「インターナショナル・ショーケース」

これからの活躍が期待される我が国の若手・中堅の舞台芸術家・団体に、国内外の劇場関係者・公演制作者を対象とした実演の場を提供する国際芸術見本市「インターナショナル・ショーケース」を平成15年度から実施している（表6-1）。

(5) 現代日本文学の翻訳・普及事業

平成14年度から、優れた現代日本文学を英語・フランス語などに翻訳し、海外へ紹介する現代日本文学の翻訳・普及事業を実施しており、我が国の文化を海外に発信するとともに、我が国の文化水準の一層の向上を図っている（表6-2）。

(6) 日本文化の総合発信推進事業

日本と諸外国の国際文化交流を推進するため、海外の文化芸術に携わる関係者に対して、日本の文化芸術や関係団体等に関する情報を整理し、発信す

表6-1 インターナショナルショーケースについて

年度	項目	ショーケース内容	
平成15年度	舞 踊	1. 「BODY TYPHOON-THE COMING WAVE OF CHOREOGRAPHIC WORKS」(コンテンポラリー・ダンス) 2. 海外ショーケース「米国ダンスの再発見!～日本初登場、米国のダンスシーンをリードする3つのカンパニーによるショーケース」(コンテンポラリーダンス)	
	演 劇	3. 「[日常と融合する非日常]～演劇のチカラ」	
	音 楽	4. サウンド・パフォーマンス+シンポジウム「ALTERNATIVE」	
	その他	5. 「～能舞台からとびだした新しい表現～」(伝統芸能) 6. 海外ショーケース「フロント・イン・サーチ・オブ・チャイニーズ・マター・アンド・マインド」(古典とマルチメディア) 7. 公募ショーケース	
平成16年度	舞 踊	1. 海外ショーケース「東アジアのパフォーミング・アーツ紹介：中国のコンテンポラリー・ダンス」(コンテンポラリー・ダンス) 2. 「日本のコンテンポラリー・ダンス」(コンテンポラリー・ダンス)	
	演 劇	3. 演劇：ファミリー向けプロダクション 4. 映像による演劇ショーケース1 5. 映像による演劇ショーケース2	
	その他	6. パフォーマンス (マルチ・パフォーマンス)	
平成17年度	音 楽	1. オープニング・ショーケース (ワールドミュージック) 2. 「邦楽ニューウェーブ」(ワールドミュージック) 3. 「Altervision 05-Avant Music Night」(コンテンポラリーミュージック) 4. 「Different Music(s)/ Tokyo Next Texture」(コンテンポラリーミュージック) 5. 海外ショーケース1「韓国<国楽>の新しい4人を聴くーブリ～伝統を超えて世界のサウンドへ～」(ワールドミュージック) 6. 海外ショーケース2「カナダの音楽ショーケースータサ～インド系ワールドフュージョン～」(ワールドミュージック)	
		舞 踊	7. 「Take a chance projectーコンテンポラリー・ダンスの現在」(コンテンポラリー・ダンス)
		演 劇	8. 「New Sonic Performance」(マルチメディア・パフォーマンス) 9. 映像ショーケース「コドモ身体の逆襲」(コンテンポラリー・ダンス)
	音 楽	10. 映像ショーケース「「J」演劇とは何か?」	
平成18年度	音 楽	1. オルタナティブ・ジャズ 2. ポスト・エレクトロニカ	
	演 劇	3. 新しい人形劇の世界 4. 映像ショーケース「アングラから現在まで～現代演劇史を振り返る」	
	ダンス	5. ストリートダンス 6. 舞踊の現在	
	その他	7. 海外見本市(ソウル)からのショーケース 8. 映像ショーケース「ジャズ×舞踊～かつて異ジャンルが融合した時代があった」	
平成19年度	音 楽	1. パフォーマンスとしてのコンテンポラリー「ミュージック」	
	演 劇	2. 「60年代の演劇様式から生まれたもの」	
	ダンス	3. 日本の新「モダン」ダンス	
その他	4. 海外見本市(ソウル)からのショーケース ～韓国のコンテンポラリー・パフォーミングアーツ～		

表6-2 現代日本文学の翻訳・普及事業の対象作品一覧

(平成20年5月現在)

第1回選定作品(平成14年度) ●出版完了 ○翻訳済 △翻訳未了 -既訳あり

No	作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語
1	芥川龍之介 短編集	芥川龍之介	●	●	-	-
2	わが人生の時の時(短編集)	石原慎太郎	●	-	●	-
3	冥途・旅順入城式(短編集)	内田 百閒	●	○	-	○
4	半七捕物帳	岡本 綺堂	●	●	-	-
5	自由学校	獅子 文六	●	●	-	-
6	占星術殺人事件	島田 荘司	●	-	-	-
7	天上の青	曾野 綾子	●	-	●	-
8	たけくらべ・にごりえ・十三夜	樋口 一葉	-	-	●	●
9	錦繡	宮本 輝	●	-	●	-
10	ベッドタイムアイズ・指の戯れ・ジェシーの背骨	山田 詠美	●	-	●	○
11	斜影はるかな国	逢坂 剛	-	-	●	-
12	武蔵野夫人	大岡 昇平	●	-	●	-
13	赤穂浪士(上)(下)	大佛 次郎	-	●	●	-
14	梶井基次郎短編集	梶井基次郎	-	-	●	-
15	しぐれ茶屋おりく	川口松太郎	●	-	-	-
16	檻	北方 謙三	●	-	-	-
17	抱擁家族	小島 信夫	●	●	●	○
18	百円シンガー極楽天使	末永 直海	●	-	●	-
19	腕くらべ	永井 荷風	●	-	●	-
20	坊っちゃん	夏目 漱石	●	-	-	-
21	日本捕虜志	長谷川 伸	-	-	●	-
22	浮雲	林 芙美子	●	●	-	-
23	藤沢周平短編集	藤沢 周平	●	-	-	-
24	異人たちとの夏	山田 太一	●	-	●	-
25	ドグラ・マグラ	夢野 久作	-	●	-	-
26	ぼぎちゃん	横森 理香	●	●	-	-
27	夕暮まで	吉行淳之介	-	●	●	-

第2回選定作品(平成17年度) ●出版完了 ○翻訳済 △翻訳未了 -既訳あり

No	作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語
1	『山月記』ほか	中島 敦	○	○	-	-
2	楼蘭	井上 靖	-	-	●	-
3	空海の風景	司馬遼太郎	-	○	-	-
4	詩集・短編集	宮沢 賢治	●	-	○	-
5	枯木灘	中上 健次	-	-	○	-
6	親指Pの修業時代	松浦理英子	○	-	-	-
7	忍び川	三浦 哲郎	○	-	-	-

No	作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語
8	雁の寺、越前竹人形	水上 勉	●	-	-	●
9	中陰の花	玄侑 宗久	-	●	-	-
10	アブラクサスの祭	玄侑 宗久	-	-	-	●
11	樹影譚	丸谷 オ一	-	-	-	○
12	ヘル	筒井 康隆	●	△	-	-
13	おれの血は他人の血	筒井 康隆	-	-	-	●
14	ガラスの靴、ほか	安岡章太郎	○	-	-	-
15	恋忘れ草	北原亞以子	●	○	-	-
16	小説スーパーマーケット	安土 敏	○	○	○	-
17	おけい	早乙女 貢	○	-	-	-
18	花埋み	渡辺 淳一	●	-	-	-
19	白髪の唄	古井 由吉	○	●	○	-
20	挟み撃ち	後藤 明生	○	-	-	-
21	母よ	青野 聡	-	-	○	○
22	シンセミア	阿部 和重	△	△	-	-
23	マシアス・ギリの失脚	池澤 夏樹	○	-	-	-
24	本格小説	水村 美苗	△	-	-	-
25	ジャスミン	辻原 登	○	-	-	-
26	対岸の彼女	角田 光代	●	-	-	-
27	暗夜行路	志賀 直哉	-	○	-	-
28	戦後短編小説再発見1	講談社文芸文庫編	-	●	-	-
29	戦後短編小説再発見2	講談社文芸文庫編	-	●	-	-
30	死の棘	島尾 敏雄	-	○	-	-
31	俘虜記	大岡 昇平	-	●	-	-
32	人骨展示館	又吉 栄喜	-	●	-	-
33	高山右近	加賀 乙彦	-	-	△	●
34	アマノン国往還記	倉橋由美子	-	-	-	●
35	女坂	円地 文子	-	-	●	-
36	容疑者の夜行列車	多和田葉子	-	-	○	-
37	火車	宮部みゆき	-	-	○	△

第3回選定作品(平成19年度) ●出版完了 ○翻訳済 △翻訳未了 -既訳あり

No	作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語
1	赤い橋の下のぬるい水	辺見 庸	△	△	△	-
2	赤目四十八瀧心中未遂	車谷 長吉	△	△	△	△
3	おはん	宇野 千代	-	△	△	△
4	神様のボート	江國 香織	△	△	△	△
5	草の花	福永 武彦	△	△	-	△
6	単語集	金井美恵子	○	△	-	-
7	千すじの黒髪	田辺 聖子	△	-	-	-
8	ファミリー・ビジネス	米谷ふみ子	△	-	-	△

No.	作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語
9	真鶴	川上 弘美	△	△	△	△
10	無伴奏	小池真理子	△	△	△	
11	笑いオオカミ	津島 佑子	△	-	△	△
12	青猫家族転録	伊井 直行	△	△	△	△
13	ゴールドラッシュ	柳 美里	-	-	△	△
14	シングル・セル	増田みず子	-			△
15	星条旗の間こえない部屋	リービ英雄	△	△		△
16	東京セブンローズ	井上ひさし	△	△	△	△
17	巴	松浦 寿輝	△	△		
18	波うつ土地	富岡多恵子	△		△	△
19	プレーンソング	保坂 和志	△	△	△	
20	夢の島	日野 啓三	△	△	△	-

第4回選定作品（平成20年度） ●出版完了 ○翻訳済 △翻訳未了 -既訳あり

No.	作 品	著 者	英語	仏語	露語	独語	インドネシア語
1	逃亡くそたわけ	絲山 秋子					
2	自由死刑	島田 雅彦					
3	写楽殺人事件	高橋 克彦					
4	日高	立松 和平					
5	南神威島 ほか	西村京太郎					
6	長い時間をかけた人間の経験 ほか	林 京子	-				
7	曼荼羅道	坂東真砂子					
8	悪人	吉田 修一	-				
9	六道遊行	石川 淳		△			
10	八犬伝	山田風太郎		△			
11	雪沼とその周辺	堀江 敏幸		△			
12	ホワイトアウト	真保 裕一		△		-	
13	硝子戸の中	夏目 漱石	-	-		△	
14	広津和郎作品集	広津 和郎				△	
15	由熙 ほか	李 良枝	-			△	
16	GO	金城 一紀	-			△	
17	大河の一滴	五木 寛之	-		△		
18	上海	横光 利一	-		△		
19	木乃伊の口紅 ほか	田村 俊子			△		
20	少年H	妹尾 河童	-		△		
21	現代詩の鑑賞 101	大岡信 編	△	△	△	△	
22	芥川龍之介 短編集（第1回選定作品）	芥川龍之介	-	-	-	-	△
23	坊っちゃん（第1回選定作品）	夏目 漱石	-	-	-	-	△

るポータルサイトを現在構築中である。

2. 人物交流

（1）外国人芸術家・文化財専門家の招へい

文化庁では、外国の文化政策担当の部長クラスなどの高官、博物館・美術館・芸術劇場等の責任者など、ハイレベルな文化人を招へいし、我が国関係者との協議、講演等を実施している（表6-3）。

（2）人材育成のための芸術家派遣

我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術の各分野の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供している（参照：第I部第4章第4節）（表6-4）。

（3）文化財専門家の派遣・招へい

文化財分野においては、日本古美術・文化財建造物等の管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施している（参照：本章第2節）。

- ・在外日本の古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業
- ・アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業
- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
- ・文化遺産国際協力センターにおける国際協力事業（※）

※ 独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

表6-3 外国人芸術家・文化財専門家招へい事業国別招へい実績数

国名	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	平成
アジア	アフガニスタン						1			
	インド		1			1				1
	インドネシア	1	2	1	2					
	韓国	2		3	1	6	15	13	2	
	カンボジア				2					1
	シンガポール				2					
	タイ			1	2			1	1	
	中国	6	12	13	9	9	5	7	7	2
	パキスタン					1				
	バングラデシュ								1	
	フィリピン		1		2			1		
	ブータン		1							
	ブルネイ				2					
	ベトナム				2					1
東南アジア	マレーシア			3		1				
	ミャンマー			2						
	ラオス			2						
	カナダ	1								2
	米国	3		3	1	2	1	2		
中南米	アルゼンチン				1					
	メキシコ		1							1
欧州	イタリア	2	3	1			1	2		1
	英国				2	1	1	1		
	オーストリア	1				3	2			
	オランダ		2							
	スイス			1				1		
	チェコ	4								
	デンマーク	1								
	ドイツ	3	3	3	3	1	2			1
	ハンガリー						1			
	フィンランド		1							
	フランス	2	2	1		2	2	3		1
	ポーランド	1	1							
	ロシア	2	2	4						2
	大洋州	オーストラリア	2	1		1	1		1	2
イスラエル							1			
中東	イラク					1				
	イラン					1				
アフリカ	パレスチナ						1			
	アルジェリア									1
エジプト						1				
ガーナ		1								
合計(国数)	14	15	10	16	11	13	13	5	11	
合計(総数)	31	34	31	38	28	34	35	13	14	

表6-4 新進芸術家海外留学制度(芸術家在外研修員派遣)研修員一覧

分野	年度	平11			平12			平13			平14			平15			計								
		1年	2年	3年	特別	1年	2年	3年	特別	1年	2年	3年	特別	1年	2年	3年									
美術	1年	24	3	1	7	23	4	2	9	23	2	1	10	37	6	2	16	-	4	29	3	0	5	4	155
	2年	27	5	1	10	24	5	0	8	24	6	0	8	37	7	1	8	4	4	29	3	0	5	4	155
	3年	7	2	-	3	8	4	-	5	7	2	-	4	9	3	-	5	5	7	3	3	-	5	4	155
	特別	15	2	-	2	14	2	-	4	12	3	-	6	18	4	-	9	7	15	3	3	-	4	1	155
	(演劇)	8	2	-	2	7	2	-	4	6	2	-	2	10	4	-	7	4	11	2	2	-	4	1	155
	(映画)	7	0	-	0	7	0	-	0	6	1	-	4	8	0	-	2	3	4	1	1	-	0	0	155
	舞台美術等	4	1	-	2	5	1	-	1	5	1	-	5	6	1	-	2	2	6	1	1	-	0	0	155
	メディア芸術	1	-	-	0	5	-	-	1	5	-	-	0	8	-	-	0	0	7	-	0	-	0	0	155
	アートマネージメント	3	-	-	5	3	1	-	6	5	1	-	3	7	-	-	3	4	5	0	1	-	7	1	155
	計	81	13	2	29	82	17	2	33	81	15	1	36	122	21	3	43	9	99	15	1	32	8	8	155
	音楽	1年	29	3	2	9	36	6	1	12	36	1	1	35	4	3	17	-	35	4	2	10	-	-	158
		2年	24	6	0	8	36	4	0	4	38	4	0	38	4	0	4	1	37	4	0	6	3	2	158
		3年	8	3	-	1	4	8	4	-	1	2	9	4	-	3	2	7	2	2	-	4	2	-	158
		特別	17	1	-	4	-	12	3	-	9	-	12	4	-	3	-	15	2	15	2	-	7	-	158
(演劇)		9	1	-	4	-	12	3	-	9	-	7	2	-	1	-	9	2	2	-	6	-	1	-	158
(映画)		8	0	-	0	1	0	-	0	0	1	-	5	2	-	2	0	6	0	1	0	-	0	-	158
舞台美術等		4	1	-	1	4	0	-	1	4	0	-	6	0	-	0	1	7	1	0	0	-	0	-	158
メディア芸術		5	0	-	0	1	1	-	4	0	1	-	2	0	-	0	1	4	0	1	0	-	0	-	158
アートマネージメント		7	0	-	0	1	4	0	-	3	1	7	1	-	4	-	3	0	3	0	1	3	0	-	158
計		94	14	2	23	116	18	1	168	168	3	109	17	3	31	3	108	13	2	30	5	5	5	5	158

(4) 国際交流による地域文化活性化事業

国民文化祭や全国高等学校総合文化祭に海外から高校生や文化団体を招へいするとともに、海外のフェスティバル等に文化団体を派遣し、相互交流することで、地域文化の活性化を図っている（高校生の派遣事業については、平成18年度をもって終了）。

(5) 高校生国際文化交流事業

平成19年度から、次世代の国際文化交流を担う高校生の文化活動を対象に、高校生国際文化交流事業を実施している。この事業は、我が国の高校生と海外において同じ分野の文化芸術に携わる高校生が一堂に会し、互いの作品や制作等に関する意見交換や作品の共同制作を試みるワークショップ（参加体験型講習）等を行うものである。初年度は高校生の和太鼓チームを韓国に派遣したほか、インドネシアや中国等に日本の高校生を計4団体派遣し、郷土芸能や美術工芸分野において文化交流を行った。

3. 公演・展覧会等による交流

(1) 芸術団体等の海外公演、招へい公演等（優れた芸術の国際交流）

優れた芸術の国際交流推進のため、我が国の芸術団体の海外公演の実施や海外フェスティバルへの参加を支援するとともに、日本国内で行われる海外の芸術団体との共同制作公演・国際フェスティバルの実施を支援している。特に我が国との周年事業等の一環として実施される二国間交流事業（我が国の芸術団体の海外派遣公演、対象国の芸術団体の招へい公演）について重点的に支援している（表6—5）。

(2) メディア芸術に関する国際交流

メディア芸術分野においては、日本の優れたメディア芸術作品や映画作品を世界に向けて紹介するため、海外で開催されるメディア芸術祭への参加

表6—5 国際芸術交流支援事業採択状況

■海外公演・国際フェスティバル

分野	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
	申請 件数	採択 件数																	
音楽	9	4	21	10	14	9	27	14	10	4	17	5	17	6	22	12	14	7	
舞踊	21	13	33	14	14	11	30	26	18	12	26	12	13	5	34	19	28	19	
演劇	24	16	27	13	27	18	44	30	18	13	35	19	21	8	45	25	25	19	
伝統芸能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	3	1	4	7	3	19	7	6
大衆芸能	-	-	-	-	-	-	3	3	2	2	3	1	4	2	3	3	3	3	
国際フェスティバル	2	2	5	3	2	1	7	5	6	4	10	6	11	8	6	5	6	4	
計	56	35	86	40	57	39	111	78	61	39	104	47	73	32	129	71	85	58	

■国際共同制作公演

分野	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	申請 件数	採択 件数														
音楽	2	2	1	1	9	7	6	4	4	2	4	2	2	2	0	0
舞踊	1	1	1	1	5	3	5	3	8	2	4	2	3	1	5	4
演劇	5	1	4	2	12	9	15	10	7	3	10	5	12	7	6	3
伝統芸能	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大衆芸能	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
計	8	4	6	4	26	19	26	17	19	7	18	9	18	11	11	7

■二国間交流（海外公演）

分野	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	申請 件数	採択 件数										
音楽	14	9	14	11	14	8	27	22	7	5	11	8
舞踊	9	6	14	13	6	3	25	18	10	6	14	10
演劇	17	8	20	14	18	12	40	33	15	9	19	16
伝統芸能	-	-	12	8	11	3	16	6	9	4	4	4
大衆芸能	1	1	1	1	2	1	4	2	3	1	3	2
計	41	24	61	47	51	27	112	81	44	25	51	40

■二国間交流（招へい公演）

分野	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	申請 件数	採択 件数										
音楽	4	1	2	2	3	0	10	9	1	1	4	3
舞踊	4	2	6	4	3	1	8	7	11	5	5	4
演劇	13	7	4	4	8	2	11	11	4	2	9	9
伝統芸能	-	-	0	0	0	0	1	1	1	0	2	0
大衆芸能	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0
計	21	10	12	10	14	3	32	29	17	8	20	16

や、海外の国際映画祭等への出品に係る経費について支援を行っている（表6—6）。

<ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術祭海外展 ・アジアにおける日本映画特集上映事業 ・海外映画祭への出品等支援 ・映画に関する国際交流（※） <p>※ 独立行政法人国立美術館の運営交付金において実施</p>

（3）海外との共同制作

アニメ、マンガといったメディア芸術分野を中心に、諸外国の芸術家等とのワークショップ（参加体験型講習）やコンテンツの共同制作及びその企画・立案に向けた会合等の支援を行うことにより、我が国のコンテンツ発信の推進やコンテンツ関連人材の育成を図っている（表6—7）。

（4）海外展等の開催

我が国の優れた文化財を海外に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を促進するため、国宝・重要文化財を含む日本古美術展を毎年実施している。

また、我が国の国立博物館（東京、京都、奈良、九州）と、日本古美術品を所蔵している海外の博物館・美術館との間で各々が所有する日本古美術・東洋美術を中心とする交流展を相互に実施している（表6—8）。

（5）国際民俗芸能フェスティバル

世界各地には貴重な無形の文化遺産が伝承されており、その保存・伝承は各国に共通する重要な課題である。

文化庁では、平成8年度から、無形の文化遺産の保存と継承、国際文化交

表6—6 海外映画祭への出品等支援

【主な支援作品】

15年度

映画祭名	作品名	監督名	受賞名
ベネチア	座頭市	北野 武	銀獅子賞
ベルリン	バーバー吉野	荻上直子	青少年部門 Special Mention
モスクワ	ふくろう	新藤兼人	功労賞、最優秀女優賞
ウラジオストック	ホーム・スイートホーム2	栗山富夫	最優秀男優賞
ロカルノ	女理髪師の恋	小林政弘	特別大賞
ロッテルダム	PEEP "TV" SHOW	土屋 豊	国際批評家連盟賞

16年度

カンヌ	誰も知らない	是枝裕和	主演男優賞
モントリオール	風音	東 陽一	イノベーション賞
ロカルノ	トニー滝谷	市川 準	審査員特別賞他
トリノ	犬猫	井口奈巳	審査員特別賞他

17年度

カンヌ	運命じゃない人	内田けんじ	仏作家協会賞他
ケララ	火火	高橋伴明	審査員特別賞他
トリノ	美式天然	坪川拓史	グランプリ
モントリオール	いつか読書する日	緒方 明	審査員特別賞
上海	村の写真集	三原光尋	金爵賞
プサン	紀子の食卓	園 子温	観客賞他

18年度

カンヌ	アイロン	仲野裕之	ヤング批評家賞
ベルリン	無花果の顔	桃井かおり	NETPAC 賞
ロッテルダム	14歳	広末哲万	NETPAC 賞
ミンスク	人生ごっこ!?	林 弘樹	審査員特別賞
シツェス・カタルニヤ	時をかける少女	細田 守	最優秀アニメーション賞

19年度

カンヌ	殞の森	河瀬直美	グランプリ
ロカルノ	愛の予感	小林政弘	金豹賞他

表6-7 海外との共同制作事業一覧

年度	事業	内容
平成17年度	演劇の共同創作に向けての日韓ワークショップ	ワークショップ：平成17年6月～7月，韓国 シンポジウム：平成17年10月，韓国
	日韓マンガ作家交流ワークショップ	平成17年7月，日本
	放送コンテンツの共同制作に関するシンポジウム	平成17年10月，日本
	日韓打楽器奏者ワークショップ	平成17年12月，韓国
	日韓将棋棋士交流ワークショップ	平成18年1月，韓国
平成18年度	日韓若手音楽家・ミュージック&リズムスワークショップ2006	平成18年，日本
	共同創作に向けての演劇ワークショップ	シンポジウム：平成18年5月，日本 ワークショップ：平成18年7月，日本 シンポジウム・ワークショップ：平成19年1月24日～26日，韓国
	マンガ・絵本の制作	共同制作：平成18年6月～3月 ワークショップ：平成19年3月，日本
	日中マンガ文化交流フォーラム	ワークショップ：平成19年2月，日本
平成19年度	オンライン展示・ワークショップ「食卓に映し出された「昭和」と日本の生活文化」	オンライン展示：平成20年1月～ ワークショップ：平成20年2月～3月，日本
	渋谷慶一郎+池上高志「filmachine」ベルリン/東京展	共同創作・展示：平成20年1月～2月，ベルリン ワークショップ：平成20年3月，日本

表6-8 海外展一覧

会期	展覧会の名称	会場
平11. 9. 11～11. 11. 10	大仏の光の中で：奈良・東大寺宝物展	ドイツ：ケルン市立東洋美術館
平11. 12. 11～12. 2. 19	現代日本の伝統工芸展	フィリピン：メトロポリタン美術館（マニラ）
平12. 6. 16～12. 9. 17	日本とオランダの出会い―日蘭修好400周年記念展	オランダ：ライデン国立民族学博物館（ライデン）
平12. 7. 29～12. 10. 29	本阿弥光悦展	米国：フィラデルフィア美術館
平13. 1. 20～13. 3. 20	日本文物精華展	中国：上海博物館
平13. 9. 5～13. 12. 2	古代日本の聖なる美術展	英国：大英博物館（ロンドン）
平14. 5. 14～14. 7. 14	日本美術名品展	韓国：国立中央博物館（ソウル）
平14. 11. 10～15. 2. 2	能装束展	米国：ロサンゼルス・カウンティ美術館
平15. 8. 16～15. 10. 26	日本美術における四季展	オーストラリア：ニューサウスウェールズ州立美術館（シドニー）
平15. 10. 11～15. 10. 28	日本陶磁5000年の至宝展	トルコ：ナショナル・ギャラリー（イスタンブル） 絵画と彫刻美術館（アンカラ）
平15. 11. 6～15. 11. 23	日本名宝展	中国：中国国家博物館（北京）
平16. 5. 25～15. 6. 30	日本の考古―曙光の時代―	ドイツ：ライス・エンゲルホルン博物館（マンハイム市）
平16. 7. 24～16. 10. 24		マルティン・グロピウス・パウ展示館（ベルリン市）
平16. 11. 19～17. 1. 31		
平17. 10. 13～17. 12. 11	やきもの：日本陶磁4000年	米国：ホノルル美術館
平17. 12. 2～18. 2. 26	18世紀京都画壇の革新者たち	米国：サンフランシスコ・アジア美術館
平18. 9. 7～18. 11. 5	隠された顔：日本の仮面展	シンガポール：アジア文明博物館
平19. 3. 28～19. 6. 17	悟りの世界 中世日本における禅宗の人物および説話画展	米国：ジャパン・ソサエティー・ギャラリー
平19. 9. 20～19. 12. 2	日本陶磁の名宝展	ポルトガル：ソアーレス・ドス・レイス国立美術館

流の推進、文化財の公開による地域文化の振興などを目的に「国際民俗芸能フェスティバル」を開催している。このフェスティバルは、世界各国の特色ある芸能を日本に招へいし、国内の民俗芸能と共に公開して、その価値を広く一般に周知するとともに、無形の文化財の保存伝承に関する意見交換及び相互交流を行うものである。

■最近の国際民俗芸能フェスティバルの開催状況

平成18年度：19年2月16日、国立劇場大劇場で開催。

海外から

「ブータン王国の仮面舞踊」

クジュ・ルヤン民俗歌舞団（ブータン王国）

「アムール・ウリチの芸能」

ウリチ民族芸能団“ギワ”（ロシア連邦）

国内から

「アイヌの芸能」

帯広カムイトウウポポ保存会（北海道）

菅達鹿踊・剣舞

菅達鹿踊保存会（岩手県）

「御嶽神楽」

御嶽神楽保存会（大分県）

平成19年度：20年2月20日、新国立劇場中劇場で開催。

海外から

「クラールリツェ」

ゴリャナツツ（クロアチア共和国）

「バウルの歌と踊り」

バウル・パグラ・バブル・オ・タル・ドル〔クシュティア〕

ポッリ・バウル・シャマジ・ウンノヨン・ションスタ〔ダッカ〕

（バングラデシュ人民共和国）

国内から

「白鳥の拝殿踊」

白鳥^{はいてん}拝殿踊り保存会（岐阜県）

「大江^{おおえはちまん}八幡神社の御船行事」

大江氏子会（静岡県）

日向^{ひゅうがもろうそうびわ}盲僧琵琶

永田法順（宮崎県）

4. 国際交流年に対する文化庁の取組

「国際交流年」は、文化、教育、スポーツなど、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的として、官民の様々な主体により実施されている。

過去10年の主な「国際交流年」は表6—9のとおりである。

文化庁では、これらの「国際交流年」を多様な日本文化を海外に向けて総合的に紹介したり、海外の文化を広く日本に紹介する機会としてとらえ、伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援している。

表6-9 国際交流年一覧

主な国際交流年	文化庁の取組	期間
日韓国民交流年	日韓文化交流展「韓国の名宝」(日本)、「日本美術名品展」(韓国)などの文化庁や国立博物館の主催事業の実施のほか、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成14年1月～12月
日中国交正常化30周年 (「日本年」「中国年」)	「日本メディア芸術作品展2002」中国開催(中国)などを文化庁で主催したほか、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成14年1月～12月
日本・ASEAN 交流年2003	「国際アニメ・マンガフォーラム」(日本)などを文化庁で主催したほか、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成15年1月～12月
日本におけるトルコ年	「トルコ美術写真『現代トルコ写真家二人展』」(日本)や『日本陶磁の至宝5000年展』(トルコ)などをはじめ、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成15年2月～平成16年3月
日本におけるギリシャ月間 ギリシャにおける日本月間	「ギリシャ・リセウム舞踊団日本公演」(日本)などをはじめ、民間の文化芸術団体の実施する交流事業を支援。	平成16年5月～7月
日本におけるドイツ年	展覧会「シュテファン・バルケンホールー木の彫刻とレリーフ」(日本)など国立美術館の主催事業をはじめ、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成17年4月～平成18年3月
日韓国交正常化40周年「日韓 友情年2005」	「日韓舞踊交流『舞姫と牧神達の午後～コンテンポラリーダンスガラ韓国公演』」(韓国)及び「日韓民俗芸能交流公演」(韓国、日本)などを、日本芸術文化振興会と協力して企画・実施するとともに、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成17年1月～12月
2006年日豪交流年	「2006日豪交流年 オーストラリア映画祭」(日本)の国立美術館の事業や、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成18年1月～12月
日中文化・スポーツ交流年	「日本映画中国上映事業」(中国)、「中国映画日本上映事業」(日本)、「文化庁メディア芸術祭 上海展2007」(中国)及び「日本伝統芸能中国公演」(中国)など文化庁の主催事業を実施したほか、文化芸術団体等の実施する交流事業を支援。	平成19年1月～12月

5. 文化多様性の保護・促進への対応

情報や経済の国際化に伴い、民族的・宗教的な対立が激化する一方、従来の国民国家の枠組みにとらわれない、地域的・文化的な運動が世界各地で広がっている。

ユネスコでは、平成13年に「文化多様性に関する世界宣言」が採択され、さらに17年秋の第33回ユネスコ総会において「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」(文化多様性条約)が採択された。

【条約の概要】

◆文化の多様性を保護し、及び促進することを目的とするものであり、特に、そのための国際協力、締約国がとり得る措置等について定めるものである。

- ① 各締約国は、その国内的権利として、自国の領域内で、文化的表現の多様性を保護し、及び促進することを目的とする措置をとることができる。
- ② 各締約国は、自国の領域内の文化的表現が消滅の危機にさらされている場合等には、条約の規定に合致する方法で、危機的状況にある文化的表現を保護し、及び保全するすべての適当な措置を取ることができる。
- ③ 締約国の任意拠出金による「文化の多様性のための国際基金」を設立する。

文化庁では我が国として文化多様性の保護・促進に積極的に貢献する方策として、文化多様性、文明間の対話等に関する国際会議に積極的に参加するとともに、各国の文化施策について調査研究を行っている。

また、現在条約の締結に向けて関係省庁等と連携して検討を進めている。

第2節 文化財分野における国際協力の推進

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠である。我が国は、長年にわたり、国内外の文化財に関する優れた調査研究を行うとともに、保存修復のための高度な技術を開発し、経験を蓄積してきた。文化財保護の国際的な取組が進展する中で、我が国に対する期待はこれまで以上に高まっている。

また、平成18年6月、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が公布・施行され（参照：第Ⅰ部第11章第3節）、19年12月には、具体的指針となる「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」が策定された（参照：第Ⅰ部第11章第6節）。

このような流れの中、文化庁は、次のような施策を展開してきている。

1. 国際社会からの要請等に基づく国際支援

(1) 文化遺産保護国際貢献事業

文化庁は、平成16年度から、紛争や自然災害により被災した文化遺産について関係国・機関からの要請などに応じ、我が国専門家の派遣、及び相手国専門家の招へい等を行うなど、緊急に取り組むべき文化遺産国際協力を迅速に行う「文化遺産保護国際貢献事業」を実施している。

平成18年度からは、新たに発足した文化遺産国際協力コンソーシアムを通じ、外務省・国際交流基金等関係機関と協力しながら次の事業を実施している（参照：第Ⅰ部第11章第5節）。

- 平成16年度～18年度 アフガニスタン国立公文書館所蔵の文字文化財保存支援
- 平成17年度～18年度 インドネシア・アチェ州立公文書館への支援
- 平成17年度～ ベトナム・タンロン皇城遺跡への専門家派遣
- 平成18年度～19年度 インドネシア・ジャワ島中部地震被災状況調査支援

(2) アフガニスタンへの文化遺産国際協力

文化庁では、「アフガニスタン等文化財国際協力会議」（平成14年9月～15年8月）の提言に基づき、アフガニスタンなどにおける文化遺産保存修復に関する国際的な協力を行ってきた。独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所では文化遺産国際協力センターを中心に、「西アジア諸国等文化遺産保存修復協力事業」の一環として、バーミヤン遺跡の考古学的調査及びアフガニスタンの文化財専門家や修復家の招へい研修を行っている。

(3) ユネスコ・アジア文化センター (ACCU) における研修事業

平成11年度から、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所 (ACCU奈良事務所) において、アジア太平洋地域から専門家等を招へいし、文化遺産保護調査修復研修 (集団・個人研修) を実施している。平成12年度から19年度までに32か国139人 (集団研修: 113人, 個人研修: 26人) が研修を受けている。19年度は、9月に集団研修, 10月に個人研修を実施した。

また、平成19年度からは無形文化遺産保護の分野でも研修事業をはじめ、「無形文化遺産保護のための集団研修」として、20年1月に、東京都、京都府、大阪府においてアジア・太平洋地域から12か国、アフリカ・ラテンアメリカ地域からオブザーバーとして2か国の行政官・専門家等を招へいした。

2. 二国間の国際交流・協力等

(1) 在外日本古美術品の修復

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所などでは、欧米諸国を中心とする諸外国の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力を進めている。平成18年度からは、国内での修復のほかに海外の美術館の協力の下、海外に修復工房を設置し、日本古美術品の修復を行っている (表6—10)。

表6—10 在外日本古美術品保存修復協力事業

開始年度	美術館名	作品名
平成11年度 8館16点	リンデン民族学博物館 ハンブルグ工芸博物館 大英博物館	釈迦十六善神図 1幅 日吉山王祭礼図 1双 (2点) 弁財天図 1幅
	ニューヨーク公立図書館 ミネアポリス美術館 メトロポリタン美術館 ベルリン東洋美術館 ギメ東洋美術館	白描源氏物語絵巻 6巻 阿弥陀来迎図 額装1面→1幅 南蛮兜 1頭 黒漆鼓胴 1筒 花鳥螺鈿食籠 1合 靈照女図 額装1面→1幅 虎孔雀獅子鶏蒔絵洋櫃 1基
平成12年度 7館53点	ロサンゼルス・カウンティ美術館 ソアレス・ドス・レイス美術館 プリンストン大学付属美術館	出山釈迦図 1幅 金剛薩た菩薩像 1幅 南蛮人渡来図 1双 (2点) 十一面観音図 1幅 文使い図 1隻 遊女、かむろ図 1幅 兼盛像 1幅 蓬萊蒔絵手箱 1合 風景蒔絵螺鈿ナイフボックス 1合 刀剣 43点
	ミシガン大学付属美術館 ハンブルグ工芸博物館 アシュモリアン美術館 メトロポリタン美術館	
平成13年度 7館80点	ネルソン・アトキンス美術館 ロサンゼルス・カウンティ美術館 クリーブランド美術館	琴棋書画図 1双 (2点) 文殊菩薩像 1幅 五秘密菩薩像 1幅 二河白道図 1幅 不動明王二童子像 1幅 四季耕作図 (田起こし苗床) 1隻 (屏風→襖) 花草蒔絵鎌倉彫筆筒 1基 刀剣 72点
	インディアナポリス美術館 ミネアポリス美術館 フィラデルフィア美術館 メトロポリタン美術館	
平成14年度 7館12点	大英博物館 ベルリン東洋美術館 ミネアポリス美術館	地藏菩薩像 1幅 騎獅文殊菩薩像 1幅 伝狩野山楽筆四季耕作図屏風4曲1隻
	ハンブルグ工芸博物館 ベルン歴史博物館 メトロポリタン美術館 バイエルン国立民俗博物館	雲谷等益筆林和靖陶淵明図屏風6曲1双 (2点) 清水宇治図屏風 6曲1双 (2点) 兜 (島津家) 1頭 唐草螺鈿空穂 1合 移鞍 2背 源氏蒔絵螺鈿化粧箱1基

平成15年度	大英博物館 ミネアポリス美術館	不空絹索観音二神将像 1幅 四季耕作図(田植え)4曲1隻(屏風→襖) 四季耕作図(灌水)4曲1隻(屏風→襖) 十一面観音菩薩像 1幅 依屋宗達画本阿弥光悦書鹿下絵和歌巻 1巻 芭蕉図屏風 6曲1双(2点) 伝土佐光吉筆源氏物語図屏風 2曲1隻 和歌浦時絵十種香箱 1基 猩々漆絵油壺 1口
7館10点	サンフランシスコ東洋美術館 シアトル美術館 ホノルル美術館 ピーボディ・エセックス博物館 クリーブランド美術館	
平成16年度	ギメ東洋美術館 キヨソネ東洋美術館	大政威徳天縁起絵巻6巻 勝川春章筆春駒図 1面→1幅 葛飾北斎筆大原女図 1面→1幅 金剛童子像 1面→1幅 諸尊集会図 1幅 黒鞆腰取威筋兜 1頭 耕作図蒔絵料紙箱 1基
5館12点	ケルン東洋美術館 メトロポリタン美術館 ロサンゼルス・カウンティ美術館	
平成17年度	ベルギー王立美術歴史博物館	京洛図屏風 6曲1双(2点) 涅槃図 1幅 平家物語図屏風 6曲1双(2点) 天河弁才天曼荼羅図 1幅 烏図屏風 6曲1双(2点) 二河白道図 1面 山水人物蒔絵筆筒 1基
5館10点	オーストリー応用美術博物館 ワルシャワ国立博物館 シアトル美術館 スペイン国立装飾美術館	
平成18年度	オーストリー応用美術博物館 ロイヤル・オンタリオ美術館 チューリッヒ・リートベルグ美術館 ナールステク博物館 ブラハ国立美術館 クラコウ国立美術館 キヨソネ東洋美術館 ケルン東洋美術館	源平合戦図屏風 6曲1双(2点) 洛中洛外図屏風 6曲1双(2点) 阿弥陀三尊来迎図 1面 保元物語図屏風 6曲1隻 狩野派風流陣図屏風 4曲1隻 歌川豊春筆見立反魂香図 1幅 花卉螺鈿ライティングビューロー 1基 楼閣山水螺鈿筆筒 1基 花樹鳥獸蒔絵螺鈿洋櫃 1基 雷文鱗紋螺鈿提子 1合
平成19年度	ヒューストン美術館 キンベル美術館 オーストラリア国立美術館 オーストラリア・ヴィクトリア国立美術館 ハンガリー・ホップ・フレンツ工美術館 オーストリー応用美術博物館 ウィーン国立民族学博物館	日吉山王祭礼図屏風 多武峯維摩会本尊図 釈迦十六善神像 花鳥図屏風(波月等薩筆) 源氏九曜紋蒔絵箱 楼閣山水蒔絵箱 月琴

(2) アジア・太平洋地域の文化財建造物の保存修復協力

文化庁では、アジア・太平洋地域の文化財建造物の保護に協力している。平成17年度には、ベトナムの農村集落の共同調査を取りまとめ、その成果に基づき、ドンラム村が17年11月に、伝統的農村集落保存の第1号として、ベトナムの国指定文化財となった。また、インドネシアの歴史的建造物の保存修復事業への技術協力も実施しており、韓国とは、毎年、日韓文化財建造物保存協力協議会を相互に開催して文化財保護行政の発展のための協力・交流を行っている。

また、アジア諸国からは、文化財建造物の専門家・技術者を招へいして様々な研修を実施している。

表6-11 文化財建造物保存修復等協力事業 交流実績

年度	ベトナム		ブータン		インドネシア		韓国	
	派遣	招へい	派遣	招へい	派遣	招へい	派遣	招へい
平成11年度		6	3	1	3	3		
平成12年度	5		2	1	4	4		
平成13年度		3	2	1	6	3		
平成14年度	7				3	2	2	
平成15年度	7	2			3		6	
平成16年度	2				4	2	3	
平成17年度	2				6	6	13	4
平成18年度	2	2			3		3	
平成19年度	4	2			4		5	

※数字はのべ人数

(3) イタリアとの文化財協力

文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと文化財交流を進めている。平成18年2月には、文化庁、イタリア大使館、朝日新聞社の共催で、日・伊シンポジウム「人類の文化遺産—国際協力を守る」を東京で開催した。日・伊専門家会合を重ね、19年3月、伊吹文部科学大臣（当時）とルテッリ伊文化財・文化活動大臣（副首相）（当時）が、日・伊文化遺産国際協力の文書に署名した。今後は、両国の保存修復等の現場を活

用して、共同研究、専門家の相互派遣、情報交換などを実施するとともに、第三国における文化遺産の保存修復に協力するため、専門家による共同チームを編成して、専門家の派遣、研修の実施や情報交換などを実施することとなった。また、壁画の修復、景観保護等についても、イタリアと共同で行っていくこととなった。

このように、文化遺産国際協力の先進国との交流を深めることにより、我が国の文化遺産国際協力の強化に努めている。

(4) 文化財保存修復研究国際センターとの連携協力

文化財保存修復研究国際センター（International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property ICCROM：イクロム）は、昭和31年の第9回ユネスコ総会の決議に基づき、34年に政府間機関としてローマに設置され、文化財の保存・修復に関する研究の促進、助言・勧告の付与、研究者・技術者の養成等を行っている。我が国は、イクロム発足当初から、特にアジアにおける文化財修復技術の中心国として加盟を要請され、42年12月19日の閣議決定により加盟し、44年以降、我が国代表が理事に選出されている。

我が国は欧米と異なる「木の文化」を代表する国として、平成12年度からイクロムに文化財専門家を派遣し、文化財保護分野における国際貢献を推進している。

第7章

著作権施策の展開

第1節 法制度の整備

1. 平成11年以降の著作権法改正の動向

インターネット等の普及によるデジタル化・ネットワーク化の進展により、著作権法制度を取り巻く社会状況は日々めまぐるしく変化している。それに伴い、従来著作権法制度が想定していなかった創造、流通、利用及び管理の方法が出現し、その都度、法制度についても時宜を逃さず検討を行い、結論の出たものから速やかに法改正を行ってきた。

平成11年～20年の間には6回の改正が行われた。改正内容について、以下に詳細を記載する。

(1) 平成11年の著作権法改正

- ① 技術的保護手段の回避に関する規定を整備すること
- ② 権利管理情報の改変等を行うことを、著作権等の侵害行為とみなすこと
- ③ 著作者等の権利として、譲渡権を認めること
- ④ 上映権を、全ての著作物に認めること
- ⑤ 録音物（レコード等）による再生演奏について、演奏権が働くようにすること

平成8年（1996年）12月に世界知的所有権機関（WIPO）において採択された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」（WCT）等に対応するため、①～⑤の改正を行った。

このうち、①については、技術の発展により技術的保護手段の回避専用装置等が社会に広く出回ることになり、著作権者の利益を不当に害する事態が生じてきたことを受け、回避専用装置等の譲渡等に罰則を課すとともに、技術的保護手段を回避して行う複製については、それが私的使用目的で行われるものであっても権利制限の対象外とすることとした。

②については、著作物等に付加された権利管理情報の除去や改変が著作権等の保護に深刻な影響を及ぼすこととなるため、これらの行為を著作権等を侵害する行為とみなすこととした。

③については、従来は映画の著作物についてのみ頒布権が認められていたところ、WIPO著作権条約においては、著作物の分野を限定せず、著作者に販売又はその他の所有権の移転により、その著作物の原作品及び複製物を公衆に提供する権利を認めていること等から、新たに映画以外の著作物について、その複製物等を公衆へ譲渡することについて権利を認めることとした。

④については、従来は映画の著作物にのみ上映権が認められていたところ、映像表示技術の進歩等により、映画以外にも写真、美術、言語、音楽などあらゆる著作物が上映の形態で利用されるようになってきていることなどから、これらの著作物についても上映権を認めることとした。

また、⑤レコード等による再生演奏については、現行法制定当時は即時に演奏権が働くとした場合社会に与える影響が大きいと考えられたため、経過措置として原則自由としていた。しかし、WTO（世界貿易機関）から条約違反の可能性が指摘されるなどの国際的な非難が懸念され、また有線音楽放送の普及によって経過措置の廃止に伴う直接的な社会的影響は減少していることから、経過措置を廃止し、レコード演奏についても演奏権が働くこととした。

(2) 平成12年の著作権法改正

- ① 視覚障害者のための点訳データのネットワーク送信等、聴覚障害者のための「リアルタイム字幕」のネットワーク送信について、著作権者の許諾なく行えるようにすること
- ② 著作権等侵害にかかる損害賠償請求訴訟において、著作権者等の立証の負担を軽減するための措置を講ずること
- ③ 法人に対する罰金刑の上限額を引き上げること (300万円→1億円)
- ④ 保護期間の相互主義について規定の整備をすること

① デジタル化・ネットワーク化の進展により、多様な著作物が利用できるようになったことに伴い、障害者についても、著作物の利用の円滑化を図るための法改正を行った。

具体的には、視覚障害者のための点訳について、データを保存し公衆送信すること、放送、または有線放送される著作物について聴覚障害者のために行われる「リアルタイム字幕」の公衆送信について、著作権者の許諾なく行うことができることとした。

② 著作権等侵害に関する民事上の救済規定について、著作権等の侵害行為の立証の負担を軽減するため、裁判所による文書提出命令の規定の範囲を拡充することや、立証が性質上困難であるときに裁判所が当事者間の事情を勘案した相当な損害額の認定をすることができることとする等々の措置を講じた。

(3) 平成14年の著作権法改正

- ① 放送事業者・有線放送事業者に対し「送信可能化権」を付与すること
- ② 実演家に対し「実演家人格権」を付与すること
- ③ レコードの保護期間の起算点を、「録音されたとき」から「レコード

が発行されたとき」に変更すること

- ① インターネットでの無断送信を差し止める権利については、昭和61年には著作者に、平成9年には実演家、レコード製作者に付与されたが、放送事業者及び有線放送事業者に対しては、従来インターネットの送信速度が遅く放送番組の送信は事実上困難であったため、権利は付与されていなかった。しかし、インターネットでの送信速度が向上し放送番組についても送信が簡単に行えるようになったため、放送事業者や有線放送事業者にも権利を付与して無断再送信の差し止めができることとした。
- ② 従来は技術の制約により実演の改変を行うことは困難であったが、例えばパソコン上でダンサーの体型を変えてしまったり、歌手の歌声の音質を変えてしまうといったことがデジタル技術の発達によって容易にできるようになった。そこで、実演家に、「著作者人格権」として、その名誉・声望を害する改変が行われぬものとする「同一性保持権」を付与するとともに、実演を公衆に提供する際に実演家名を表示するか否か等を決定することができるものとする「氏名表示権」を付与することとした。
- ③ 従来はレコードの保護期間の起算点は「録音されたとき」であったが、W P P T (実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約)への加盟のため、W P P Tの定めるところと同様に変更することとした。

(4) 平成15年改正

- ① 映画の著作物の保護期間を、公表後50年から70年に延長すること
- ② 教育機関等における著作物の利用について、著作権者の許諾なく行える範囲を拡大すること
- ③ 著作権侵害にかかる損害賠償請求訴訟において、侵害行為及び損害額の立証負担軽減のための措置を講ずること

- ① 映画の著作物の保護期間については、映画の著作物の保護期間を70年としている諸外国においても日本の映像コンテンツは50年しか保護されず不利な状況に置かれていたこと等の問題に対応するため、これを70年に延長することとした。
- ② 情報化の進展や学習形態の変化に対応するため、新たに、以下の利用について、著作権者等の許諾なく行えることとした。
 - a) 教育機関における授業の過程における児童生徒による教材等の複製
 - b) 教育機関において、授業の遠隔地同時中継を行う場合の教材等のネットワーク送信
 - c) インターネット等による試験問題の送信
 - d) 「拡大教科書」の作成のための複製

(5) 平成16年改正

- ① 国外で販売用の商業用レコードについて、日本国内への還流防止に係る措置を導入すること
- ② 著作権者に書籍・雑誌の貸与権を付与すること
- ③ 罰則について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げること（懲役刑：3年→5年、罰金刑：300万円→500万円（法人罰則については1億円→1億5,000万円））、及び懲役刑と罰金刑の併科ができるようにすること

- ① アジア地域等においてJ-POPを中心とした日本の音楽の需要が高まってきている一方、相対的に物価水準の低いアジア地域等において販売された安価なレコードが日本国内に還流すれば、権利者の経済的利益を害することとなる。このため、権利者の利益を保護し、日本のレコードの海外への進出を促進するため、海外での販売を目的として海外で発行された商業用レコードの輸入等を、一定の条件を満たす場合に著作権等を侵害する行為とみなすこととした。

- ② 昭和59年の貸与権創設当時、書籍・雑誌の貸与業を営んでいたのは、小規模な貸本屋のみであったため、著作権者に対する経済的不利益は些少であるとして、書籍・雑誌の貸与については暫定措置として当分の間自由に行えることとされていた。しかし、大規模かつ全国的にレンタル業を展開する事業者が出現してきたことにより、漫画家や作家等の著作物の経済的不利益が顕在化してきた。そこで暫定措置を廃止し、書籍・雑誌の貸与について著作権者の貸与権が及ぶこととして、レンタル業による書籍等の利用の対価を著作権者が確保できるようにした。

(6) 平成18年改正

- ① IPマルチキャスト放送により放送を同時再送信すること等について、権利関係を見直すこと
- ② 録音図書をインターネット送信すること、特許審査や薬事行政手続等において文献の複製をすること、機器の保守修理時においてバックアップを取る等について、著作権者の許諾なく行えるようにすること
- ③ 海賊版を輸出すること及び輸出目的で所持することについて、著作権侵害とみなすこと
- ④ 罰則について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げること（懲役刑：5年→10年、罰金刑：500万円→1,000万円、法人罰則：1億5,000万円→3億円）

- ① IPマルチキャスト放送とは通信回線を用いて大量の情報を送信することができる技術であり、平成23年（2011年）の地上デジタル放送への全面移行に向け、難視聴地域への番組提供のための補完路としての役割を果たすことが期待されている。しかし、著作権法上この技術を用いた送信は有線放送ではなく自動公衆送信に当たり、利用する際、有線放送と比べてより広範な権利処理を行う必要があった。そこでIPマルチキャスト放送に

よる放送の同時再送信を円滑に実現するために、有線放送と同等の権利関係となるよう法制度の整備を行った。

- ② 情報化等の時代の変化や様々な社会のニーズ等を踏まえて、以下の利用について、著作権者の許諾なく行えることとした。
- a) 視覚障害者に対する録音図書のインターネット送信
 - b) 特許審査等及び薬事行政手続における文献の複製
 - c) 機器の保守・修理等におけるバックアップのための複製

2. 映画盗撮防止法の制定

映画の盗撮の防止に関する法律（映画盗撮防止法）が、議員立法により第166回国会において成立し、平成19年8月30日から施行された。

この法律は、映画の盗撮によって作成された映画が海賊版DVDとして多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していたことから、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定め、映画文化の振興と映画産業の健全な発展を目的とするものである。

著作権法上では、個人及び家庭内での使用目的であれば著作者に許諾なく複製することができる（私的複製）ため、映画盗撮の取締りの際「私的複製」であると主張されると、実務上取り締まることが困難であった。そこで同法では、許諾のない映画の撮影について「私的複製」には当たらないこととし、著作権侵害行為として取り締まることができるようにした。

第2節 円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通の形態を劇的に変化させている。このような状況の中、文化庁では、著作物の流通促進の観点から、次のような施策を行っている。

1. 著作権等の集中管理制度の見直しについて

(1) 著作権の集中管理制度のあらましと著作権等管理事業法について

他人が創作した著作物を利用する場合には、原則として著作権者に事前に許諾を求めなければならない。しかし、利用者側からすると、例えば多数の著作物を一度に利用する場合などは、それぞれの権利者に個別に許諾を得なければならないし、また、著作権者の側からしても、利用を求めてくる多数の利用者と一つ一つ契約を結び、許諾を与えていく手続は煩雑である。

そこで、我が国をはじめ各国において、多数の著作権者等の委託を受けて著作権等を集中的に管理し、利用者に著作物の利用の許諾を与え、徴収した使用料を権利者に分配する業務（著作権等管理事業）が行われている。この集中管理方式による権利処理のシステムは、利用者は複数の権利者との交渉手続きによるコストを軽減することができ、著作権者も自身の権利管理に追われることなく新たな著作物の創作に集中することができるなど、利用の円滑化と権利の適切な保護を図るための有効な手段と考えられている。

我が国の著作権等管理事業は、昭和14年以来、60年以上にわたって著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律（仲介業務法）によって、その法的基盤が定められてきたが、仲介業務の実施について許可が必要となっている、対象となる著作物の種類等が限られているなどの指摘を踏まえ、著作権等管理事業に関する新たな法的基盤を確立するため、平成13年10月に、仲介業務法が廃止され、新たに著作権等管理事業法が施行された。

著作権等管理事業法と仲介業務法の違いは以下の表のとおりである。

表7-1 管理事業法と仲介業務法の比較

	対象となる権利及び著作物の分野	業務の実施に関する規制	使用料の額に関する規制
<旧法：仲介業務法> (昭和14年～)	著作権（音楽、小説、脚本）	許可制	認可制
<新法：著作権等管理事業法> (平成13年10月1日～)	著作権・著作隣接権（全般）	登録制	届出制

(2) 制定後の円滑な実施のための取組など

著作権等管理事業法は施行後3年を経過した時点で見直すこととされており、平成16年度に、文化審議会著作権分科会において同法の見直しについて検討が行われた。その結果、同法の見直しの必要は当面ないものの、著作権等管理事業者への指導監督の強化の必要性や、同法の規制対象外の管理業務の実態把握に努めることなどの課題が挙げられた。

これらの課題に対応するため、文化庁では、文化庁への各種手続に関する事務の効率化を行った。また、同法の規制対象外の事業者の実態調査を実施するとともに、著作権等管理事業者に対する厳格な指導監督を行っている。

表7-2 著作権等管理事業者の登録事業者数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規登録数	21*1	8	9	2	4	0	2
廃止数	0	0	1	6	2	0	2
合計登録数	21	29	37	33	35	35	35

*旧仲介業務法により許可を受けた4団体を含む

(平成20年3月1日現在)

2. 新たな著作権ビジネスの創出支援

我が国のコンテンツ関連産業は今後の成長が見込まれる分野として大きな期待が寄せられている。このため、文化庁では、平成15年度から著作権ビジネスの創出支援等に関する調査研究を実施している。また、これらの研究成果については公開のシンポジウムやホームページへの掲載を行うことにより、関係者の関心を高める努力を行っており、ここで提言した新しいビジネスモデルが実用化されるなど、着実に成果を上げている。

3. 文書による著作権契約の促進

小説や音楽などの著作物を利用する際には、著作物を創作した者と利用す

表7-3 著作権ビジネスの創出支援等に関する調査研究

	著作権ビジネス等に関する調査研究	コンテンツ流通促進シンポジウム
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 「著作物の流通・契約システム」の調査研究 「プロデュース」「マーケティング」「流通」「契約」「クリエイター育成」「日本文化戦略」の6つの視点から、既存のビジネス・技術・インフラにとらわれない、また、単なる既存の仕組の改善の抽出に留まらない、次世代に発展を遂げる可能性を秘めた新しいビジネスモデルのアイデアの創出について検討 過去の放送番組の二次利用の促進に関する検討会 過去の放送番組の保存と二次利用の現状を把握・分析し、著作権契約の円滑化を中心に課題の解決に向けて必要な方策を検討 	<p>第1回コンテンツ流通促進シンポジウム (平成16年6月28日) 「コンテンツビジネスの未来は輝いているか?」</p> <p>第2回コンテンツ流通促進シンポジウム (平成16年12月1日) 「放送番組は、ブロードバンド配信の主流となり得るか?」</p>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ評価・ビジネスモデルに関する調査研究 我が国においても外部の制作資金の導入による映像コンテンツの制作を促進するために、1.制作資金の調達と映像コンテンツの流通について現状どのような問題点があるのか、2.投資・融資の対象となるコンテンツの資産価値をどのように評価すればよいのか、3.資金調達が可能なするためのビジネスモデルにおける課題はどのようなものかを検討 	<p>第3回コンテンツ流通促進シンポジウム (平成17年7月13日) 「日本映画界は、ハリウッド映画並みの大作をつくれるのか?—外部資金の活用を考える—」</p>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 音楽著作権等の資産評価手法と当該著作権を用いた資金調達に関する調査研究 音楽に係る著作権、著作権隣接権の資産評価の手法の確立と資金調達システムを構築する場における問題点を整理 	<p>第4回コンテンツ流通促進シンポジウム (平成18年7月19日) 「進化する音楽著作権ビジネス—音楽著作権等を活用した資金調達の可能性を探る—」</p>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方についての調査研究 従来の著作権法が想定していなかった著作物の創造・流通・利用・管理形態が広がっている現状を踏まえ、新しい時代に即した著作権制度のあり方について、既存の著作権制度や契約システム、商慣行等にとらわれない、長期的な視野に立って検討 	<p>第5回コンテンツ流通促進シンポジウム (平成19年7月13日) 「次世代ネットワーク社会の到来は著作権制度を揺るがすのか?」</p>

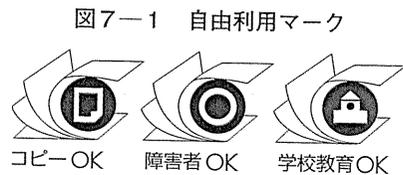
る者との間で、予め著作物の利用条件や利用範囲などについて契約を結ぶことが望ましい。しかし、インターネットなどを通じて誰もが簡単に著作物を創作したり利用できるようになった現代においては、作家と出版社、歌手とレコード会社のように、いわばプロとプロとの間で契約が交わされるだけでなく、著作物の創作・利用を本業としていない者にも著作権契約に関わる機会が増していると言える。しかしながら、そういった一般の方々には、著作権に関する法律はもちろん、書面での契約締結にも慣れていない場合が多いのが実情であると思われる。

そこで文化庁では、平成16年度から18年度までの間に、広く一般の方々向けに、契約書作成の支援をする以下の3つのシステム等の開発を行った。

- 平成16年度 「著作権契約書作成支援システム」
 - ・契約書のひな形を半自動作成するシステム
- 平成17年度 「誰でもできる著作権契約マニュアル」
 - ・著作権契約の基本的な考え方や具体的な条項等を分かりやすく解説
- 平成18年度 「誰でもできる著作権契約 導入編」
 - ・契約の必要性を理解し、契約の考え方に慣れてもらうことを目的としたマニュアル

4. 「自由利用マーク」の普及

インターネット上などで提供される著作物について、その円滑な利用を図るため、自由利用が可能な範囲をあらかじめ権利者が明示する「自由利用マーク」を平成15年2月に策定し、その普及に努めている（文化庁ホームページ参照：<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html>）。



第3節 著作権教育の充実

インターネット時代を迎え、著作権に関する知識や意識は、広く多くの人々にとって不可欠なものとなっている。こうした新しい状況に適切に対応するため、文化庁では、平成14年度から著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ぼうプロジェクト」を実施しており、これまでに、児童生徒が楽しく学べる学習ソフトや著作権Q&Aデータベースの開発・公開、様々なニーズに応じた著作権講習会の開催（国民一般向け、教職員向け等）、著作権教育研究協力校による指導方法等の研究、著作権教育用パンフレット等の作成・公開、全国の中学3年生へのマンガ教材の配布等を行ってきた。これらの施策に加え、20年度からは新たに『はじめて学ぶ著作権』教材開発（①著作権について難解な法律用語を使わずに理解できる事例集の製作、②インターネット上で配布するマンガ著作権教材の製作と、その教材を活用した指導方法の研究開発）を行っている。

第4節 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、パソコンが1台あれば著作物のコピー等が簡単にできるようになるとともに、インターネットを通じて、国境を越えた著作物の流通が活発に行われるようになった。

文化庁では、このような現状に対応した適切な海賊版（違法複製物）対策と国際ルールの構築を積極的に推進している。

1. アジア地域における海賊版対策

アジア諸国においては、我が国のアニメ、音楽、映画、ゲームソフトなどに対する関心が高まる一方で、これら我が国の著作物を違法に複製した海賊版が大量に流通しており、放置することのできない深刻な問題となっている。

海外における海賊版の生産・流通を防ぐためには、我が国の権利者が侵害発生地の民事・刑事のシステムを活用して、自ら迅速に対抗措置を講ずることができる環境整備が不可欠である。

(1) 二国間協議

現在、侵害事例が多く発生している中国、韓国等との二国間協議を実施している。日中間は平成14年に、日韓間は、18年に著作権協議を開始し、原則年一回開催している。

この他、日中経済パートナーシップ協議、日韓文化交流局長級協議、また、日台間の貿易経済会議といった一連の会議で著作権問題の協議を行い、様々なチャンネルで海賊版対策・取締の強化を要請している。

(2) 海賊版対策セミナー（東京セミナー）の開催

平成8年度より毎年、アジア・太平洋諸国等の著作権関係者を招へいし、各国における動向や各国間の連携協力の在り方等について情報交換・意見交

換を行うための国際セミナーを開催している。20年度は、従来のセミナーを発展させ、日米EUが共通して問題視するアジア諸国の海賊版問題解決に向けての対策強化に努める。

(3) 権利行使の支援

文化庁と著作権関係団体等が連携・協力し、我が国権利者が侵害発生地で実際に権利執行を行う際に役立つハンドブックを作成し、それを活用した権利執行セミナーを国内外で開催している。平成19年度からは、侵害発生国の税関職員等取締機関職員を対象に真贋判定等を行うトレーニングセミナーを実施している。

また、著作権関係団体やコンテンツ産業等が、積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくため、平成14年に発足した「コンテンツ海外流通促進機構」の活動を支援している。

(4) 欧米との連携

二国間・多国間会議の場を活用し、海賊版対策に係る情報交換等を実施している。

(5) 官民連携の推進

平成14年から知的財産全体の保護を推進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」が毎年実施する対中ミッションに参加している。

(6) 途上国対象の協力事業

文化庁からWIPO（世界知的所有権機関）に対して、平成5年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、WIPOと共同で、各国の国内法の整備や著作権管理団体の育成を支援する、アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）を実施している。

図7-3 海賊版対策関係施策

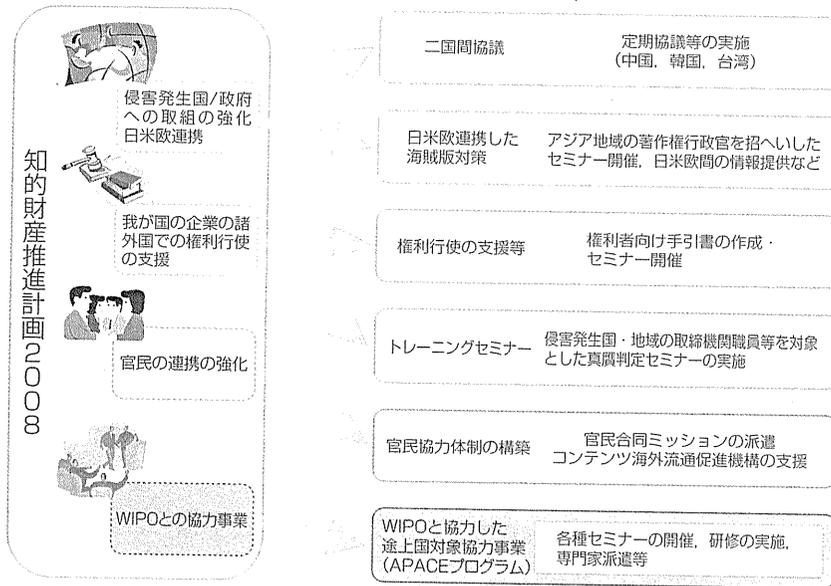


図7-4 主要な著作権関連条約



2. 国際ルール作りへの参画

著作物は、貿易やインターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、明治19年(1886年)に策定された著作権の保護に関するベルヌ条約をはじめ、早くから国際ルール作りが行われてきた。我が国は、これまでベルヌ条約のほか、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約、インターネット時代に対応した著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)や実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)などを締結している。

また、我が国は現在、世界知的所有権機関(WIPO)で検討が進められている放送機関や視聴覚的実演の保護に関する新条約の議論にも積極的に参画している。

さらに我が国は、アジア地域を中心に、WCTやWPPT等への加入を働きかけている。

第5節 当面の課題

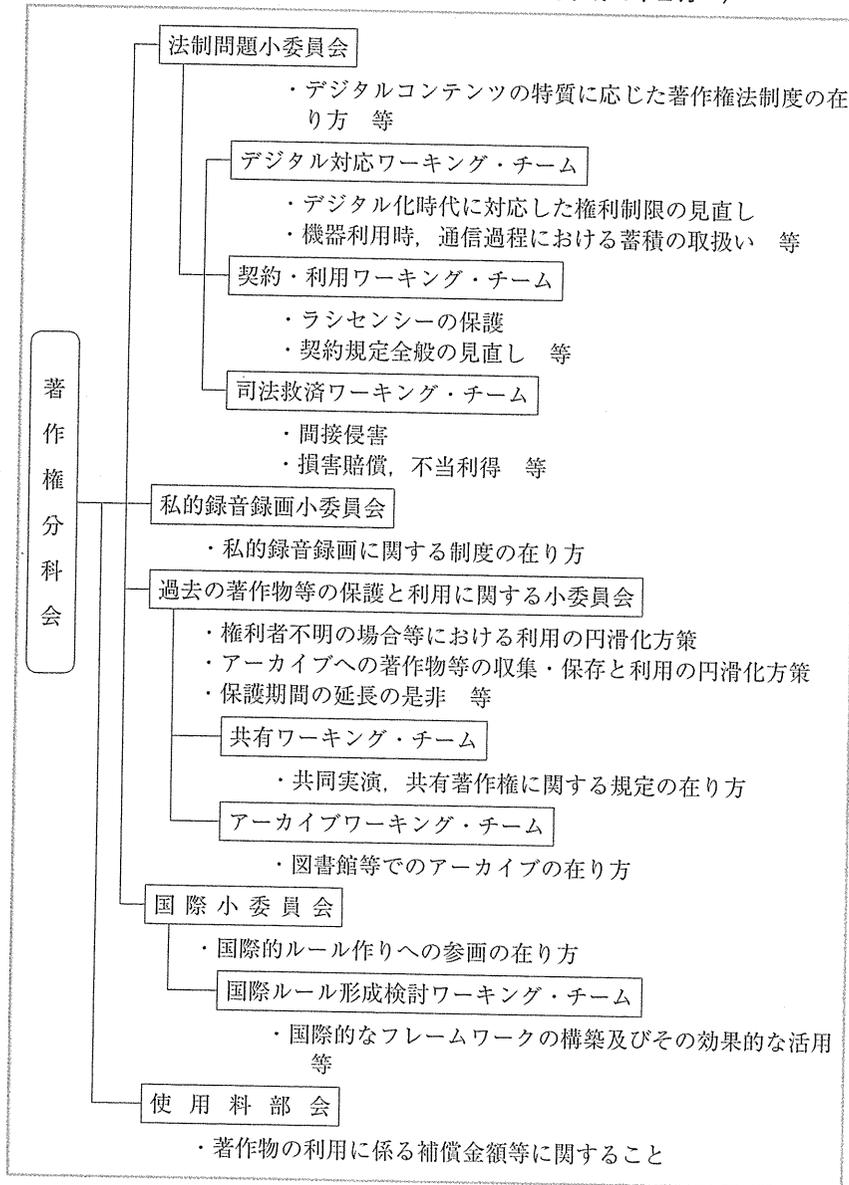
現在、文化審議会著作権分科会に「法制問題小委員会」、「私的録音録画小委員会」、「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」、「国際小委員会」の4つの小委員会を設けて、様々な課題について議論を行っている。

■法制問題小委員会

本小委員会においては、①「デジタルコンテンツ流通促進法制」として、コンテンツのインターネットでの二次利用の円滑化をはじめデジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴う著作物の創作・利用形態の変化等に対応した著作権制度の在り方、②海賊版の拡大防止のための措置として、海賊版の譲渡告知行為の防止策及び親告罪の範囲の見直し、③権利制限の見直しとして、障害者福祉関係、検索エンジンに係る法制上の課題等について検討を行っている。

■私的録音録画小委員会

図7-5 著作権分科会組織図（第8期平成20年2月～）



個人的な利用を目的としてCDや放送からデジタル方式で行う録音・録画について、権利者に補償金を支払うこととする私的録音録画補償金制度（平成4年に導入）に関し、平成18年の著作権分科会における抜本的な見直しの提言を受け、近年の新たな形態の録音録画機器・記録媒体の普及や著作権保護技術の進展など、私的録音録画を巡る状況変化を踏まえつつ、制度の見直しについて検討を行っている。

■過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会

権利者不明の場合や、複数の権利者のうち一部の者の許諾が得られない場合等の利用円滑化方策、図書館等で著作物等の収集・保存・公開を行う「アーカイブ事業」の円滑化方策、現在、死後50年とされている著作権の保護期間を欧米並みに著作者の死後70年まで延長することの是非等について、検討を行っている。

■国際小委員会

本小委員会においては、アジア地域等における海賊版対策施策や、WIPOにおける放送機関及び視聴覚的実演の保護に関する国際的ルール作りへの参画の在り方等につき、検討を行っている。今後も、不透明感を増す著作権をめぐる国際動向を分析しつつ、著作権を巡る国際的課題への対応の在り方について、引き続き検討を進めていく予定である。

第8章

国語施策の推進

第1節 国語施策の必要性

国語は、国民の生活に直接関係し、我が国の文化の基盤を成すものである。そのため国語の在り方などについては、時代の変化や社会の進展に応じて、適切に検討し、必要な改善を図っていくことが求められる。

今日の国語表記（漢字仮名交じり文）は、漢字、平仮名を主体としながら、必要に応じて、片仮名、ローマ字などを用いており、それぞれの文字の持つ機能を生かしたものとなっている。一方で、この表記の多彩さが、国語・国字問題として、明治以来今日に至るまで幾多の論点となり、従来の国語施策では、表記に関する事項を主に取り上げてきた。

近年では、人間関係の変化や価値観の多様化ともあいまって、いわゆる言葉の乱れの問題や敬語の不適切な使用の問題等がしばしば論じられている。さらに、情報化、国際化の進展などにより新たな問題も発生している。

また、日本国内だけでなく、諸外国においても日本語に対する興味と関心が高まっており、これに適切に対応することが求められている。これからの世界は、異なる言語・文化を持つ者がいかに意思疎通を図るかという問題がますます切実なものとなることが予想される。

このような現実を踏まえて、国語については、平明、的確で、美しく、豊かな国語を目指すための広い視野に立った施策を展開していくとともに、国民の国語に対する認識が深まり、国語を大切にす精神が高まるような施策を実施していく必要がある。

第2節 国語施策と審議会

国語は、国民の日常生活に広く関連するとともに、一国の教育や文化の進展とも深くかかわっている。国語に関する問題を施策として取り上げるに当たっては、慎重な調査・研究を重ねることで、問題点の所在を見極めることが重要である。また同時に、広く各方面の意見を聞きながら、慎重な審議を尽くすことが必要である。

現在、内閣告示・訓令となっている「常用漢字表」や「現代仮名遣い」などは、広く社会の各界を代表する学識経験者や専門家で構成される審議会でもとめられた答申に基づくものである。

戦後から今日に至る、国語審議会及び文化審議会（国語分科会）の主要な答申等と実施状況は、図8—1のとおりである。

1. 新しい時代に応じた国語施策の在り方について

国語審議会は、平成3年の外来語の表記に関する答申の後、現代の国語をめぐる諸問題について問題点の整理を行い、その結果を文部大臣に提出した。これを受けて、5年11月24日に、文部大臣は国語審議会に対し「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」の諮問を行った。

これは、情報化、国際化の著しい進展、人々の価値観の多様化や世代間の意識の差の拡大などに対応して、新しい時代に応じ得るよう、広い視野に立って国語の問題全般を取り上げていくことを求めたものである。

これを受け、国語審議会は、平成12年に「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」、「国際社会に対応する日本語の在り方」の三つを答申した（参照：第I部第13章第1節）。

2. 文化審議会における審議と答申—国語力、敬語、漢字

平成13年、新たに文化審議会が発足したことに伴い、国語審議会は廃止された。国語施策に関しては文化審議会に国語分科会を設置して引き続き審議

図8-1 内閣告示・訓令にかかわるもの
① 内閣告示・訓令にかかわるもの
国語審議会(国語分科会)の主要な答申等と実施状況

国語審議会	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	現行の内閣告示・訓令
1 国語ノ統制 二開スル件 2 漢字ノ調査 二開スル件 3 仮名遣ノ改定 二開スル件 4 文体ノ改善 二開スル件 (昭10. 3)	当用漢字表(昭21. 11) 当用漢字審議会(昭22. 9) 当用漢字字体表(昭23. 6) 現代かなづかい(昭21. 9) 現代かなづかい(昭21. 11)	当用漢字表(昭21. 11) 当用漢字審議会(昭23. 2) 当用漢字字体表(昭24. 4) 現代かなづかい(昭21. 11)	国語施策の改善の具体案について(昭41. 6)	常用漢字表(昭56. 3) 改定現代仮名遣い(昭61. 3) 外来語の表記(平3. 2)	常用漢字表(昭56. 10) 現代仮名遣い(昭61. 7) 外来語の表記(平3. 6)
建議					
	「送りかなのつけ方」について(昭33. 11)	送りかなのつけ方(昭34. 7)		改定送り仮名の付け方(昭47. 6)	送り仮名の付け方(昭48. 6)

② 内閣告示・訓令にかかわらないもの

国語審議会	諮問	答申
新しい時代に応じた国語施策の在り方について(平5. 11)	現代社会における敬禮表現(平12. 12) 表外漢字字体表(平12. 12) 国際社会に対応する日本語の在り方(平12. 12)	
文化審議会国語分科会	諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に求められる国語力について(平14. 2)	これからの時代に求められる国語力について(平16. 2)	
敬語に関する具体的な指針の作成について(平17. 3)	敬語の指針(平19. 2)	
情報化時代に対応する漢字政策の在り方について(平17. 3)	(審議中)	

することになった。文化審議会は、国語分科会での審議を経て、16年には「これからの時代に求められる国語力について」を答申した。

平成17年には、文化審議会国語分科会が「国語分科会で今後取り組むべき課題について」を報告した。これを受けて、文部科学大臣は、「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」という二つの諮問を行い、敬語については、19年に「敬語の指針」が答申された。なお、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」に関しては、現在審議中である(参照：第Ⅰ部第13章第2節)。

第3節 国語施策の普及

広範多岐にわたる国語問題に対応するとともに、国民の間で、より一層国語に関する認識が深まり、国語を大切にする意識が高まっていくことを目的として、次のような諸施策を講じている。

1. 国語に関する意識啓発等

(1) 国語に関する世論調査

平成7年度から毎年、現代の社会状況に伴う日本人の国語意識の現状について調査するための「国語に関する世論調査」を実施している。この世論調査は、3,000人規模の全国調査で、調査対象者を16歳以上の男女の中から統計的手法により無作為抽出して面接調査するものである。集計結果は、国語施策を進める上での参考とされるとともに、詳細な報告書として市販されている。また、その概要を文化庁ホームページ(http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/yoronchousa/index.html)で公表することで、国民の国語意識の啓発に役立っている。

(2) 国語問題研究協議会

国語問題研究協議会は、我が国の国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の

方法等について研究協議することを目的とするもので、昭和25年から開催を続けている。現在は、毎年、東日本、西日本の両地区で、各1回開催している。教職員、社会教育関係者、図書館関係者、報道・出版関係者、国及び地方公共団体の職員などを対象に、2日間にわたり、国語施策の概要説明、答申等の内容説明、課題ごとに設定された部会における研究協議、近年の答申の内容を実践に生かすための参加体験型講習を行っている。

(3) 国語施策懇談会

国語施策懇談会は、平成5年度から開催しているもので、文化審議会での国語に関する審議状況を国民に知らせるとともに、審議会で検討している課題に関して、広く意見を求めるための懇談会である。

(4) 答申説明会

答申説明会は、文化審議会の答申を、国民に広く知らせ、普及させる目的で開催している。

平成13年度は、12年12月の三つの答申「現代社会における敬意表現」、「表外漢字表」、「国際社会に対応する日本語の在り方」それぞれについての説明、質疑応答及び講演を、札幌市、仙台市、大阪市、福岡市の4か所で開催した。16年度は、16年2月の答申「これからの時代に求められる国語力について」の説明、質疑応答及び講演を、仙台市、大阪市、福岡市の3か所で開催した。19年度は、19年2月の答申「敬語の指針」についての説明、質疑応答及び講演等を、仙台市、大阪市、福岡市、伊丹市の4か所で開催した。

また、毎年東京で開催される国語施策懇談会（参照：第Ⅱ部第8章第3節1. (3)）において、審議状況の説明だけでなく、答申が出されたときにはその答申の説明、質疑応答等も行っている。

(5) 国語施策情報システム

平成14年5月から、インターネットを通じて、国語施策に関連する資料を提供している（参照：<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>）。ここでは、漢字や仮名遣いなどの国語表記の基準をはじめ、明治時代から現在に至る審議会などでの検討・審議など、国語施策に関する情報を掲載している。

2. 美しく豊かな言葉の普及

(1) 「美しい日本語のすすめ」

平成13年3月、当時の文化庁長官の提唱で「現在、いわゆる「言葉の乱れ」が指摘されている中で、美しく豊かな日本語を一人一人が意識し、これを広く国民の間に浸透させるための方策等について共に語り、検討・協議を行う」ことを目的として、「美しい日本語について語る会」（中西進座長）が発足した。この討議の成果をまとめたものが、「美しい日本語のすすめ」（平成14年5月、国立印刷局発行・販売）として刊行されている。

(2) 「言葉」について考える体験事業

「美しい日本語について語る会」の発足と併せて、言葉遣いや表現について実践的に学ぶ機会を設ける必要があるという認識の下に「言葉」について考える一親と子のためのワークショップ」の開催を始め、平成13年度に6か所、14年度に12か所で開催した。

平成15年度からは、「親と子」という参加者の制限を緩めるとともに、「言葉」について考える体験事業」と改称し、19年度までに全国83か所で開催した。この事業では、演劇、詩、俳句、川柳、落語などの第一線で活躍する方々を講師に招いて、その方々による直接指導を通して、児童生徒を中心とした参加者に対し、適切な言葉遣いや言葉による表現等を実践的に学ぶ機会を提供している。

(3) 「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業

児童生徒をはじめとした地域住民の国語力向上に寄与する、「言葉」に関する参加体験型講習（ワークショップ）の指導者を養成することを目的とした事業である。

地域で独自に「言葉」をテーマに実践的に学ぶ場を継続的に設けたいという希望がありながら、そのような地域の指導者が確保できないという地域に対して、指導者養成の場を提供するため、平成19年度から実施している（平成19年度は3か所で開催）。

第4節 日本語教育の推進

日本語には日本国民にとっての「国語」としてだけでなく、外国語あるいは第二言語としての側面がある。近年、海外においては、仕事上の関心ばかりでなく、日本文化等に対する関心が高まり、多くの人々が日本語を学んでいる。また、国内においては、外国人の定住化傾向の進展に伴って、日常生活に必要な日本語学習に対する需要が高まっている。

1. 地域に定住する外国人に対する日本語教育施策の沿革

国内の日本語教育の対象者は、昭和50年代半ばまでは、留学生、研修生、ビジネス関係者等が中心であった。50年代半ば以降、インドシナ難民、中国帰国者、国際結婚の配偶者などの日本語支援に関連して、ボランティア活動が各地で始まり日本語教室が運営され始めた。平成2年以降は、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により急増する日系南米人及びその家族にまで支援の範囲は広がった。

(1) 地域日本語教育推進事業

文化庁は、地域における日本語教育の需要の高まりを受け、我が国に在住する外国人に対する日本語学習支援の充実と、その在り方を調査研究する目

的で平成6年度から12年度にかけて、八つのモデル地域を指定して、日本語教室の開催や日本語指導者養成のための講習会の開催等の事業を委嘱により実施した。事業終了後の各報告書の中で特に多く提言されたのは、①ネットワーク構築の必要性、②リソース（人材・情報）センターの設置、③コーディネーターの配置であった。また、④指導者の養成や⑤外国人年少者への対応なども、課題として挙げられた。

(2) 各種調査研究協力者会議での検討

平成10年度には、「今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議」が設置され、国の日本語教育施策の指針となるべく「今後の日本語教育施策の推進について—日本語教育の新たな展開を目指して—」（11年3月19日）の報告書を取りまとめた。

続いて平成11年度には、「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が設置され、「日本語教育のための教員養成について」（12年3月30日）を取りまとめ、12年度には「日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議」が設置され、「日本語教育のための試験の改善について—日本語能力試験・日本語教育能力検定試験を中心として—」をそれぞれ取りまとめた。これらの一連の報告書は、その後の日本語教員養成機関の教育内容の充実や日本語教育能力検定試験等の内容・方法の改善等へとつながっている。

(3) 地域日本語教育活動の充実方策に関する検討

「地域日本語教育活動の充実方策に関する調査研究協力者会議」が平成13年度から15年度にかけて設置され、6年度から12年度までに実施された地域日本語教育推進事業の成果・報告も踏まえながら協議を重ね、「地域日本語学習支援の充実—共に育む地域社会の構築へ向けて—」（平成16年7月）を取りまとめた。

2. 日本語教育施策の新たな展開

国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーションの手段としての日本語の学習を振興するとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため、日本語教育施策は新たな展開を見せている。平成19年度においては、難民に対する日本語教育事業など従来から行っているものを含め、関係省庁・機関と連携しながら次のような施策を講じている。

(1) 日本語教育実態調査、日本語教育大会の実施

多様化する日本語の学習需要に対応するため、国内の日本語教育の現状把握を目的とした実態調査を行っている。平成19年11月1日現在、国内における日本語教育の実施機関・施設等数は1万1,801機関・施設、日本語教師数は3万1,234人、日本語学習者数は16万3,670人で、過去最高となっている（図8-2）。

また、日本語教育に関するシンポジウムや日本語教育に関する事業の報告等を併せて実施する日本語教育大会を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図っている。

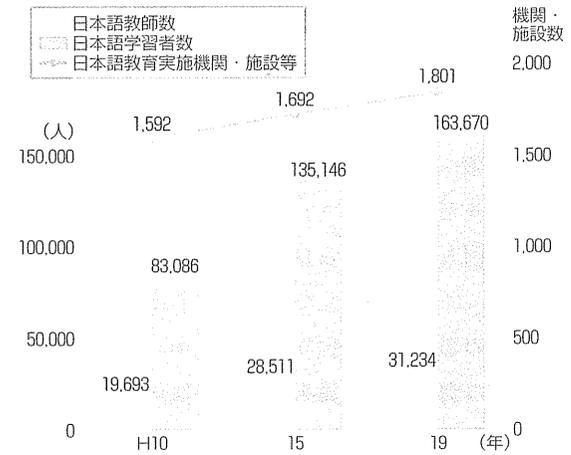
(2) 難民救援のための日本語教育事業委託

我が国に定住を希望する条約難民に対し、通所式施設において日本語教育を実施するとともに既に退所したインドシナ難民及び条約難民に対するフォローアップ（日本語ボランティア団体等への支援、日本語教育相談等）を行っている。

(3) 中国帰国者に対する日本語教育

中国からの帰国者に対して、日本語教材、指導参考書等の作成・配布等を通じて日本語学習支援を行っている。

図8-2 日本語教育実態調査の概要



(4) 地域日本語教育支援事業

ボランティア等が主体となっている地域日本語教育の一層の充実を図るため、平成18年度から研修会の実施、日本語教室設置運営、教材作成、関係機関の連携を推進するための協議会の開催等の4分野について、事業の企画を公募し委嘱している。

(5) 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

我が国に居住する外国人が日本語が分からないことから生じる様々な社会的問題を解消し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送れるようにするために、平成19年度から「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室の設置や日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発、日本での生活を始めるに当たって必要な日本語学習についてのハンドブックの作成等を行っている。

(6) 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の設置

文化審議会国語分科会は、平成19年7月に日本語教育小委員会を設置し、外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを踏まえた日本語教育の在り方について検討している。20年2月に報告された「国語分科会日本語教育小委員会における審議について」では、今後取り組むべき日本語教育の課題が報告された。これを受け、現在、「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」について審議されている。なお、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」についての審議では、独立行政法人国立国語研究所の「生活のための日本語」に関する調査研究の成果の一部が活用されている。

第5節 国立国語研究所

明治以来、国語国字の改善を図るための専門・常設の研究機関が求められていた。戦後、国語に関する科学的・総合的な研究を行う有力な機関を設置すべきであるという要望の高まりの中で、昭和23年、文部省直轄機関として国立国語研究所が設置された。同研究所は、43年に文化庁の附属機関となり、平成13年には、文部科学大臣を主務大臣とする独立行政法人に移行した。独立行政法人国立国語研究所は、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的としており、科学的な調査研究、それに基づく資料の作成・公表、国語施策への寄与などを目標としてきた。

なお、同研究所は、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」の中で、法人形態の見直しを行うこととして、大学共同利用機関法人への移管が決定された（参照：第Ⅰ部第2章第2節4.）。

第9章 我が国の宗教の現状と宗務行政の推進

第1節 我が国の宗教の現状

1. 我が国の宗教の概要

(1) はじめに

今日、我が国には多種多様な宗教団体が存在しているが、これらの宗教団体は、それぞれ歴史的に形成され、日本の社会に根付き、発展してきた。それは、各宗教団体の組織の在り方や地域分布において顕著である。また、日本人各人にとっての宗教を考えた場合も、その意識、行動は歴史的・社会的影響を受けていることが各種の調査、統計から窺える。

(2) 日本の宗教の多様性の成立

日本人の宗教心の根底にあるのは祖先崇拜であるとよく言われる。しかし、それだけではなく、あらゆる自然現象に霊威を認めるアニミズム的考え方は、今なお、日本人の心の奥に息付いているし、往古に始まった農耕儀礼は、今日に至るまで神社を中心に四季折々の祭りとして日本人の生活の基調をなしてきた。飛鳥時代に伝来した仏教は、次第に日本化され、鎌倉時代以降、数多くの日本的仏教宗派を生み出してきた。また、仏教と同時期に伝えられた儒教、道教は、成立宗教（独自の教義や実践の体系と教団組織を備えた宗教）として確立されることはなかったが、国家観、倫理観をはじめ民間信仰のレベルに至るまで、その与えた影響は少なくない。キリスト教は、江戸幕府の禁圧にあったものの、幕末以降、知識人を中心に大きな思想的影響を与え、在来の諸宗教の在り方に深い問い掛けをなした。このような状況の

中で、近代以降、新しい宗教が次々と生み出され、それらの中には神道、仏教、キリスト教いずれの宗教にも属さない宗教も誕生してきた。このようにして、「日本は宗教の生きた博物館」と言われるような、今日の姿が形作られてきたのである。

(3) 日本の宗教団体

我が国において現在活動している宗教団体は、おおむね神道系、仏教系、キリスト教系及び諸教に分類される。これらの分類ごとに文部科学大臣所轄の宗教法人となっている全国的な教派、宗派、教団を中心にその状況を紹介する。なお、文中の教団数、信者数等は、文化庁で実施する「宗教統計」によるものであり、各宗教法人の報告に基づき集計している。

① 神道系

神社神道系は、神社における祭祀を中心とした宗教団体である。特定の創唱者を持たないという点で、宗教学でいうところの自然宗教、民族宗教に該当すると考えられている。中でも神社本庁は、9,629万人の信者を擁する包括宗教法人であり、全国の宗教法人となっている神社のうち99%に当たる7万9,028社を包括しており、信者数においても我が国最大の宗教団体となっている。毎年、著名な神社では大勢の初詣の人数を集めていることが報道され、また祭礼などを通して地域社会と密接にかかわっている。

他方で、教派神道系、新教派系は、特定の開祖が一定の神道的教義を創唱することによって成立した宗教団体である。このうち教派神道系は、幕末維新期に創設され、戦前に公認されていた13の神道教派及びそれらの系譜を引くもので、黒住教、出雲大社教、大本、御嶽教、金光教など71教団があり、信者数は352万人である。教派神道系の施設では、神社よりも教会と呼ばれるものの方が多い。また、新教派系は、上記の13派とはかかわりなく新たに創設されたもので、42教団、信者数32万人である。

② 仏教系

天台系は、平安時代初めに伝教大師最澄が開いた天台宗の流れをくむもので、20宗派・教団、信者数は336万人である。比叡山延暦寺を総本山とする伝統的宗派である天台宗が、宗教法人となっている全天台系寺院の76%を包括する。また、修験道系の宗派や、念法眞教、孝道教団などのいわゆる新宗教系の教団も含まれている。

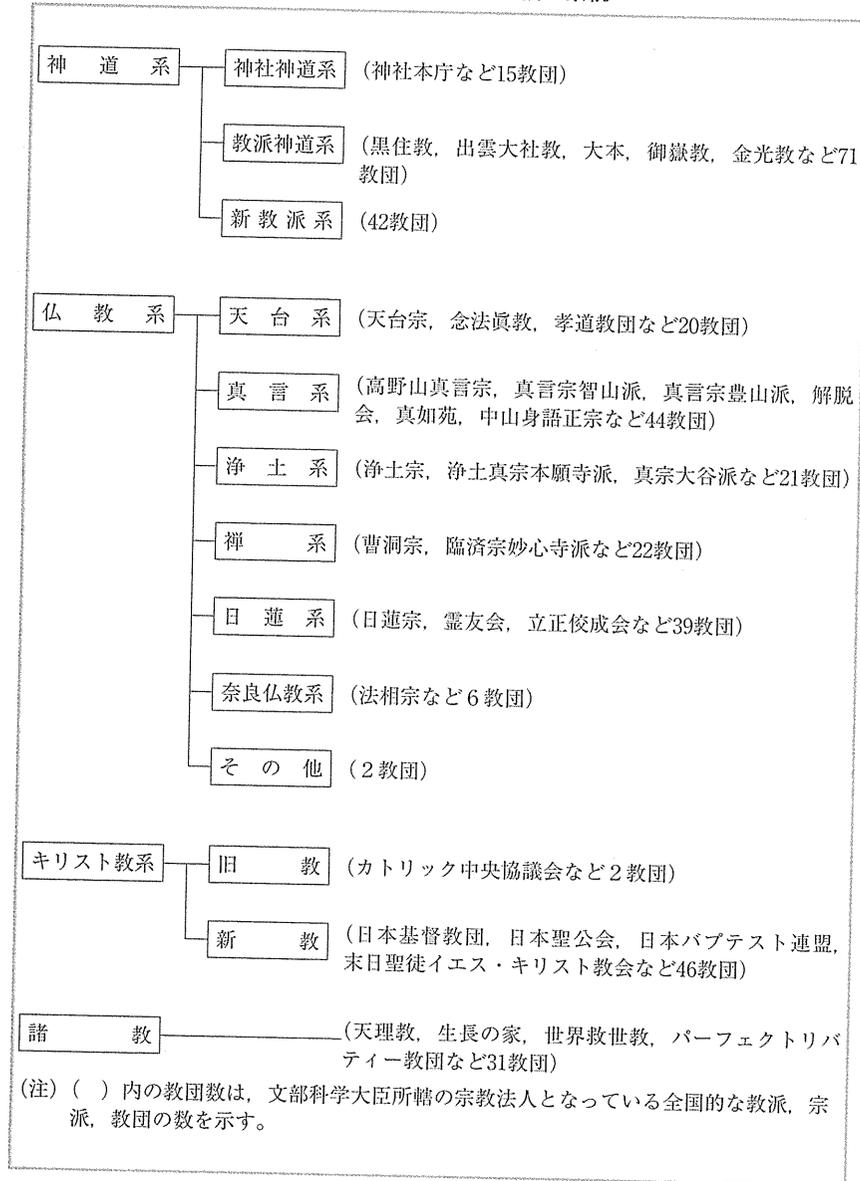
真言系は、同じく平安時代初めに弘法大師空海が開いた真言宗の流れをくむもので、44宗派・教団、信者数は1,014万人である。伝統的宗派では、高野山金剛峯寺を総本山とする高野山真言宗、智積院を総本山とする真言宗智山派、長谷寺を総本山とする真言宗豊山派が大きく、それぞれ宗教法人となっている全真言系寺院の28%、23%、21%を包括する。また、修験道系の宗派や、解脱会、眞如苑、中山身語正宗などのいわゆる新宗教系の教団も含まれている。

浄土系には、鎌倉時代初めに法然が開いた浄土宗系統の各派、その弟子親鸞を祖とする真宗系統の各派のほか、同じく鎌倉時代に一遍が開いた時宗、平安時代末に良忍が開いた融通念仏宗など21宗派・教団があり、信者数は1,933万人である。中でも、知恩院を総本山とする浄土宗、西本願寺を本山とする浄土真宗本願寺派、東本願寺を本山とする真宗大谷派が大きく、それぞれ宗教法人となっている全浄土系寺院の23%、34%、29%を包括している。

禅系には、鎌倉時代に栄西らが中国から伝えた臨済宗各派、同じく鎌倉時代に道元が伝えた曹洞宗、江戸時代初めに隠元が伝えた黄檗宗など22宗派・教団があり、信者数は176万人である。なかでも曹洞宗は、宗教法人となっている全禅系寺院の70%を包括する。次いで臨済宗妙心寺派が大きい。

日蓮系は、鎌倉時代に日蓮が創唱した教えに基づくもので、39宗派・教団、信者数は1,539万人である。伝統的宗派では、身延山久遠寺を総本山とする日蓮宗が、全日蓮系寺院の69%を包括している。日蓮系では、霊友会、立正佼成会などのほか、包括宗教法人ではないが創価学会などいわゆる新宗

図9-1 我が国の宗教の系統



教の大教団が多いこともその特徴である。

奈良仏教系は、法相宗^{ほっそう}など奈良時代の南都六宗の系譜を引くもので、6宗派、信者数は71万人である。

③ キリスト教系

旧教には、ローマ・カトリック系とロシア正教会系があり、2教団、信者数は46万人である。教会数、信者数ともにローマ・カトリック系のカトリック中央協議会が90%以上を占める。

新教には、英国教会系、ルター派系、カルバン派系などの諸教派があり、46教団、信者数は54万人である。なかでも、戦前、新教各派が合同して結成した日本基督教^{キリスト}教団は、宗教法人となっている新教の教会の52%を包括している。このほか、日本聖公会、日本バプテスト連盟、末日^{まつじつせいと}聖徒イエス・キリスト教会の教会も多い。

④ 諸教

文化庁では、以上に挙げた神道系、仏教系、キリスト教系の3系統に分類されない団体を諸教としてまとめている。これらの中には複数の宗教が融合して成立した宗教や、従前からあるいずれの宗教とも関係なく独自に創唱されて成立した宗教もある。

この中には世界的な展開規模と長い歴史を持つイスラームも含まれる。また、諸教の教団には、大正末から終戦前後に誕生したいわゆる新宗教系の教団が多いという傾向がある。例えば、パーフェクトリバティー^{せいちょう}教団、生長の家、世界救世教などの教団が属している。

また、天理教は、戦前、教派神道13派の一つであったが、戦後、教派神道を脱し、現在は諸教に入っている。

なお、諸教に分類されるもののうち、包括宗教法人は31教団あり、その信者数は660万人である。

2. 我が国の宗教団体・法人数、信者数の動向

文化庁では、毎年、宗教法人と都道府県の協力を得て、「宗教統計」を作成している。以下では、この統計によって我が国の宗教団体・法人数、信者数の動向を紹介する。

(1) 現状

我が国で活動している宗教団体の全部を細大漏らさず知ることは困難であるが、文化庁が把握できた限りでも約22万の宗教団体が存在する。そのうち宗教法人となっているものは、平成18年末現在、18万2,868法人である。この宗教法人数の内訳を示したのが表9-1である。

宗教法人には、神社、寺院、教会等の法人（単位宗教法人）と、これらを包括する教派、宗派、教団等の法人（包括宗教法人）の2種類あり、包括宗教法人は400法人、単位宗教法人は18万2,468法人ある。単位宗教法人のうち、いずれの教派、宗派、教団等にも包括されない法人（単立宗教法人）は6,503法人あり、この中には教団的規模を持つ大きな宗教法人も含まれている。単位宗教法人について、宗教法人となっていないものも含めた宗教団体数を示したのが図9-3である。

また、図9-4に示した我が国の信者総数は、先に示した約22万の宗教団体の信者数を合算したもので、平成18年末現在、約2億884万人である。

(2) 推移

宗教法人数について過去50年間、全体としては大きな変動がなかった。宗教法人のうち、神道系の神社、仏教系の寺院の大半は歴史的経緯から宗教法人となっており、全国の単位宗教法人数の大部分を占めている。

信者数について、過去50年間における5年ごとの信者数の推移を示したのが図9-2である。系統ごとに増減の傾向が異なっているのは、各教派、宗派、教団ごとの実際の増減が反映された以外にも、新しい団体の出現や、既

表9-1 宗教法人数総括表

(平成18年12月31日現在)

所轄	区分 系統	包 括 宗 教 法 人	単位宗教法人				小計	合計
			被包括宗教法人			単 立 宗 教 法 人		
			文部科学 大臣所轄 包括宗教 法人に包 括される もの	都道府県 知事所轄 包括宗教 法人に包 括される もの	非法人包 括宗教団 体に包 括される もの			
文部科学 大臣所轄	神道系	128	23	—	1	62	86	214
	仏教系	154	146	—	5	107	258	412
	キリスト教系	60	35	—	1	200	236	296
	諸教	31	26	—	—	50	76	107
	計	373	230	0	7	419	656	1,029
都道府県 知事所轄	神道系	7	83,074	146	132	1,946	85,298	85,305
	仏教系	11	74,473	67	398	2,470	77,408	77,419
	キリスト教系	8	2,676	28	45	1,313	4,062	4,070
	諸教	1	14,676	2	11	355	15,044	15,045
	計	27	174,899	243	586	6,084	181,812	181,839
合	計	400	175,129	243	593	6,503	182,468	182,868

表9-2 宗教団体・法人の教師、信者数

(平成18年12月31日現在)

項目	系統	宗教団体・法人				総数
		神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	
宗教団体 (宗教法人を含む)	神社	81,295	21	—	57	81,373
	寺院	16	77,158	2	34	77,210
	教会	5,667	2,437	6,995	17,838	32,937
	布教所	1,055	2,400	1,158	20,425	25,038
	その他	755	3,978	1,175	1,504	7,412
	計	88,788	85,994	9,330	39,858	223,970
宗教法人	神社	81,235	19	—	47	81,301
	寺院	13	75,866	—	31	75,910
	教会	3,767	1,220	4,039	14,700	23,726
	布教所	163	99	23	52	337
	その他	206	462	236	290	1,194
計	85,384	77,666	4,298	15,120	182,468	
教師	男()	50,380(44)	167,193(480)	27,267(2,022)	86,391(203)	331,231(2,749)
	女()	28,510(90)	146,466(397)	4,769(727)	137,440(179)	317,185(1,393)
	計()	78,890(134)	313,659(877)	32,036(2,749)	223,831(382)	648,416(4,142)
信者	106,817,669	89,177,769	3,032,239	9,817,752	208,845,429	

(注) ・教師数のうち()内は外国人教師・宣教師数

図9-2 系統別信者数の推移

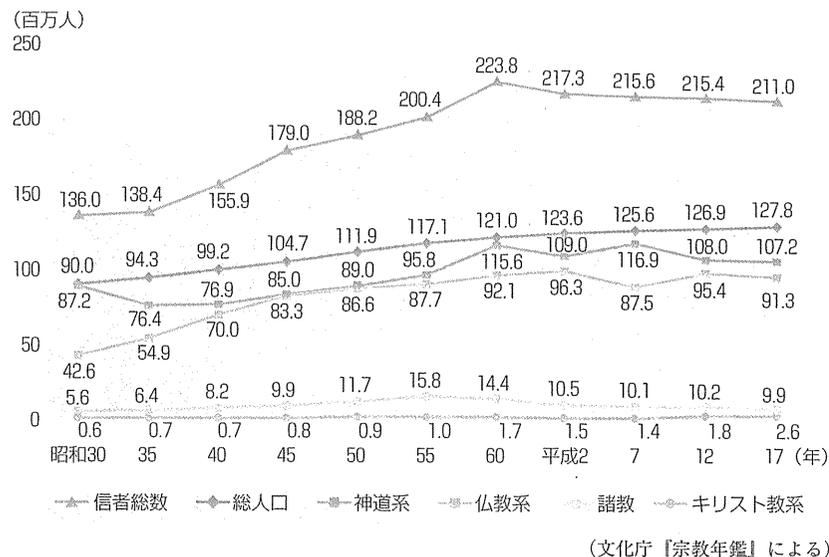
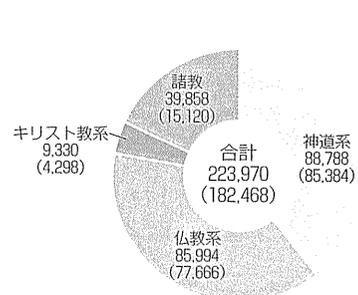
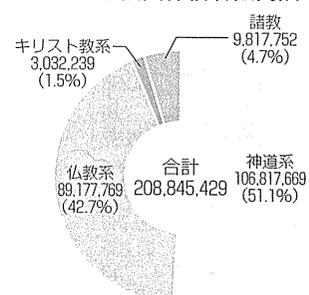


図9-3 単位宗教団体数内訳



(注) () 内は単位宗教法人数

図9-4 宗教団体信者数内訳



(文化庁『宗教年鑑』による)

第2節 宗務行政の推進

1. 宗教法人法と宗教法人審議会

(1) 宗教法人法の概要

宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的としている。このため、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則を最大限尊重し、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性の二つの要請を基本としてその体系が組み立てられている。

同法は、昭和26年7月3日の制定以来、実質的な改正は行われていなかったが、社会状況の大きな変化に対応し、所轄庁がその責任をより適切に果たし、宗教法人の管理運営の民主性、透明性を高めるため、平成7年12月25日に一部改正を行った(8年9月15日施行)。

宗教法人法の特徴の第一は、宗教法人の規則の作成、変更、合併等について所轄庁の認証を必要とする「認証制度」を採っていることである。

「認証」とは、法律で定める要件を備えているかどうかを審査し、それを認めたことを表示する行為である。認証制度は、宗教団体の実態を備えないものが宗教法人になったり、法令に適合しないような規則が作成されたりすることを防止している。

第二は、責任役員制度である。宗教法人の事務決定機関として責任役員を3人以上置き、そのうちの1人を宗教法人を代表する代表役員とすることとしている。これらの代表役員及び責任役員の資格等は、宗教法人の特性に応じ自由に規則で定めることができるとされている。

第三は、公告制度である。財産の処分等や合併、解散等、宗教法人の重大な進路の決定に当たっては、公告によりあらかじめ信者その他の利害関係人に周知させ、宗教法人の公正な運営と自主性の発揮に期待するとともに、その公共性を重んじている。なお、同様の趣旨から、信者その他の利害関係人

であって、閲覧について正当な利益を有し、不当な目的でない者には、宗教法人の事務所備付け書類の閲覧請求権が認められている。

宗教法人の自主性を尊重する観点から、所轄庁の権限は、①宗教法人設立の際の規則、規則変更、合併又は任意解散の認証、②設立又は合併の認証の1年以内の取消し、③公益事業以外の事業に対する停止命令、④裁判所に対する解散命令の請求、⑤ ②～④に該当する疑いがある場合の報告徴収・質問に限られており、宗教法人に対する一般的な監督命令権、強制的な調査権等は有しないものとされている。

なお、宗教法人は、登記をした場合に所轄庁に届け出なければならないほか、毎会計年度終了後4か月以内に、役員名簿、財産目録等、一定の事務所備付け書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

(2) 宗教法人審議会

文部科学省には、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が置かれている。同審議会は、宗教法人法の規定によりその権限に属している事項を処理するほか、所轄庁が権限を行使するに関し、文部科学大臣に意見を述べることができる。具体的には、文部科学大臣が所轄の宗教法人に対して不認証の決定をしようとするとき、所轄庁が報告徴収・質問、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消しをしようとするとき、認証に関する決定に関する不服申立てに対して文部科学大臣が却下以外の裁決又は決定をしようとするとき等においては、必ず宗教法人審議会の意見を聞かなければならないこととされている。

2. 宗務行政の推進

(1) 事務所備付け書類の写しの提出制度の徹底

文化庁では、平成7年の法改正により宗教法人に義務付けられた、役員名簿や財産目録などの事務所備付け書類の写しの所轄庁への提出制度につい

て、徹底に努めている。文部科学大臣所轄宗教法人の18年中提出期限分の書類については、約98%の法人から提出されている。

(2) 不活動宗教法人の整理促進

改正法の施行に伴い、所轄庁への書類の提出の有無等から、従来その把握が困難であった、いわゆる不活動宗教法人の実態把握がある程度可能になった。不活動宗教法人は、その名義が売買の対象となり、第三者が名義を悪用して事業を行う等、社会的な問題を引き起こすことがあり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼の失墜を招くおそれがある。このため、文化庁では、都道府県知事所轄法人を含む不活動宗教法人の整理促進に努めている。

近年では、平成16年度から毎年、都道府県の宗教事務担当者を対象として、不活動宗教法人対策会議を開催しているほか、18年度からは、包括宗教法人を対象とした取組を推進しており、不活動宗教法人対策会議の開催や、不活動宗教法人対策手引書の作成・配布などを実施している。

(3) 宗教法人の管理運営の適正化等に向けた取組

文化庁では、都道府県の宗教法人事務担当者及び宗教法人の事務担当者を対象に、各種研修会等を実施し、認証事務等の適切な推進や宗教法人の管理運営の適正化に資する取組を行っている。

都道府県の宗教法人事務担当者に対しては、昭和44年度から、認証事務処理等に関する研修会を実施しており、平成19年度からは、さらに初任者を対象とした宗教法人関係法令に関する研修会も併せて実施している。

宗教法人の事務担当者に対しては、昭和42年度から、(財)日本宗教連盟の協力の下、法人運営上の実務に関する研修会を実施しているほか、平成元年度からは、文部科学大臣所轄の包括宗教法人等の事務責任者に対する講習会も実施している。

そのほか、宗教法人の管理運営の適正化に資するため、宗教法人運営に関するガイドブックや視聴覚教材（ビデオ）を作成し、宗教法人へ配布している。

（4）宗教及び宗務行政に関する調査研究

我が国における宗教の動向を把握するために宗教団体（法人）数、信者数等に関する宗教統計調査を昭和26年度から毎年度実施しており、その調査結果については「宗教年鑑」として作成、公表している。また、諸外国における宗教団体に関する法制度、税制度、宗教と社会とのかかわり等に関する調査研究を平成8年度から実施している。さらに、現在の宗教法人制度が発足してから50年以上が経過し、この間、我が国の社会情勢は大きく変化し、宗教あるいは宗教法人を取り巻く環境も変化しているため、宗教法人制度の運用等に関する諸課題等についての調査研究を平成17年度から行っている。

第10章 アイヌ文化の振興

第1節 アイヌ文化の振興等のための法律の制定

以前には、アイヌに関する政府の総合的な施策として、北海道が行う北海道ウタリ福祉対策について支援措置を講じていたが、昭和50年代に入り、アイヌの人々や関係団体から、北海道旧土人保護法の廃止や新たな立法措置を求める声が高まってきた。その要望を踏まえ、63年、北海道から国に対しアイヌに関する新たな法律の制定等の正式な要請があった。

これらを受け、平成元年12月に政府においても、従来の北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議の下に新法問題検討委員会を設け、2年1月から42回にわたり検討を進めたが、十分な結論を得るには至らなかった。

その後、平成7年3月、内閣官房長官の下に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」（座長：伊藤正己 元最高裁判所判事）が設置された。

同懇談会は、約1年間、11回にわたり我が国におけるアイヌの人々の位置付けについて、様々な角度から議論し、この分野の施策の新たな基本理念及び具体的施策の在り方等について総合的な検討を行い、平成8年4月にその報告を取りまとめた。

この有識者懇談会報告を受けて、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」という。）が、平成9年5月に公布され、同年7月から施行された。アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている。

図10—1 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律概要

【制定経過】

平成9年3月21日 閣議決定・国会（第140回）提出
 5月14日 公布
 7月1日 施行

【立法趣旨】

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とすること。

【法律の概要】

- 1 アイヌ文化の定義
 アイヌ文化とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれから発展した文化的所産をいうこと。
- 2 国及び地方公共団体の責務
 - ① 国は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めなければならないこと。
 - ② 地方公共団体は、当該地域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならないこと。
- 3 施策における配慮
 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。
- 4 基本方針
 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針を定めなければならないこと。
- 5 基本計画
 政令で定める都道府県（関係都道府県を定める政令により北海道）は、基本方針に即して、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定めるものとする。
- 6 指定法人
 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等に関する業務を行う民法法人を、全国を通じて一に限り、指定（アイヌ文化振興・研究推進機構：平成9年11月27日北海道開発庁文部省告示第一号）することができること。

第2節 アイヌ文化の振興等のための施策

アイヌ文化振興法の成立を背景に、平成9年6月に「(財)アイヌ文化振興・研究機構」が設立された。同法人は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等及びアイヌ文化の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を図るための事業を、アイヌの人々の自発的意思を反映しつつ実施することを目的としている。

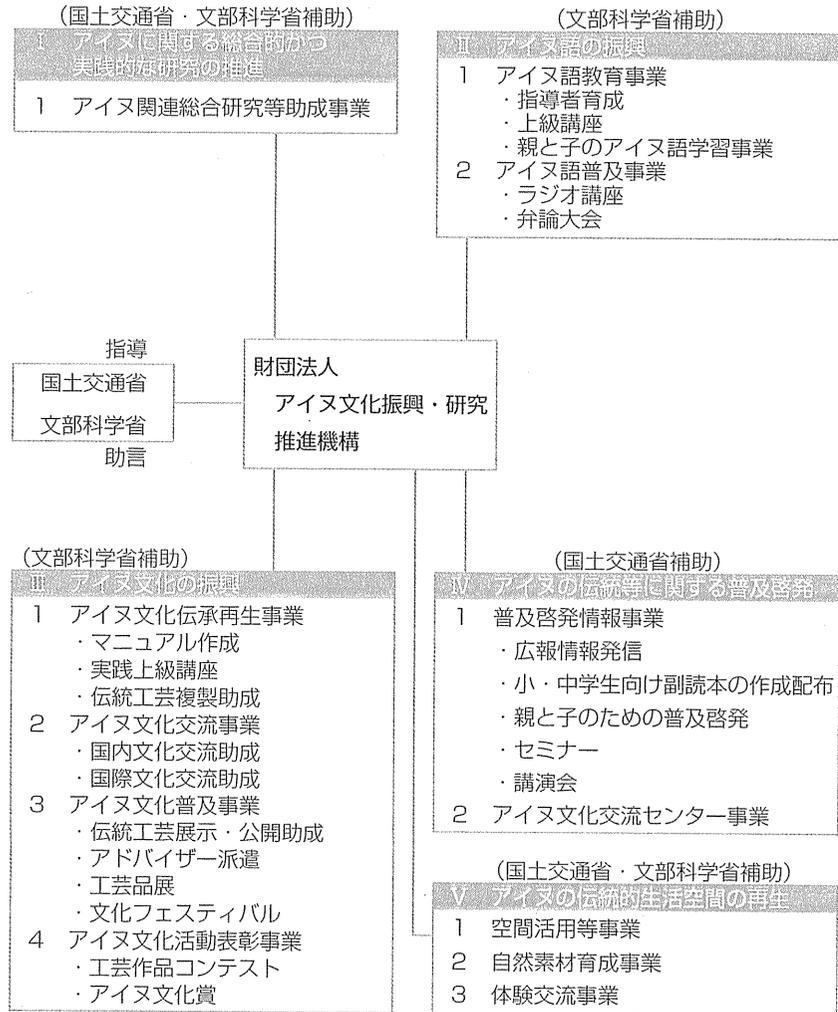
また、同法人は、アイヌ文化振興法に基づき、同法に規定された業務を行う者として、平成9年11月に主務官庁である北海道開発庁（現国土交通省）及び文部省（現文部科学省）から指定された。

以降、文化庁と国土交通省は連携・協力し、同法人の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などから成る事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っている。

平成18年度からは、「ウタリ対策の在り方に関する有識者懇談会」が8年4月にまとめた報告の中の提言の一つであり、アイヌ文化振興施策上の課題

図10-2 アイヌ関連施策事業体系図

(平成19年度)



となっていた「伝統的生活空間（イオル）の再生」について事業化を図り、空間活用等事業、自然素材育成事業及び体験交流事業を実施している。